

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

GMP、QMS 及び GCTP のガイドラインの国際整合化に関する研究

令和 4 年度  
分担研究報告書

研究代表者 櫻井信豪 東京理科大学薬学部  
研究分担者 紀ノ岡正博 大阪大学大学院工学研究科

**研究要旨：GCTP 省令改正に関する検討**

近年、再生医療等製品の製造管理・品質管理に関する国内外の規制に変化が生じている。我が国の医薬品の製造管理・品質管理の基準である GMP 省令については、令和 3 年に国際整合性、規制遵守等の諸課題を踏まえた改正が行われた。また、欧米とその他主要国からなる査察協力のスキームであり、我が国も参加する PIC/S においては、日本の再生医療等製品に相当する製品区分である ATMP を含む生物学的製剤の製造管理・品質管理に関するガイドラインの見直しが行われた。その結果、ATMP の製造管理・品質管理に特化したガイドライン（以下、「Annex 2A」という）が正式なガイドラインとして採択された。

これらの動きを踏まえて、再生医療等製品の製造管理・品質管理の基準である GCTP 省令についても、国際水準の変化に対応した基準とすることが必要と考えられたため、本研究班では一昨年度から改正 GCTP 省令案の検討を進めてきた。

GCTP の運用にあたっても、GMP 省令の改正において課題とされた ICH、PIC/S といった国際的な規制の動向、品質保証体制の更なる充実、及び製造所における不正製造問題や承認書との整合性確保等は、同様に考慮すべきであると考えられた。そのため、昨年度までに改正 GMP 省令における改正事項を取り込んだ改正 GCTP 省令案を作成し、さらに Annex 2A から改正 GCTP 省令案に取り込むべき事項について検討し、改正 GCTP 省令案を確定した。

今年度は、公布された改正 GMP 省令の具体的な運用等を示す令和 3 年 4 月 28 日付監視指導・麻薬対策課長通知（薬生監麻発第 0428 第 2 号）における改正事項を取り込んだ GCTP 課長通知改正案（課長通知案）を作成した上で、Annex 2A との比較、検討を加え、GCTP 課長通知案を確定した。

本研究にご協力を得た方々及び団体

独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本製薬工業協会、日本医療機器テクノロジー協

会 (MTJAPAN)、再生医療イノベーションフォーラム (FIRM) 並びに日本 PDA 製薬学会

## A. 研究目的

令和 3 年に、医薬品の製造管理及び品質管理の基準である GMP 省令が十数年ぶりに改正された。また、我が国の GMP/GCTP 調査当局が加盟している PIC/S (医薬品検査協定及び医薬品検査共同スキーム) において、ヒト用生物学的医薬品に関するガイドラインである Annex 2 が改定され、ATMP (日本の再生医療等製品に相当) に特化したガイドライン (Annex 2A) と、ATMP を含まないその他の生物学的医薬品に関するガイドライン (Annex 2B) に分離され、採択された。それらは、わが国でも令和 4 年 4 月 5 日付で厚生労働省 監視指導・麻薬対策課より事務連絡として周知された。

このように、再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する国内外の規制に関する状況が大きく変化しており、我が国の再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GCTP 省令) についても、国際的な変化を考慮した基準への改正を検討することが求められていた。

本研究班ではそれらの状況を注視しつつ、昨年度までに GCTP 省令の改正案を作成しており、厚生労働省へ改正原案として報告した。今年度は、その解釈を示す GCTP 課長通知改正案を作成し、最終的に厚生労働省へ改正原案として報告することを目的として活動を行うこととした。

## B. 研究方法

当研究班は、各業界団体（日本製薬工業協会、日本医療機器テクノロジー協会

(MTJAPAN) 及び再生医療イノベーションフォーラム (FIRM)、日本 PDA 製薬学会、以下同じ)、アカデミア (大阪大学、国立医薬品食品衛生研究所、富山大学)、独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(PMDA) の担当者で構成している。本年度は計 2 回の会議開催における討議及び研究協力者からの意見提出を通じて、GCTP 省令改正案を踏まえた課長通知案の検討を行った。なお、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での会議ではなく、WEB 会議システムを利用したオンラインでの会議及び電子メールによる意見提出等を行った。

令和 2 年度の研究においては、GMP 省令の改正に関するパブリックコメント募集に際して令和 2 年 11 月 27 日に厚生労働省より公表された改正 GMP 省令案の内容を取り入れた改正 GCTP 省令案を作成した。

令和 3 年度の研究においては、令和 3 年 4 月 28 日に公布された改正 GMP 省令にあわせて、令和 2 年度に作成した改正 GCTP 省令案を修正した。その上で、修正した改正 GCTP 省令案と再生医療等製品の特性を考慮したガイドラインである Annex 2A とのギャップ分析を行うことで、Annex 2A から改正 GCTP 省令案に取り込むべき事項を検討し、改正 GCTP 省令案を確定した。

本年度（令和 4 年度）の研究においては改正 GMP 課長通知（令和 3 年 4 月 28 日付薬生監麻発第 0428 第 2 号）及び現行 GCTP 課長通知（平成 26 年 10 月 9 日薬食監麻発

1009 第 1 号) の内容を考慮して、GCTP 課長通知改正案(以下、「課長通知案」という)を作成し、検討を加えた。

その上で、Annex 2A のギャップ分析を行い、GCTP 課長通知案に取り込むべき事項を検討した。

### C. 研究結果

研究計画の通り、GMP 課長通知及び現行の GCTP 課長通知の内容を考慮して、GCTP 課長通知の原案を作成し、課題の抽出を行った。その結果、以下の 2 点が、課題として挙げられ、議論を進めた。

- ① 交叉汚染の防止(第 10 条第 1 項第 8 号関係)
  - ② 参考品及び保存品(第 12 条第 1 項関係)
- 
- ① 交叉汚染の防止(第 10 条第 1 項第 8 号関係)

改正 GMP 課長通知の内容を取り入れて作成した課長通知原案では、交叉汚染防止について以下の記載としていた。

#### 第 10 条第 1 項第 8 号関係

ア. 交叉汚染することにより他の製品に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等とは、例えば、ペニシリソ類、セファロスポリン類等の強い感作性を有する成分を含有する製品等を指すものであること。

イ. 交叉汚染することにより他の製品等に重大な影響が及ぶ製品等として、例えば、細胞毒性を有する抗がん剤等の劇薬又は毒薬のように、強い薬理作用又は毒性を有する製品等を含むものであること。当該製品

等を取り扱う作業室において、交叉汚染を防止する適切な措置をとることができない場合には、当該作業室を当該製品等に専用とするとともに、当該製品等の漏出を防止する措置(いわゆる封じ込め措置)を要するものであること。

当該記載に対して、再生医療等製品に特有の事例として、感作性の強い化学物質だけでなく、他製品製造に由来する感染性因子又は細胞の混入等についても言及すべきとの意見があり、イ項の 1 文目に下線部の通り追記することとした。

イ. 交叉汚染することにより他の製品等に重大な影響が及ぶ製品等として、感染性を有する製品等や、例えば、ある種のステロイド剤や細胞毒性を有する抗がん剤等の劇薬又は毒薬のように、強い薬理作用又は毒性を有する製品等を含むものであること。

② 参考品及び保存品(第 12 条第 1 項関係)  
課長通知原案では、参考品及び保存品について以下の記載としていた。

#### 第 12 条第 1 項関係

最終製品の参考品及び保存品の保管について規定するものであること。

ア. (中略) 適切な保管条件については、原則としてその最終製品が市場に出荷された形態(出荷時の包装単位が大容量である等、保管上やむを得ない場合には、市場に出荷されたものと同等の機能の包装がなされた形態)で、通常の流通状態における保管条件も勘案することが求められる。また、混同するおそれがなく、好ましくない保存状

態を避ける方法によるほか、参考品を試験検査に用いた履歴（試験検査に用いた日付、数量等を記録したもの）とともに保管する等、適切な保管が求められる。

当該記載に対して、再生医療等製品の特性として、最終製品の貯法が凍結等の長期保存を想定した方法ではない場合を考慮した注釈等が必要ではないかとの意見があつた。再生医療等製品の製品等の参考品の保管目的の一つにはウイルス等の感染性因子の遡求調査が有るが、通常の保管条件（例：室温）で保管し、保管期間が長期にわたった場合には、分解等により安定した検出力を維持することが難しくなる恐れが考えられることから、より安定な条件で保管することも考慮すべきとの趣旨であった。当該意見は妥当であると考えられたことから、有効期間を超過して保存する場合の保管条件に関する注釈として、本項目の最後に以下の通り追記することとした。

なお、安定性の悪い製品については、有効期間を経過した後は、存在しうる感染性因子に対してより保護的な条件で保管することを考慮すること。

なお、当該議論の中で、業界団体より、再生医療等製品においてはロットを構成する製品であっても製造量が少ない場合が多く、必ずしも参考品や保存品の採取が難しい場合があることから、Annex 2A の 6.5 項、6.6 項及び 6.7 項の記載を参考として、製品特性を考慮して参考品や保存品を採取しないことを許容できる旨の追記を検討してはどうかとの意見があつた。議論の結果、原

則である GCTP 省令及び課長通知の中で、製品特性を考慮して参考品や保存品を採取しないことを許容する旨の記載をすることは困難であると結論した。しかし、この点について業界団体からは、今後、ロットを構成する製品であっても製品特性として参考品や保存品を採取できない場合の対応について整理し、Q&A 等で考え方が示されることが望ましいとの意見があつた。

次に、再生医療等製品特有の事項について、製造管理・品質管理に関する国際整合を図ることを目的として、Annex 2A と改正 GCTP 省令案及び課長通知案とのギャップ分析を行った。

その結果、以下の 5 点が、検討するべき課題として挙げられた。

- ① 製造における交叉汚染の防止
- ② 微生物等の不慮の流出時の対策
- ③ 原材料の管理
- ④ 参考品の保管期間
- ⑤ 安定性モニタリング

この 5 点について、それぞれ以下の通り議論した。

#### ① 製造における交叉汚染の防止

Annex 2A の 5.12 項には、「*An evidence-based QRM process should be used to assess and control the cross contamination risks presented by the products manufactured. Factors to take in account include: (以下略)*」と記載されており、再生医療等製品製造時の交叉汚染防

止にあたり考慮に入るべき要素を具体的に示している。

一方、課長通知案においては、再生医療等製品に係る製品の交叉汚染を防止するため、製造手順等について所要の措置を取り、その際にはリスクマネジメントの活用が必要である旨を記載していたが、再生医療等製品製造時の交叉汚染防止にあたり考慮に入るべき要素について、具体的な言及がなかったため、課長通知案の中で言及する必要性がないか議論した。

議論の結果としては、以下の点を踏まえ、製造設備を共用する場合における交叉汚染の防止については Annex 2A が参考となる旨を課長通知案に追記することとした。

- ✓ 課長通知案の記載では、品質リスクマネジメントに基づいて検討するよう記載されていることから、実質的には包含されていると考えられるが、Annex 2A で示されるとおり、具体的な要素を踏まえたリスクベースによる汚染防止策を講じる重要性は高いと考えられる。
- ✓ しかしながら、例えば考慮すべき項目を具体的に列挙して課長通知案に記載した場合、当該項目に偏った検討がなされることで、本来実施されるべき製品目のリスクに基づく考慮事項からの見落としが生じる可能性もある。
- ✓ Annex 2A には、考慮しなければならない視点が網羅的に示されているので、課長通知案に参考とするように記載することは有用であると考えられる。

## ② 微生物等の不慮の流出時の対策

Annex 2A の 5.14 項には、「An emergency plan for dealing with accidental release of viable organisms should be in place. This should address methods and procedures for containment, protection of operators, cleaning, decontamination and safe return to use. Accidental spillages, especially of live organisms, must be dealt with quickly and safely. Decontamination measures should be available for each organism or groups of related organisms in line with the QRM process. Decontamination measures should be validated for effectiveness.」と記載されており、再生医療等製品の製造に用いられる微生物等の不慮の流出時の対策について、予め定めておく必要があることが示されている。

この点について、課長通知案には言及がなかったことから、国際整合を図る必要性がないか議論した。

議論の結果としては、以下の点を踏まえ、病原性を持つ微生物等を取り扱う場合の交叉汚染の防止については、Annex 2A、再生医療等製品の無菌製造法に関する指針に加えて現在、本研究班の別グループ進められている「生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティの取り扱いに係る国際整合に関する研究」で作成予定のバイオセーフティに関する指針が参考となる可能性があることから、指針が取りまとめられた際には、それらを参照し、漏洩防止対策をと

るべきことを課長通知案に追記することも考慮すべきであるとした。

- ✓ 再生医療等製品の無菌製造法指針に、バイオセーフティ及びバイオセキュリティ対策（A.11）については無菌医薬品製造指針（A4章）を参照するよう記載があり、無菌医薬品製造指針のA4章では「A4.7 緊急時の対策」として、緊急時の対応方法をあらかじめ文書化しておくよう記載されている。
- ✓ 「生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティの取り扱いに係る国際整合に関する研究」に関するグループで研究が進められている生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティ指針については、生物学的製剤等の製造所がバイオセーフティの観点で留意すべき事項についてまとめられる予定であり、製品品質への影響防止を主たる目的とした内容ではないものの、病原性を持つ微生物等を取り扱う場合の交差汚染の防止策としては参考になると考えられる。
- ✓ 除染方法を含む不慮の流出時の対応について、予め有効性を検証した上で規定しておくことは重要であるが、あらゆる不慮の事象を予め考慮して妥当性を検証することは困難である。検証方法や範囲等、具体的な内容については、検討が進められ、Q&A等で対応されることが望まれるとの意見が業界団体よりあった。

### ③ 原材料の管理

Annex 2A の 5.20 項から 28 項にかけては、再生医療等製品における原料等の供給者の管理について、原料となる細胞に関するトレーサビリティ等、具体的な事項が示されている。

一方、課長通知案においては、改正 GMP 省令にあわせて第十二条の三（原料等の供給者の管理）を改正 GCTP 省令案に新設したことから、改正 GMP 課長通知の内容を引用することとしていた。

この点について、課長通知案においては、再生医療等製品に特有の事項を追記する必要性がないか議論した。

議論の結果としては、再生医療等製品の製造に使用する原料等については、製品ごとのリスクに応じた管理が必要となることから、具体的な項目としてはガイドラインや事例集等で説明した方が広範囲の製品に対応しやすいと考えられたことも踏まえ、ヒト（自己）細胞加工製品の出発原料に関するトレーサビリティ等、再生医療等製品に特有の事項に係る供給者管理については Annex 2A が参考となる旨を課長通知案に追記することとした。

なお、当該議論の中で、業界団体より、出発原料となるヒト由来細胞等の供給者は、多くの場合で医療機関となるが、一般的な原料等の供給者と同様に取決めを締結すること及び監査を実施すること等が困難であることがあるとの意見があった。

原則である GCTP 省令及び課長通知の中で、医療機関に対する取決め及び監査を実

施しないことを許容する旨の記載をすることは困難であると結論したが、医療機関と取決めが必要な内容の例示や、原料採取に関わる採取記録や運用管理についての監査が実施困難となった場合の対応方法等について、事例集やガイドライン等における明確化が期待されるとの意見があった。

#### ④ 参考品の保管期間

Annex 2A の 6.8 項には、「*Shorter retention periods as mentioned in Section 6.6 and 6.7 might be justified based on the stability and shelf life of the product. In cases of short shelf life, the manufacturer should consider if the retention of the sample under conditions that prolong the shelf life (such as cryopreservation) is representative for the intended purpose. For instance, cryopreservation of fresh-cells may render the sample inadequate for characterisation purposes but the sample may be adequate for sterility or viral safety controls (the volume of the samples can be reduced according to the intended purpose). When cryostorage of a sample is considered inadequate for the intended purpose, the manufacturer should consider alternative approaches that are scientifically justified.*」と記載されており、有効期間が短い製品については、原則として示される参考品の保管期間よりも保管期間を短く設定することが妥当な場合があることが示されている。

一方、課長通知案においては、参考品の保管期間については現行の課長通知における規定から変更しておらず、指定再生医療等製品に係る製品については有効期間に 10 年を加算した期間、指定再生医療等製品に該当しない再生医療等製品に係る製品については適切な期間を設定するよう、一律で記載していたことから、国際整合を図る必要性がないか議論した。

議論の結果としては、以下の点を踏まえ、現行の記載を維持することが適当と判断した。

- ✓ 指定再生医療等製品については、参考品の保管期間は「未知の感染症の発生を含む感染症に係る安全対策を実施する上で原因究明に供する」ことを意図して有効期間に 10 年を加算した期間と設定されたことを踏まえると、より短い保管期間を設定する妥当性を説明することは困難と考えられる。
- ✓ 指定再生医療等製品に該当しない再生医療等製品については、参考品の保管期間は「市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合に備える上で適切な期間として製造業者等の責任において製品ごとに定めたもの」とされており、製品ごとに妥当な期間を設定できると考えられる。
- ✓ Annex 2A の記載の本質は、製品の保管条件下で妥当な保管期間が、原則となる参考品の保管期間より短くなる場

合において、参考品の使用目的を踏まえて、例えば凍結する等、保存期間を延長するための保存条件を検討することを求めるものと考えられたため、前述した課長通知案における第 12 条第 1 項関係での議論において追記した「なお、安定性の悪い製品については、有効期間を経過した後は、存在しうる感染性因子に対してより保護的な条件で保管することを考慮すること。」で留意点が述べられている。

なお、当該議論の中で、業界団体より、以下に示す参考品の保管期間の設定を行う場合の考え方については、具体的な事例等も含めて、事例集やガイドライン等における明確化を期待するとの意見があった。

- ✓ 指定再生医療等製品に該当しない再生医療等製品の参考品を保管する「適切な期間」の設定
- ✓ 最終製品に代わり再生医療等製品生物由来原料を保管する場合における保管期間の設定

##### ⑤ 安定性モニタリング

Annex 2A の 6.9 項には「*The use of surrogate materials (i.e. material derived from healthy volunteers) or alternative scientifically sound approaches are acceptable in case of autologous products (or matched donor scenario) where the entire batch needs to be administered to the patient.*」と記載されており、自家移植用製品の場合は、健康ボランティア由来等

の代用原料を安定性モニタリングに使用する又は科学的に確固とした代替アプローチが許容されることが示されている。

一方、課長通知案においては、改正 GMP 課長通知の内容を引用することとしていたため、ロットを構成するかに係らず、安定性モニタリングの実施を求めるよう記載していたことから、ロットを構成しない製品に対する補足を行う必要性がないか議論した。

議論の結果としては、以下の点を踏まえ、代用原料（健康ボランティア由来の原料、標準細胞等）から製造した製品を用いる等、科学的に必要な評価を行うことでも差し支えない旨を追記することとした。

- ✓ 自己細胞加工品等のロットを構成しない製品については、安定性モニタリング用の検体を採取できない場合が多いと想定されることから、課長通知において、採取できない場合の安定性モニタリングの考え方を示すことが望ましい。
- ✓ Annex 2A で示される通り、実製品を用いた安定性モニタリングを実施できない場合において、健康成人由来細胞や市販の細胞株等の代替品を用いて、実製造と同様の設備、原材料、手順、作業者、包装等を用いて製造した製品を用いて安定性モニタリングを実施することで、実製品の保存安定性を評価することは可能と考えられる。
- ✓ なお、健康成人由来細胞や市販の細胞株等の代替品から製造した製品が、被

験者由來の細胞から製造した実製品の安定性を反映しない場合には、別途の評価方法を検討する必要があるため、代用原料を用いる他にも、科学的に必要な評価により実製品の保存安定性を評価することを許容できるよう課長通知に記載するべきと考える。

なお、当該議論の中で、業界団体より、製品特性に従った科学的評価の考え方や事例について、事例集やガイドライン等における明確化を期待するとの意見があった。

上記の検討のほか、最終的な文言の調整を経て、添付資料の通り課長通知案を確定した。

#### D. 考察

今後、取りまとめた課長通知案について、厚生労働省へ報告する。

本研究においては、現行の GCTP 省令及び課長通知においても明確ではなく、事例集等で具体的な例示等を踏まえた解説が望まれるとの意見を、複数の事項で認めた。

GCTP 省令の改正にあたっては、製造現場にて正しく運用されるよう、それらの解釈を示す事例集等の作成の必要性について検討が必要と考えられた。

#### F. 健康危害情報 なし

#### G. 研究発表 なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許出願  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

#### 添付資料

1. GCTP 課長通知案（GCTP 省令改正案、新旧付き）

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(趣旨) 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二十三条の二十五第二項第四号（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二十三条の二十一第五項第四号（法第二十三第三条の三十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。	1. 第1条（趣旨）関係 (1) この条は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二十三条の二十一第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準を定めるものとする。	1. 第1条（趣旨）関係 (1) この条は、GCIP 省令が、法第23条の25 第2項第4号（第23条の37 第5項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準、製造所における品質管理及び品質管理の方法の基準として定められたものである旨を明示したものであることを示すものである。	
(定義) 第二条 この省令で「製品」とは、製造所の製造工程を経た物（製造の中间工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの（以下、「中間製品」という。）を含む。以下同じ。）をいうものであること。 この省令で「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものであること。 この省令で「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するようにより均質性を有するように製造された製品及び原料（以下「製品等」という。）の一つである。	(定義) 第二条 この省令で「製品」とは、製造所の製造工程を経た物（製造の中间工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの（以下、「中間製品」という。）を含む。以下同じ。）をいうものであること。 この省令で「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものであること。 この省令で「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するようにより均質性を有するように製造された製品及び原料（以下「製品等」という。）の一つである。	2. 第1条（定義）関係 (1) 「製品」とは、製造所の製造工程を経た物（製造の中间工程で造られたものであつて、以後の製造工程を経ることによって製品となるもの（以下、「中間製品」という。）を含む。）をいうものであること。なお、ここでいう「以後の製造工程」は同じ製造所での製造工程を指しており、製造所から出荷される製品は、他の製造所の製造工程を経ることとなるもの（最終製品以外の製品）であつても、GCIP 省令における中間製品に当たらないものであること。 (2) 「最終製品」とは、GQ P省令第9条第2項（同令第20条において準用する場合を含む。）の市場への出荷の可否の決定に供される再生医療等製品をいうものであること。即ち、製造販売業者の下で製造販売される可否の決定がなされる製品を指すことから、製造販売される可否のない製品（例えば、輸出専用に製造された製品）は含まれないものであること。	2. 第2条（定義）関係 (1) 「製品」とは、GQ P省令第9条第2項（同令第20条において準用する場合を含む。）の市場への出荷の可否の決定に供される再生医療等製品をいうものであること。即ち、製造販売業者の下で製造販売される可否の決定がなされる製品を指すことから、製造販売される可否のない製品（例えば、輸出専用に製造された製品）は含まれないものであること。	
3. この省令で「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものである。以下同じ。）をいう。	3. この省令で「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものである。以下同じ。）をいう。	(3) 「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものであること。このうち「被包」とは包装材料を意味するものであつて、梱包材料はこれに含まれないと。「表示物」とはいわゆるラベル及び添付文書をいうものであること。	(3) 「資材」とは、製品の容器、被包及び表示物（添付文書を含む。以下同じ。）をいうものであること。このうち「被包」とは包装材料を意味するものであること。このうち「原材」とは、再生医療等製品に係る製品の製造に用いられる物「原料」は、再生医療等製品に係る製品の製造の用に供さ	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
群をいう。	群をいう。	(資材及び中間製品を除く。製品に含有されないものを含む、資材及び中間製品を除く。)をいうものであること。	(資材及び中間製品を除く。)をいうものであることを含む。)をいうものであることを含む。	
(新設)	5 この省令で「参考品」とは、出荷した製品に不具合が生じた場合、出荷後に品質を再確認する必要が生じたときに備えて保管する試験検査用の検体をいう。	(新設)	(5) 「参考品」とは、出荷した製品に不具合が生じた場合、出荷後に製品の品質を再確認する必要が生じた場合に備えて保管する試験検査用の検体をいうものであることを。	
(新設)	6 この省令で「保存品」とは、最終製品のロットから採取された検体であって、市場にある製品との同一性を確認するため使用されるものをいう。	(新設)	(6) 「保存品」とは、最終製品のロットから採取された検体であって、流通している製品との同一性を確認するために使用されるものをいうものであることを。	
4 この省令で「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいう。	この省令で「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいうものであることを。	(4) 「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいうものであることを。	(7) 「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいうものであることを。	
5 この省令で「バリデーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書することをいう。	この省令で「バリデーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書することをいう。	(5) 「バリデーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書することをいうものであることを。	(8) 「バリデーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書することをいうものであることを。	
6 この省令で「ペリフィケーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えたことを確認し、これを文書することをいう。	この省令で「ペリフィケーション」とは、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えたことを確認し、これを文書することをいう。	(6) 「ペリフィケーション」とは、製造手順が期待される結果を与えたことを確認し、これを文書することをいうものであることを。	(9) 「ペリフィケーション」とは、製造手順が期待される結果を与えたことを製造ごとに確認し、これを文書することをいうものであることを。	
(新設)	10 この省令で「作業管理区域」とは、製造作業を行う場所(以下「作業所」という。)のうち、作業室、廊下等から構成されていて、全体が同程度に清浄の維持ができるよう管理される結果を与えることをいう。	(新設)	(10) 「作業管理区域」とは、再生医療等製品の製造作業を行う場所(以下「作業所」という。)のうち、作業室、廊下等から構成されていて、全体が同程度に清浄の維持ができるよう管理される場所をいうものであることを。	
7 この省令で「清潔度管理区域」とは、製造作業を行う場所(以下「作業所」という。)のうち、製品等(無菌操作により取り扱う必要なある容器等)の調製作業を行いうる前の容器等が作業所内の空気及び滅菌される前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであること。ここでいう「作業所」には、例えば、試験検査室、製造作業の現場に直結している事務室等が含まれること。また、している事務室等が含まれること。また、「開製作業」とは、秤量作業、調波作業、培養作業、精製作業、充填作業、充填作業等のうち、製品等が作業所内の空気につける作業をいうものであることを。	この省令で「清潔度管理区域」とは、製造作業を行う場所(以下「作業所」という。)のうち、製品等(無菌操作により取り扱う必要なある容器等)の調製作業を行いうる前の容器等が作業所内の空気及び滅菌される前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであること。ここでいう「作業所」には、例えば、試験検査室、製造作業の現場に直結している事務室等が含まれること。また、「開製作業」とは、秤量作業、調波作業、培養作業、精製作業、充填作業、充填作業等のうち、製品等が作業所内の空気につける作業をいうものであることを。	(11) 「清潔度管理区域」とは、製造作業を行う場所のうち、製品等(無菌操作により取り扱う必要なある容器等が作業所内の空気及び滅菌される前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであることを。	(12) 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要なある容器等が作業所内の空気及び滅菌される前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであることを。	
8 この省令で「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要なある容器等が作業所内に触れる前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであることを。	この省令で「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要なある容器等が作業所内に触れる前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであることを。	(7) 「清潔度管理区域」とは、製造作業を行う場所(以下「作業所」という。)のうち、製品等(無菌操作により取り扱う必要なある容器等)の調製作業を行いうる前の容器等が作業所内に触れる場所をいうものであることを。	(8) 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要なある容器等の調製作業を行いうる場所、滅菌された容器等が作業所内の空気につれる場所及び滅菌試験等の無菌操作を行いうる場所をいうものであることを。	
9 この省令で「ドナー」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する人(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第104号)第6条第2項に規定する脳死した者の身体に係るものであることを除く。)をいうものであることを。	この省令で「ドナー」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する人(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第104号)第6条第2項に規定する脳死した者の身体に係るものであることを除く。)をいうものであることを。	この省令で「ドナー」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する人(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第104号)第6条第2項に規定する脳死した者の身体に係るものであることを除く。)をいうものであることを。	(9) 「ドナー」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する人(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第104号)第6条第2項に規定する脳死した者の身体に係るものであることを除く。)をいうものであることを。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
二項に規定する脳死した者の身体に係るものとを除く。)をいう。	第二項に規定する脳死した者の身体に係るものとを除く。)をいう。			
(新設)	15 この省令で「ドナースクリーニング」とは、ドナーについて、問診、検査等による診断を行い、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供することにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいう。	(新設)	(15) 「ドナースクリーニング」とは、ドナーについて、問診、検査等による診断を行い、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供することにつき十分な適格性を有することを判定することをいうものである。この適格性については、生物由来原料基準(平成15年厚生労働省告示第210号)の第3(ヒト細胞組織原料基準等)に照らして適正である旨を含むものであること。	
16 この省令で「ドナー動物」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する動物をいうものであること。	(10) 「ドナー動物」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する動物をいうものであること。		(16) 「ドナー動物」とは、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供する動物をいうものであること。	
(新設)	17 この省令で「ドナー動物スクリーニング」とは、ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供することにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいうものであること。この適格性については、生物由来原料基準(動物由来原料基準等)の動物細胞組織原料基準等に照らして適正である旨を含むものであること。	(新設)	(17) 「ドナー動物スクリーニング」とは、ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、再生医療等製品の原料となる細胞又は組織を提供することにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいうものであること。この適格性については、生物由来原料基準(動物由来原料基準等)の動物細胞組織原料基準等に照らして適正である旨を含むものであること。	
18 この省令で「医薬品品質システム」とは、再生医療等製品の製造業者及び法第二十三条の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者(以下「再生医療等製品外国製造業者」という)が当該製品の品質に関して管理監督を行うためのシステムをいう。	(新設)	(18) 「医薬品品質システム」とは、再生医療等製品の製造業者及び法第二十三条の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者(以下「再生医療等製品外国製造業者」という)が当該製品の品質を開始しよどすところから商業生産の終了まで継続するとの趣旨である。なお、商業生産の開始にあたっては、品質管理制度を適切に継続すること。	(18) 「医薬品品質システム」とは、再生医療等製品の製造業者及び法第二十三条の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者(以下「再生医療等製品外国製造業者」という)が当該製品の品質に関して管理監督を行うためのシステムをいう。	
19 この省令で「品質リスクマネジメント」とは、製品の初期開発から販売が終了するまでの全ての過程において製品の品質に対するリスク(以下「品質リスク」といふ)について適切な手続に従い評価、管理等を行うことをいうものであることをいう。	(新設)	(11) 「品質リスクマネジメント」とは、再生医療等製品の初期開発から販売が終了するまでの全ての過程において製品の品質に対するリスク(以下「品質リスク」といふ)について適切な手続に従い評価、管理等を行うことをいうものであることをいう。	(19) 「品質リスクマネジメント」とは、再生医療等製品について、品質に好ましくない影響その発生確率(以下「品質リスク」といふ)について、品質に対するリスク(以下「品質リスク」といふ)について適切な手続に従い評価、管理等を行うことをいうものであることをいう。	省令の適用範囲が商用工生産である一方、開発初期からの知識を活用することが必要と華南が得られたことから、本記載とした。
20 この省令で「安定性モニタリング」とは、再生医療等製品が定められた保管条件の下で、当該製品の有効期限若しくは使用日の期限(以下単に「有效期」といふ)までの期間にわたり、規格に適合するかどうかについて、規格的に確認することをいう。	(新設)	(20) 「安定性モニタリング」とは、定められた保管条件の下で、製品が有効期間若しくは使用の期限(以下単に「有效期」といふ)までの期間にわたりて規格的に適合しているかどうかについて、規格的に確認することをいうものであること。	(20) 「安定性モニタリング」とは、定められた保管条件の下で、製品が有効期間若しくは使用の期限(以下単に「有效期」といふ)までの期間にわたりて規格に適合しているかどうかについて、規格的に確認することをいうものであること。	
21 この省令で「照査」とは、設定された目標を達成する上で達成するまでの妥当性及び有効性を判定することをいう。	(新設)	(12) 「照査」とは、設定された目標を達成する上で達成するまでの妥当性及び有効性を判定することをいう。	(21) 「照査」とは、設定された目標を達成する上で達成するまでの妥当性及び有効性を判定することをいうこと。	
22 この省令で「是正措置」とは、検知された不適合(以下同じ)その他の望ましくない状況の再発を防止するため、その原因となつた状態を解消する措置をいう。	(新設)	(22) 「是正措置」とは、検知された不適合(以下同じ)その他の望ましくない状況の再発を防止するため、その原因となつた状態を解消する措置をいうものであること。	(22) 「是正措置」とは、検知された不適合(以下同じ)その他の望ましくない状況の再発を防止するため、その原因となつた状態を解消する措置をいうものであること。	
23 この省令で「予防措置」とは、生じ得る不適合その他の望ましくない状況の発生を未然に防止するため、その原因とな	(新設)	(23) 「予防措置」とは、生じ得る不適合その他の望ましくない状況の発生を未然に防止するため、その原因とな	(23) 「予防措置」とは、生じ得る不適合その他の望ましくない状況の発生を未然に防止するため、その原因とな	

現行省令	改正省令案	現行課長通令	改正課長通知案
状況の発生を未然に防止するため、その原因となり得る状態を解消する措置をいう。	(13) このほか、この省令における用語の意味は次によること。 「計器の校正」とは、必要とされる精度を考慮し、適切な標準器、標準試料等を用いて計器の示す値と真の値との関係を求めるることをいうものであること。	(24) このほか GCP 省令中の用語については、次によるものであること。 「計器の校正」とは、必要とされる精度を考慮し、適切な標準器、標準試料等を用いて計器の示す値と真の値との関係を求めるることを指すものであること。	り得る状態を解消する措置をいうものであること。
(適用の範囲)	(適用の範囲) 関係 第三条 再生医療等製品の製造販売業者又は法第二十三条の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、この省令の規定に基づき、製造業者及び法第二十三条の二第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者（以下単に「再生医療等製品製造業者」という。）に製造所における製造管理及び品質管理を行わせなければならない。	第十三条 再生医療等製品の製造販売業者又は法第二十三条の三十七第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、この省令の規定に基づき、製造業者及び法第二十三条の二第一項に規定する再生医療等製品製造業者（以下単に「再生医療等製品製造業者」という。）に製造所において製造管理及び品質管理を行わせなければならない。	3 . 第3条（適用の範囲） 関係 （1）第1項は、再生医療等製品の製造販売業者又は選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が、製造業者等に、製造所における製造管理及び品質管理をこの省令の規定に基づき行わせなければならないことを規定したものであること。 （2）第2項は、再生医療等製品に係る製品の製造業者等が、この省令の規定に基づき、施行規則第137条の58に規定する製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならないことを規定したこと。
2 製造業者等は、この省令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第百三十七条の五十八に規定する製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。	2 製造業者等は、この省令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第百三十七条の五十八に規定する製造所における製品の製造管理及び品質管理を行わなければならない。	（3）第3項は、法第80条第3項に規定する輸出用の再生医療等製品の製造業者が、この省令の規定に基づき、製造所における製造管理及び品質管理を行わなければならないことを規定したものであること。	(2) 施行規則第137条の58の規定により GCP 省令が適用される再生医療等製品について、その製造業者等は、GCP 省令の規定に基づいて、当該製品の製造所における製造管理及び品質管理を行わなければならないことを規定したこと。
3 法第八十条第三項の輸出用の再生医療等製品の製造業者は、この省令の規定に基づき、輸出用の再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理を行わなければならない。	3 法第八十条第三項の輸出用の再生医療等製品の製造業者は、この省令の規定に基づき、輸出用の再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理を行わなければならない。	（3）第3項は、法第80条第3項の輸出用の再生医療等製品の製造業者が、この省令の規定に基づき、輸出用の再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理を行わなければならないことを規定したこと。	(3) 法第80条第3項に規定する輸出用の再生医療等製品とは、外国政府又は国際機関から GCP 省令の基準に適合することの証明を求められたものを指すものであること。当該再生医療等製品に係る製品について、その製造業者は、GCP 省令の規定に基づき、当該製品の製造所における製造管理及び品質管理を要するものであること。 ①輸出用に製造する再生医療等製品のうち GCP 省令が適用されるものについて、外国政府又は国際機関から GCP 省令の基準に基づいて、当該製品の製造所における製造管理及び品質管理が GCP 省令の基準に適合しているかどうかについての調査（以下「GCP適合性調査」という。）を受けることを要するものであること。 ② GCP 省令の基準に適合していない旨の証明書の差給について、「輸出用医薬品、輸出用医療機器等の証明書の発給について」（平成26年11月25日付け薬食発1125第12号厚生労働省医薬食品局長通知）によるものであること。上記①の GCP適合性調査の結果から GCP省令の基準に適合していることが確認されないとときは、当該証明書の差給を行わないことがあるものであること。
			(4) 上記（2）及び（3）に関して、製造業者等が法人の場合には、当該法人の代表者を含む薬事に関する業務に責任を有する役員が責任を負うものであること。なお、薬事に関する業務には、再生医療等製品の製造業者等の製造所における製造・品質管理の監督が含まれるものであること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	備考
(新設)	(新設)	(承認事項の遵守) 第三条の二 法第二十三条の二十五第一項に規定する再生医療等製品に係る製品の製造業者等は、当該製品を法第二十三条の二五第一項若しくは同条第九項又は法第二十九項又は法第二十三条の三十七第一項若しくは同条第六項において準用する法第二十三条の二五第一項若しくは同条第九項又は法第二十九項若しくは同条第六項において準用する法第二十三条の二五第一項の承認を受けた事項（以下「承認事項」とい）う。）従つて製造しなければならない。ただし、法第二十三条の三十七第六項に九項（法第二十三条の三十七第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出が行われるまでの間は、この限りでない（第五条第一項第三号において同じ）。	(5) 製造所について法第23条第1項の規定による許可、法第23条の24第1項の規定による認定又は法第13条の2第1項若しくは法第13条の3の2第1項の認定による登録を受けることを要しない者は、GCP省令における登録等製造業者等に当たらないものであること。なお、当該許可、認定又は登録を受けることを要しない場合であっても、再生医療等製品の原料若しくは資材を製造し、又は再生医療等製品の製造業者等の委託を受けて製造・品質管理連業務の一部を行うときは、所要の製造管理及び品質管理が求められる。
(新設)	(新設)	4. 第3条の2 (承認事項の遵守) 関係 (1) 「承認事項」とは、再生医療等製品について、法第二十三条の二五第一項若しくは同条第九項又は法第二十三条の三十七第一項若しくは同条第六項において準用する法第二十三条の二五第一項若しくは同条第九項又は法第二十九項若しくは同条第六項において準用する法第二十三条の二五第一項若しくは同条第九項又は法第二十九項若しくは同条第六項において準用する法第二十三条の二五第一項の承認を受けた事項（以下「承認事項」とい）う。）従つて製造しなければならない。ただし、法第二十三条の三十七第六項に九項（法第二十三条の三十七第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出が行われるまでの間は、この限りでない（第五条第一項第三号において同じ）。	(5) 製造所について法第23条第1項の規定による認定又は法第13条の24第1項の規定による認定又は法第13条の2の2第1項若しくは法第13条の3の2第1項の認定による登録を受けることを要しない者は、GCP省令における登録等製造業者等に当たらないものであること。なお、当該許可、認定又は登録を受けることを要しない場合であっても、再生医療等製品の原料若しくは資材を製造し、又は再生医療等製品の製造業者等の委託を受けて製造・品質管理連業務の一部を行うときは、所要の製造管理及び品質管理が求められる。
(新設)	(新設)	(医薬品品質システム) 第三条の三 製造業者等は、実効性のある医薬品品質システムを構築するとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。	(1) 「成分及び分量又は本質」については法令の記載を考慮して、適切か検討が必要。
(新設)	(新設)	(医薬品品質システム) 第三条の三 製造業者等は、実効性のある医薬品品質システムを構築するとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。	(2) 上記の承認を受けた再生医療等製品は、その承認事項に從つて製造することを要するものであること。なお、承認事項のうち、製品の成分若しくは分量（成分が不明なものにあつては、本質又は製造方法）又は性状若しくは品質が異なる場合には、法第65条の6の規定に違反することになりうるものであること。 (3) 法第二十三条の二五第一項（法第二十三条の三十七第六項において準用する場合を含む。）の承認事項の軽微な変更を行う場合には、同条の二五第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び施行規則第百三十七条の二十九の規定により、当該変更をして後30日以内に届出が行われることとされり、当該届出が行われるまでの間ににおける承認事項の遵守については、GCP省令第3条の2ただし書により免除しているものであること。
(新設)	(新設)	(医薬品品質システム) 第三条の三 製造業者等は、実効性のある医薬品品質システムを構築するとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。	(4) 第3条の3 (医薬品品質システム) 関係 製造業者等は、実効性のある医薬品品質システムの構築を要するものであること。第3条の3各号は、医薬品品質システムの実施に必要な業務を規定するものであること。 医薬品規制調和国際会議（以下「ICH」という。）との整合性を考慮して、P I C / S の G M P ガイドラインににおいて「医薬品品質システム（Pharmaceutical Quality System）」という用語が使われているところであり、I C Hの医薬品品質システム（Pharmaceutical Quality System）に関するガイドライン（以下「I C HのQ10ガイドライン」という。）（「医薬品品質システムに関するガイドライン」について）平成22年2月19日付け薬食審0219第1号、薬食監林発0219第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）参照。) は、そのQ&A（「製造衛生基準」）に記載している訳文を踏襲したもの。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	一 製品品質を確保するための基本的な方針(以下「品質方針」という。)を文書により定め、当該文書に医薬品品質システムの手続き等の構成要素を示すこと。	(新設)	(1) 第3条の3第1号関係 品質方針は、法人たる製造業者等の代表者を含む薬事に関する業務に責任を有する役員による金社的なコミットメントとして、製品品質に関する取組み姿勢及び方向性を記述するものであり、その製造所における製造工程等に応じてGCP省令の要件事項等を満たすとともに、その製造業者等における医薬品品質システムの継続的な改善を推進する内容であることが求められる。品質方針を定め、医薬品品質システムの手続き等の構成要素を示す文書は、IC-HのQ10ガイドライン及びPICSのGMPガイドラインにおける品質マニュアル(Quality Manual)に相当するものであること。 なお、当該文書について、必ずしも1つの文書ファイルに収められていることを要するものではなく、例えば、複数の文書ファイルで構成する等は差し支えないものであること。	
(新設)	二 法第二十三条の三十四第四項に規定する再生医療等製品製造管理者(再生医療等製品外国製造業者にあっては、法第二十三条の二十四第一項の規定により認定を受けた製造所の責任者又は当該再生医療等製品外国製造業者又は当該再生医療等製品外国製造管理者があらかじめ指定した者。以下「製造管理者」という。)又は第五条第三項第一号の品質保証に係る業務を担当する組織に、品質方針に基づいた製造所における品質目標を、文書により定めさせること。	(新設)	(2) 第3条の3第2号関係 品質目標は、品質方針に基づいたものとするとともに、法第23条の34第4項に規定する再生医療等製品製造管理者(再生医療等製品外国製造業者にあっては、法第23条の24第1項の認定を受けた製造所の責任者又は当該再生医療等製品外国製造業者があらかじめ指定した者)以下「製造管理者」と総称する。又はGCTP省令第5条第3項第1号に規定する品質保証に係る業務を担当する組織の下で文書により定めることを要するものであること。	
(新設)	三 製造所において医薬品品質システムに関わる全ての組織及び職員に対し、品質方針及び品質目標を周知すること。	(新設)	(3) 第3条の3第3号関係 品質方針及び品質目標について、その製造所において医薬品品質システムに責任を有する役員等の代表者を含む業事に関する業務に責任を有する全ての組織及び職員への周知を要するものであること。	
(新設)	四 品質方針及び品質目標を達成するため、必要な資源(個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の製造所における製造管理及び品質管理に活用される資源等)を配分するとともに、定期的に医薬品品質システムを照査し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。	(新設)	(4) 第3条の3第4号関係 品質方針及び品質目標を達成するため、法人たる製造業者等の代表者を含む業事に関する業務に責任を有する役員等の主導により、製造所における製造管理及び品質管理に要する人材、設備、物品その他の資源を配分すること。定期的な医薬品品質システムについて、品質目標を達成するまでの妥当性及び有効性を判定することを指し、IC-HのQ10ガイドライン及びPICSのGMPガイドラインにおけるマネジメントレビュー(Management Review)に相当する	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	五 前二号の業務に係る記録を、あらかじめ指定した者に作成させ、これを保管すること。	(新設)	（5）第3条の3第5号関係 （5）第3条の3第5号の業務に係る記録を、あらかじめ指定した者に作成させ、これを保管すること。	もの）を要するものであること。また、当該照査の結果に基づいて所要の措置（GCTP省令第7条第2項に規定する責任者の適切な配置、同条第3項に規定する人員の十分な確保、同条第4項に規定する管理体制の整備、その他必要な資源の配分等）を要するものであること。
(品質リスクマネジメント) 第四条 製造業者等は、製造所における製品の品質管理及び品質システムの実施を用いて、品質リスクマネジメントの活動を行うことと規定したものである。	(品質リスクマネジメント) 第四条 製造業者等は、品質リスクマネジメントを用いて、医薬品等の品質を構築した上で、再生医療等製品について、製造所における品質管理を実施するものとする。	4. 第4条（品質リスクマネジメント）関係 （1）この条は、製造業者等が、製造管理及び品質管理制度を行うに当たって、品質リスクマネジメントの活用を考慮することを規定したものである。	6. 第4条（品質リスクマネジメント）関係 （1）製造業者等は、品質リスクマネジメントを活用して医薬品品質システムを構築した上で、再生医療等製品について、製造所における品質管理を要するものであること。	（5）第3条の3第5号関係 （5）第3条の3第5号に係る記録の作成及び保管を要するものであること。 あらかじめ指定した者については、医薬品品質システム及びその照査に係る業務を熟知している職員を、当該記録の及び保管の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
(品質リスクマネジメント) 第五条 製造業者等は、製造所ごとに、（製造部門及び品質部門）関係 （1）この条は、製造業者等が、品質リスクマネジメントの実施を用いて、品質リスクマネジメントの活動を行うことと規定したものである。	(品質リスクマネジメント) 第五条 製造業者等は、製造所ごとに、（製造部門及び品質部門）関係 （1）この条は、製造業者等が、品質リスクマネジメントの実施を用いて、医薬品等の品質を構築した上で、再生医療等製品について、製造所における品質管理を実施するものとする。	4. 第4条（品質リスクマネジメント）関係 （2）品質リスクマネジメントは、再生医療等製品に係る製品の適正な製造管理及び品質管理を構成する一要素として、品質リスクの特定、分析、評価、低減等において主目的に活用することを考慮すること。	6. 第4条（品質リスクマネジメント）関係 （1）品質リスクマネジメントを特定し、製造手順等に対する科学的な評価及び管理を確立するために、製造業者等が主体制的に取り組むものであること。製造工程の稼動性能及び製品品質に継続的な改善を促進するため、品質リスクマネジメントが有効な手法であることを考慮すること。 ① 品質リスクマネジメントは、医薬品品質システムを構成する要素であるとともに、製造所において、再生医療等製品の品質リスクを特定し、製造手順等に対する科学的な評価及び管理を確立するために、製造業者等が主体制的に取り組むものであること。製造工程の稼動性能及び製品品質に継続的な改善を促進するため、品質リスクマネジメントが有効な手法であることを考慮すること。 ② ICHの品質リスクマネジメントに関するガイドライン（Q9ガイドライン）（平成18年9月1日付け薬食審査発第0901004号）及び薬食監査発第0901005号、厚生労働省医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課課長名通知（平成18年9月1日付け薬食審査発第0901005号）、厚生労働省医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課課長名通知（平成18年9月1日付け薬食審査発第0901004号）は、P1C/SのGMPガイドラインにアネクサ20として組み入れられているところで、そのQ&A（「製剤開発に関するガイドライン」、「品質リスクマネジメントに関するガイドライン」）及び「医薬品品質システムに関するガイドライン」に関する質疑応答集（Q&A）について（平成22年9月17日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課・監視指導・麻薬対策課課長名連絡）参照。）として組み入れられているところで、そのQ&A（「製剤開発に関するガイドライン」、「品質リスクマネジメントに関するガイドライン」）及び「医薬品品質システムに関するガイドライン」）及び「医薬品品質システムの活用について」（平成29年7月7日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課課長名連絡）、P1C/Sの開発ガイドランス文書 P1_038 「ASSESSMENT OF QUALITY RISK MANAGEMENT IMPLEMENTATION」等とともに、品質リスクマネジメントの活用において参考になるものである。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に品質リスクマネジメントの実施の手続きその他の必要な事項に係る文書及び記録の作成及び保管について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、品質リスクマネジメントに係る文書及び記録の作成及び保管の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
(製造部門及び品質部門) 第五条 製造業者等は、製造所ごとに、	2 製造業者等は、あらかじめ指定した者に品質リスクマネジメントの実施の手続きその他の必要な事項に係る文書及び記録を作成させ、これらを保管させなければならない。	(新設)	5. 第5条（製造部門及び品質部門）関係 （1）この条は、製造業者等が、製造所ごとに、	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に品質リスクマネジメントの実施の手続きその他の必要な事項に係る文書及び記録の作成及び保管について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、品質リスクマネジメントに係る文書及び記録の作成及び保管の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
(製造部門及び品質部門) 第五条 製造業者等は、製造所ごとに、	(新設)	7. 第5条（製造部門及び品質部門）関係 （1）この条は、製造管理者の監督の下に、製造管理	7. 第5条（製造部門及び品質部門）関係 （1）この条は、製造所ごとに、製造管理者の監督の下に、製造管理	7 / 71

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
法第二十三条の三十四第四項に規定する再生医療等製品の監督の下に、製造管理に係る部門（以下「製造部門」という。）及び品質管理に係る部門（以下「品質部門」という。）の24第1項の規定により認定を受けた製造所の責任者（又は当該再生医療等製品の外國製造業者）を置かなければならぬ。	製造管理者の監督の下に、製造管理に係る部門（以下「製造部門」という。）及び品質管理に係る部門（以下「品質部門」という。）の監督の下に、製造管理に係る部門（以下「製造部門」という。）及び品質管理に係る部門（以下「品質部門」という。）を置かなければならない。	（3） 品質部門は、製造部門から独立していなければならない。 2 品質部門は、製造部門から独立していなければならない。	（3） 品質部門は、製造部門から独立していなければならないこと。なお、製造管理者は、製造部門の責任者を兼務してはならないが、業務に支障がない場合には、品質部門の責任者を兼務しても差し支えないこと。	（3） 品質部門は、製造部門から独立していなければならないこと。なお、製造管理者は、製造部門の責任者を兼務してはならないが、業務に支障がない場合には、品質部門の責任者を兼務しても差し支えないこと。
（3） 包装等区分製造所のうち、専ら同一製造業者等の再生医療等製品に係る製品等又は資材の保管のみを行なう製造所における品質管理に係る業務については、業務に支障がない場合に限り、当該製品の製造等を行う同一製造業者等の他の製造所の品質部門が実施することでも差し支えないこと。	（3） 包装等区分製造所のうち、専ら同一製造業者等の再生医療等製品に係る製品等又は資材の保管のみを行なう製造所における品質管理に係る業務については、業務に支障がない場合に限り、当該製品の製造等を行う同一製造業者等の他の製造所の品質部門が実施することでも差し支えないこと。	（4） 品質部門の各組織には、その製造所における製造工程等に応じて、適切な人數の職員の配置を要するものであること。なお、品質部門における品質保証に係る業務及び試験検査に係る業務について、それぞれ業務に支障がないことにおいて、従事する職員の兼任は差し支えないのであること（ただし、GCIP 省令第7条の規定により、業務を適切に実施する人員を十分に確保しなければならないものであること。）。	（4） 品質部門の各組織には、その製造所における製造工程等に応じて、適切な人數の職員の配置を要するものであること。なお、品質部門における品質保証に係る業務及び試験検査に係る業務について、それぞれ業務に支障がないことにおいて、従事する職員の兼任は差し支えないのであること（ただし、GCIP 省令第7条の規定により、業務を適切に実施する人員を十分に確保しなければならないものであること。）。	（1） GCIP 省令第12条第2項第3号の規定による文書（以下「試験検査指⽰書」という。）について、検体が採取された製造所及び外部試験検査機関の双方において適切に保管することが求められる。 （2） 試験検査指⽰書の内容に変更が生じたときは、品質部門の責任者が適切に修正等するとともに、外部試験検査機関へ速やかに送付することが求められる。
（新設） 3 品質部門は、次に掲げる組織を置かなければならない。 一 品質保証に係る業務を担当する組織	（新設） 3 品質部門は、次に掲げる組織を置かなければならない。 一 品質保証に係る業務を担当する組織	（新設） 二 試験検査（当該製造業者等の他の試験検査設備を利用し又は第十二条の四の規定に従つて他に委託して自己の責任において試験検査を行なう場合に限る）に係る業務を担当する組織	（新設） 二 試験検査（当該製造業者等の他の試験検査設備を利用し又は第十二条の四の規定に従つて他に委託して自己の責任において試験検査を行なう場合に限る）に係る業務を担当する組織	（1） GCIP 省令第12条第2項第3号の規定による文書（以下「試験検査指⽰書」という。）について、検体が採取された製造所及び外部試験検査機関の双方において適切に保管することが求められる。 （2） 試験検査指⽰書の内容に変更が生じたときは、品質部門の責任者が適切に修正等するとともに、外部試験検査機関へ速やかに送付することが求められる。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(製造管理者) 第六条 製造管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 製造管理及び品質管理に係る業務（以下「製造・品質管理業務」という。）を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。	(製造管理者) 第六条 製造管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 品質方針及び品質目標を達成するため、製造所において、製造管理、品質保証及び品質検査に係る業務（以下「製造・品質管理業務」という。）を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。	6. 第6条（製造管理者）関係 (1) この条は、製造管理者が行わなければならない業務について規定したものであること。 (2) 第1項第1号中の「製造管理及び品質管理」を統括しとは、製造管理者が、製造・品質管理業務を有し、当該業務を管理監督することをいうものであること。	8. 第6条（製造管理者）関係 (1) 改正省令案と同様に、改訂の範囲を明確化する。 (2) 第1項第1号の「(1)改訂の範囲を明確化する」を削除する。 ① 第5条第1項第1号関係 製造管理者は、製造・品質管理業務（保管のみを行う製造所における保管業務を含む。以下同じ。）が適正かつ円滑に行われるよう統括するとともに、医薬品品質システムが適切に運用されるよう管理する立場にあり、当該製造所における製造・品質管理業務について権限と責任を有するものであること。	
(新設)		二 医薬品品質システムの運用状況を確認するとともに、その改善を要するかどうかについて製造業者等に文書により報告すること。	(新設) ② 第5条第2号関係 製造管理者は、医薬品品質システムの運用状況を確認するとともに、その改善を要するかどうかについて、製造業者等への文書による報告を要するものであること。 ア、製造管理者からの該文書（製造管理者が自らの責任で作成したもの）による報告を踏まえ、法人たる製造業者等の代表者を含む事業に責任を有する役員等の主導により、GCTP省令第3条の3第4号の規定による必要な資源の配分がなされるものであること。 イ、法第17条第6項に規定する製造業者にあっては、同条第7項の規定により、再生医療等製品の製造の管理を公正かつ適正に行うために必要があるときは、製造業者に對し、意見を書面により述べなければならぬものであること。	
(新設)		三 原料、資材及び製品の規格並びに製造手順等が承認事項と相違することのないよう、品質保証に係る業務を担当する組織に管理させること。	(新設) ③ 第5条第3号関係 製造管理者は、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）の規格並びに製造手順等が承認事項と相違することのないよう、品質保証に係る業務を担当する組織に管理させるものであること。	
二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置を探ること。	二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置を探ること。	四 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置を探ること。	(2) 第5条第4号関係 製造管理者は、品質不良その他製品品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合において、所要の措置が速やかにとられること及びその進捗状況を確認するほか、必要に応じて、改善等所要の措置をとるよう、当該製造所の職員（GCTP省令第1項第1号の責任者を含む。）に指示すること。	
2 製造業者等は、製造管理者が業務を行うに当たって支障を生ずることがないようにしなければならない。	2 製造業者等は、製造管理者が業務を行うに当たって支障を生ずることがないようにしなければならない。	(3) 第2項の「支障を生ずることがないようにしなければならない」とは、製造管理者が製造業者の業務を行なうに当たって必要な支障を防ぐことである。ただし、再生医療等製品の業務遂行に必要な支援を行なうことが求められる。なお、法第18条第4項の規定により述べられた再生医療等製品の製造業者は、法第17条第7項の規定により述べられた再生医療等製品の製造業者と同様に、当該支援には、品質リスクマネジメント、製品の品質の照査等を踏まえた製造・品質管理業務を製造業者が執行する当該支援に必要な資源の提供その他の支援が含まれること。 ○その際には、「医薬品品質システム」に関するガイドラインについて(平成22年2月19日薬食審査発0219第1号及び薬食監麻発0219第1号)が参考となりうる	(2) 製造業者等は、製造管理者の業務を妨げないことはもどより、GCTP省令第3条の3第4号の規定による必要な資源の配分等、製造管理者の業務遂行に必要な支援を行うことが求められる。なお、法第18条第4項の規定により述べられた再生医療等製品の製造業者は、法第17条第7項の規定により述べられた再生医療等製品の製造業者と同様に、当該支援には、品質リスクマネジメント、製品の品質の照査等を踏まえた製造・品質管理業務を製造業者が執行する当該支援に必要な資源の提供その他の支援が含まれること。 ○その際には、「医薬品品質システム」に関するガイドラインについて(平成22年2月19日薬食審査発0219第1号及び薬食監麻発0219第1号)が参考となりうる	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(職員) 製造業者等は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者(以下「責任者」といいます。)を、製造所の組織、規模等に応じ、適切に置かなければならない。	7. 第7条(職員) 関係 (1) この条は、責任者の配置、人員の確保等について規定したものであること。  (2) 第1項の「製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者」とは、責任を負う業務の種類等と業務経験、教育訓練等とを照らし合わせ上でその業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する能力を有することを、その製造業者等の医薬品品質システムの下、保証することを趣旨とするものであること。	9. 第7条(職員) 関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所における責任者(製造・品質管理連業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者をいう。)の配置、人員の確保等について規定するものであること。	(2) 製造・品質管理連業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有することは、各々從事する製造・品質管理業務の種類及び内容、業務経験、GCIP省令第21条の規定による教育訓練の経歴等に鑑みて、当該業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有することを、その製造業者等の医薬品品質システムの下、保証することを趣旨とするものであること。	
2 製造業者等は、製造所の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切な人數の責任者を配置しなければならない。	2 製造業者等は、製造所の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切な人數の責任者を配置しなければならない。	(3) 第3項の規定は、製造・品質管理業務を行う全ての部門等が能力を有する人員を十分に確保していることを求めているものであること。  (4) 第4項の文書により適切に定める方法として、例えば、製造・品質管理部門に從事する職員の責任及び権限並びに管理体制が適切に記載された組織図を作成して、文書により適切に定めることを要するものであること。	(3) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において、製造・品質管理連業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者(製造・品質管理連業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する人を指す。)の配置及び権限並びに協議体制を示す等して、文書により適切に定めることを要するものであること。	
(製品標準書) 第八条 製造業者等は、製品(中間製品を除く。)において記載した文書(以下「製品標準書」という。)を当該製品の製造所ごとに作成し、品質部門の承認を受け、当該製造所に適切に備え置かなければならない。	(製品標準書) 第八条 製造業者等は、製品(中間製品を除く。)において記載した文書(以下「製品標準書」という。)を当該製品の製造所ごとに作成し、品質部門の承認を受け、当該製造所に適切に備え置かなければならない。	月日、改訂した年月日を、改訂したときには改訂した年月日、改訂した事項及び改訂の理由を記載すること。	月日、改訂した年月日を、改訂したときには改訂した年月日、改訂した事項及び改訂の理由を記載すること。	
(製品標準書) 第八条 製造業者等は、製品(中間製品を除く。)において記載した文書(以下「製品標準書」という。)を当該製品の製造所ごとに作成し、品質部門の承認を受け、当該製造所に適切に備え置かなければならない。	(製品標準書) 第八条 製造業者等は、製品(中間製品を除く。)において記載した文書(以下「製品標準書」という。)を当該製品の製造所ごとに作成し、品質部門の承認を受け、当該製造所に適切に備え置かなければならない。	10. 第8条(製品標準書) 関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において製造される製品(中間製品を除く。)の品質及び保管並びにその取扱いについて規定したものであること。	10. 第8条(製品標準書) 関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において製造される製品(中間製品を除く。)の品質及び保管並びにその取扱いについて規定するものであること。当該文書(以下「製品標準書」という。)は、品質部門の承認を受け、当該製造所において製造・品質管理連業務を適切かつ円滑に行うことができるよう、必要な関連部門、組織及び職員に配付、周知等を行った上で備え置くことを要するものであること。	
(2) 製品標準書の内容は、当該製品に係る再生医療等製品を製造販売する製造販売業者との取扱いの内容と整合性のとれたものでなければならないこと。	(2) 製品標準書の内容は、当該製品に係る再生医療等製品を製造販売する製造販売業者との取扱いの内容と整合性のとれたものでなければならないこと。	(2) GCIP省令第10条第5項の規定により再生医療等製品の製造販売業者から製造業者等に提供される、適正かつ円滑な製造管理及び品質管理の実施に必要な品質に関する情報に則したものであること。	(2) GCIP省令第10条第5項の規定により再生医療等製品の製造販売業者から製造業者等に提供される、適正かつ円滑な製造管理及び品質管理の実施に必要な品質に関する情報に則したものであること。	(同令第27条第1項第12号に規定する生物由来原料の(同令第27条第1項第12号に規定する生物由来原料の

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
			原材料採取業者等を含む。以下同じ。)と締結した取決め、 同令第12条の4第1項の規定により当該製造業者等の委託を受けた製造・品質関連業務の一部を行う他の事業者(以下「外部委託業者」という。)と締結した取決め、GQP省令第7条の規定により当該製品に係る製造版専業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項等に則した内容であることが求められる。	製業協様のご意見をふまえて修正しました
			(3) 製品標準書に記載する事項としては、当該製造所等が行う製造工程(保管を含む。)に係る製造・品質管理業務の適切な実施に支障がない範囲の内容が求められているものであり、必ずしも当該製品の製造工程における製造工程(保管を含む。)、必ずしも承認事項等の全について記載を要するものでないこと。	(3) 製品標準書の記載事項は、その製造所における製造・品質関連業務の適切な実施に支障がない内容及び範囲で足りるものであり、当該製品に係る再生医療等製品の他の製造所における製造工程(保管を含む。)、必ずしも承認事項等の全について記載を要するものでないこと。
一 製造販売承認事項	一 承認事項のうち、当該製造所における製造方法、規格及び試験方法その他の必要な事項	(4) 第1号の「製造販売承認事項」、第3号の「製造手順(第1号の事項を除く。)及び第6号の「その他の必要な事項」とは、次の事項をいうものであること。	<p>① 第8条第1号及び第3号關係「承認事項のうち、当該製造所における製造方法、規格及び試験方法その他の必要な事項及び製造手順」として、当するものについて記載すること。</p> <p>ア、製品及びその製造に使用する原料の成分、構成細胞又は導入遺伝子を含む。成分が不明なものにあってはその本質及び分量並びに規格及び試験検査の方法</p> <p>イ、製造販売承認年月日(条件及び期限付承認が与えられない場合においては、当該承認年月日)及び製造販売承認番号</p> <p>ウ、構成細胞又は導入遺伝子</p> <p>エ、製品等及び容器の規格及び試験検査の方法(次の事項を含む。)</p>	再生医療等製品の特性を考慮して、文言を整備
		(ア) 製造版承認書又は公定書において定められており規格及び試験検査の方法に比してより厳格な規格等において精度の高い試験検査の方法を用いている場合には、その規格及び試験検査の方法並びにその根拠	(ア) 承認事項の規格(日本薬局方等の公定書又は規格集の規格を参照している場合を含む。)について、製造業者等において必要なものとして自主的に所定の規格等により厳格な規格が設定された場合には、当該規格及び品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて当該規格の妥当性を示す根拠	再生医療等製品の特性を考慮して、文言を整備
		(イ) 製造版承認書又は容器の規格及び試験検査の方法並びにその根拠	(イ) 日本薬局方等の公定書又は規格集を参照している試験検査について、当該公定書又は規格集の規定に基づき、規定の試験法に代わる試験検査の方法が規定の試験法以上の直度及び精度がある場合であつて当該試験検査の方法が用いられるときは、当該試験検査の方法及び品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて当該規格の妥当性を示す根拠	再生医療等製品の特性を考慮して、文言を整備
		(ウ) 製品等又は容器の規格及び試験検査の方法並びにその根拠	(ウ) 承認事項及び日本薬局方等の公定書又は規格集に定められていない規格及び試験検査について、製造業者等において管理上必要なものとして自主的に設定する場合には、当該規格及び試験検査の方法並びに品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて当該規格の妥当性を示す根拠	再生医療等製品の特性を考慮して、文言を整備
		(エ) 製品等又は容器の試験検査を、外部試験検査機関等を利用して行う場合においては、これらを利用していく場合には必ずしも十分とはいえないものである場合において、品質管理上必要と判断されるものとして自らの規格及び試験検査の方法を設定したときには、当該自主規格及び試験検査の方法並びにその根拠	(エ) 試験検査が外部試験検査機関で行われる場合には、当該試験検査の項目並びにそれらの規格及び試験検査の方法(なお、承認再生医療等製品にあつては、GCTP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査の方法並びに品質リスクを特定して当該試験検査の方法)について、製造業者等に影響を及ぼすものとして選定した原料等、その保管条件及びGCTP省令第12条の3の規定による供給者の管理の方法	再生医療等製品の特性を考慮して、文言を整備

現行省令	改正省令	現行課長通知	現行課長通知	備考
オ. 表示材料の規格及び印刷見本並びに包装材料の規格	オ. 原料となる細胞又は組織の輸送方法	工. 表示物(最終製品にあつては、販売名及び一般的な名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果並びに使用上の注意又は取扱上の注意等の所要事項が記載されるもの)の規格及び仕様	工. 製造方法及び製造手順(工程内検査、中間製品の規格及び試験検査の方法並びに品質リスクを特定し評価した結果に基づいて当該規格及び試験検査の方法の妥当性を示す根拠を含む。)	GMP課長通知にはないが、必要と考へて現行GCP課長通知の記載を維持した。
キ. 製造方法及び製造手順(工程管理に係る試験検査の方法及び手順を含む。)	カ. 標準的仕込量及びその根拠	工. 原料となる細胞又は組織の輸送方法	カ. 製造方法及び製造手順(工程内検査、中間製品の規格及び試験検査の方法並びに品質リスクを特定し評価した結果に基づいて当該規格及び試験検査の方法の妥当性を示す根拠を含む。)	GMP課長通知にはないが、必要と考へて現行GCP課長通知の記載を維持した。
ケ. 原料及び中間製品の保管条件	コ. 製品(中間製品を除く。)の保管条件及び有効期間又は使用の期限(その根拠となつた安定性試験の結果を含む。)	ク. 標準的仕込量及びその根拠	ク. 原料及び中間製品の保管条件	GMP課長通知にはないが、必要と考へて現行GCP課長通知の記載を維持した。
サ. 製品の配送方法	サ. 用法及び用量又は使用方法、効能、効果又は性能並びに使用上の注意又は取扱い上の注意。	サ. 原料及び中間製品の保管条件	サ. 用法及び用量又は使用方法、効能、効果又は性能並びに使用上の注意又は取扱い上の注意。	GMP課長通知にはないが、必要と考へて現行GCP課長通知の記載を維持した。
ス. 製造販売業者との取決めの内容が分かる書類(取決めのために交わした契約書の写し等)	(5) 第2号に掲げる事項としては、生物由来原料基準(平成15年厚生労働省告示第10号。以下単に「生物由来原料基準」という。)、製造販売承認事項のうち開運事項、改善命令を受けた場合における当該命令の内容のうち開運事項、製造販売承認に付された条件のうち開運事項等が挙げられること。	二 法第四十二条第一項の規定により定められた基準その他の業事に関する法又はこれに基づく命令若しくは处分のうち品質に関する事項	二 法第四十二条第一項の規定により定められた基準その他の業事に関する法又はこれに基づく命令若しくは处分のうち品質に関する事項	ア. 法第42条第1項の規定により定められた基準として現在のところ、生物由来原料基準が定められている。イ. 業事に関する法令又はこれに基づく命令若しくは处分については、法第18条第3項の規定により定められた製造業者又は国外製造業者の遵守事項、法第1条の規定により製造販売承認に付された条件等が該当するものであることを示すようにしておくことが求められる。)
三 製造手順(第一号の事項を除く。)	(6) 第4号の「その他の規格」とは、原料の品質を確認するためには必要な基準、産地、製造管理及び品質管理の方法等に係る事項をいうものであります。生物由来原料基準に規定される原料に係る必要事項は、これに該当する事項として製品標準書に含まれるべきものであること。なお、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原料とする再生医療等製品(製造工程による工程外の人の血液を原料とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原料とする再生医療等製品)を原料(製造に使用する原料又は原材料(製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品の場合においては、原材料である血液の由来となるものをいう。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品の場合においては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別もこれに含まれるものである(ただし、原材料である血液の由来が当該再生医療等製品及び指定再生医療等製品を使用される者のみである場合には、この限りでない。)こと。	四 原料として使用する人、動物、植物又は微生物から得られた物に係る名前、本質及び性状並びに成分及びその含有量その他の規格	四 原料として使用する人、動物、植物又は微生物から得られた物に係る名前、本質及び性状並びに成分及びその含有量その他の規格	③ 第8条第4号関係「その他の規格」とは、原料の品質を確認するためには必要な基準、産地、製造管理及び品質管理の方法等に係る事項をいうものであります。生物由来原料基準に規定される原料に係る必要事項は、これに該当する事項として製品標準書に含まれるべきものであること。なお、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原料とする再生医療等製品(製造工程による工程外の人の血液を原料とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原料とする再生医療等製品)を原料(製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品の場合においては、原材料である血液の由来となるものをいう。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品の場合においては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別もこれに含まれるものである(ただし、原材料である血液の由来が当該再生医療等製品及び指定再生医療等製品を使用される者のみである場合には、この限りでない。)こと。
五 製造又は試験検査に使用する動物(ドナー動物を含む。以下「使用動物」という。)の規格	五 製造又は試験検査に使用する動物(ドナー動物を含む。以下「使用動物」という。)の規格	六 その他所要の事項	六 その他所要の事項	工. GCP課長通知にはないが、必要と考へて現行

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		は、「品質部門によって承認された、原料又は資材の供給者に関する事項、想定される免脱(ドナーの年齢、性別、既往歴、体質等の個人差によるもの等)への対応に関する事項等が挙げられる。」	「その他所要の事項」として、次に掲げる事項を含むものであること。 ア、製品標準書の作成、改訂及び承認の日付、製品標準書の管理番号 イ、製品標準書の作成、改訂及び承認の責任者（承認を行った品質部門の責任者）の氏名並びに階級が記載されたGCP省令第7条の規定により当該製品に係る製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項の内容（なお、GCIP調査実施者の求めに応じて、当該取決め文書の写しを提示できるようにしておくことが求められる。） 工、品質部門によって承認された、原料又は資材の供給者に関する事項、想定される免脱（ドナーの年齢、性別、既往歴、体質等の個人差によるもの等）への対応に関する事項等	GCIP課長通知の記載を維持した。
		9. 第9条（手順書等）関係 (手順書等) 第九条 製造業者は、製造所ごとに、構造設備の衛生管理、職員の衛生管理、その他の必要な事項について記載した文書（以下「手順書」という。）を作成し、これを当該製造所に適切に備え置かなければならぬ。	11. 第9条（手順書等）関係 (手順書等) （1）この条は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に行うため、製造・品質関連業務を適正かつ円滑に行うため、製造所ごとに所定の手順について記載した文書の作成等について規定するものであること。当該文書（以下「GCIP省令第9条第1項の手順書」という。）は、当該製造所において必要な開発部門、組織及び職員に配付、周知等を行つた上で備え置くことを要しないものであること。なお、当該製造所において該当しない業務に關する手順（例えば、当該製造所の製造・品質関連業務を他に委託することのない場合は、GCIP省令第8条第1項第6号の手順）については、GCIP省令第9条第1項の手順書を要しないものである。また、必ずしも GCIP省令第9条第1項の各項目に1対1対応させて作成することを要するものでなく、例えば、当該業務を行う職員、組織、部門等で適宜まとめて作成する等は差し支えないものであること。改正省令による改正前のGCIP省令第9条第1項の衛生管理基準書、同条第2項の製造管理基準書及び同条第3項の品質管理基準書として既に作成され、製造所に備え置かされている各文書については、改正省令による改正後のGCIP省令第9条第1項第1号から第3号までの各手順について記載した文書とみなすものとし、当該文書の名称等を形式的に変更するためだけの改廃等は要しないものであること。	手順書については、改正GCIP省令で追加されたものについては継続しているが、照査などGCIP省令では既に実施している項目があることから、手順書の順番はGCIPと異なっている。
		一 構造設備及び職員の衛生管理に関する手順	（2）第1項の「衛生管理基準書」は、製造・品質管理業務を適切に遂行できるよう、製造衛生に係る内容に限らず、試験検査業務（工程管理に係る試験検査業務のほか品質管理に係る試験検査業務を含む。）等において衛生管理が必要な場合においてはその内容についても含むものであること。	（3）第1項の「職員の衛生管理」とは、職員が微生物等により製品等を汚染することを防止すること目的とするものであること。
			（4）第1項の「構造設備の衛生管理、職員の衛生管理その他の必要な事項」とは、次の事項のうち該当するものであること。 ア、職員の衛生管理に関する次の事項 （ア）職員の更衣等に関する事項 （イ）職員の健康状態の把握等に関する事項 （ウ）手洗い方法に関する事項	イ、職員の衛生管理は、職員が微生物等により原料、資材及び製品（中間製品を含む。）を汚染することの防止を目的とするものであること。
				ウ、構造設備及び職員の衛生管理に関する手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。 （ア）構造設備の衛生管理に関する手順 （イ）構造設備の清掃、保守、滅菌等に関する手順（当該清掃、保守、滅菌等の方法、期間、確認方法等を含む。） （ウ）GCIP省令第10条第2項ただし書きによる清浄化に関する手順

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		<p>(工) 病原性を持つ微生物等による職員の感染防止措置に関する事項</p> <p>(オ) その他職員の衛生管理に必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 構造設備の衛生管理に関する次の事項</li> <li>(ア) 清浄を確保すべき構造設備に関する事項</li> <li>(イ) 構造設備の清浄作業の手順に関する事項</li> <li>(ウ) 構造設備の清浄作業の確認に関する事項</li> <li>(エ) 構造設備（試験検査に関するもの）の微生物等による汚染の防止措置に関する事項</li> <li>(オ) その他構造設備の衛生管理に必要な事項</li> </ul> <p>ウ. 上記に掲げるもののほか、環境モニタリングに関する事項</p> <p>エ. その他衛生管理に必要な事項</p>	<p>る手順（当該清浄化の方法、間隔、確認方法等を含む。）</p> <p>く無菌操作工程を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>イ. 作業室又は作業管理区域の清潔度の維持管理に関する手順</p> <p>② 無菌操作を行う区域における空気の管理に関する手順</p> <p>③ 注射剤による製品を製造する場合における、GCIP省令第10条第4号の規定による配管部等の洗浄及び滅菌に関する手順（当該洗浄及び滅菌の方法、間隔、確認方法等を含む。）</p> <p>④ 職員の衛生管理に関する手順</p> <p>⑤ 構造作業に従事する職員以外の者の作業所への立入り制限に関する手順</p> <p>⑥ 作業所における、入退時の更衣及び手洗い、防護具の着用等に関する手順</p> <p>⑦ 職員の健康状態の把握に関する手順</p> <p>⑧ 作業所における、所持品及び化粧の制限、飲食喫煙の禁止等に関する手順</p> <p>く無菌操作工程を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>⑨ GCIP省令第11条第30号及び第31号に規定する職員の衛生管理に関する手順</p>	
2. 製造業者は、製造所ごとに、製品等の保管、製造工程、製造設備並びに資材及び製品等の管理、製造工程の管理その他の必要な事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。		<p>(5) 第2項の「製造管理基準書」は、第11条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。</p> <p>二 製造工程、製造設備並びに資材及び製品等の管理に関する手順</p>	<p>(6) 第2項の「製品等の保管、製造工程の管理その他必要な事項」とは、次の事項のうち該当するものであること。</p> <p>ア. 職員の従事制限その他の作業管理に関する事項</p> <p>イ. 職員の作業所又は作業管理区域への入り口制限に関する事項</p> <p>ウ. 構造設備の点検整備、計器の校正等に関する事項</p> <p>エ. 製造用水の管理に関する事項</p> <p>オ. 清浄の程度等作業環境の管理の程度の設定及び管理制度に関する事項</p> <p>カ. 製造用細胞株等（試験検査に用いるものを除く。）の管理に関する事項</p> <p>キ. 原料となる細胞及び組織の微生物等による汚染の防止措置に関する事項</p> <p>ク. 原料となる細胞及び組織の確認等（輸送の経過の確認を含む。）に関する事項</p> <p>ケ. 再生医療等製品生物由来原料の記録の作成及び保管に関する事項</p> <p>コ. 製品等及び資材の保管及び出納に関する事項</p> <p>サ. 製品等及び資材の管理項目の設定及び管理制度に関する事項</p> <p>シ. 工程管理のために必要な管理値の設定及び管理制度に関する事項</p> <p>ス. 培養条件の維持に必要な措置に関する事項</p> <p>セ. 細胞及び組織の混同及び交叉汚染の防止措置に関する事項</p> <p>シ. 製品等の微生物等による汚染の防止措置に関する手順</p>	<p>る手順（当該清浄化の方法、間隔、確認方法等を含む。）</p> <p>く無菌操作工程を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>イ. 作業室又は作業管理区域の清潔度の維持管理に関する手順</p> <p>② 無菌操作を行う区域における空気の管理に関する手順</p> <p>③ 注射剤による製品を製造する場合における、GCIP省令第10条第4号の規定による配管部等の洗浄及び滅菌に関する手順（当該洗浄及び滅菌の方法、間隔、確認方法等を含む。）</p> <p>④ 職員の衛生管理に関する手順</p> <p>⑤ 構造作業に従事する職員以外の者の作業所への立入り制限に関する手順</p> <p>⑥ 作業所における、入退時の更衣及び手洗い、防護具の着用等に関する手順</p> <p>⑦ 職員の健康状態の把握に関する手順</p> <p>⑧ 作業所における、所持品及び化粧の制限、飲食喫煙の禁止等に関する手順</p> <p>く無菌操作工程を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>⑨ GCIP省令第11条第30号及び第31号に規定する職員の衛生管理に関する手順</p>
			<p>イ. 製造工程（保管を含む。）、構造設備、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）の管理に関する手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>（ア）GCIP省令第10条第2項第1号の場合における、製品等の譲出防止に関する手順</p> <p>（イ）交叉汚染することにより他の製品等に重大な影響が及ぶおそれのある製品等を取り扱う場合における、交叉汚染の防止に関する手順</p> <p>（ウ）GCIP省令第11条第1号に規定する製造指図書の作成、承認、配付に関する手順</p> <p>（エ）製造部門の責任者による製造作業の指示に関する手順</p> <p>（オ）ロットを構成する製品の製造作業に関する手順</p> <p>（カ）原料、資材及び製品（中間製品を含む。）が適正である旨の確認等に関する手順</p> <p>（エ）重要な秤量、計量及び小分け作業については、作業者以外の職員の立会又はそれと同等以上の管理に関する手順を含むものであること。</p> <p>（オ）法第50条から第52条までの規定による事項が記載されている資材及び製品については、当該製動が適正である旨の確認に関する手順</p> <p>（カ）原料、資材及び製品（中間製品を含む。）が適正である旨の確認等に関する手順</p> <p>（オ）法第50条から第52条までの規定による事項が記載されている資材及び製品については、当該製動が適正である旨の確認に関する手順</p> <p>（カ）原料由来の原料を使用して再生医療等製品を製造する場合には、当該原料が生物由来原料基準の該当する規定期に照らして適正である旨の確認に関する手順を含む</p>	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
<p>事項</p> <p>タ、微生物等の不活化又は除去が行われていない製品等による汚染の防止措置に関する事項</p> <p>チ、微生物等により汚染された物品等の処置に関する事項</p> <p>ツ、配送において製品の品質の確保のために必要な措置等に関する事項</p> <p>ア、製品ごとの出荷先施設名、出荷日及びロット番号又は製造番号の把握等に関する事項</p> <p>ト、製造管理が適切に行われていることの確認及びその結果の品質部門に対する報告に関する事項</p> <p>ナ、その他製造管理のために必要な業務に関する事項</p> <p>(ア) 製造管理における誤同を防止する上で必要な措置に関する事項</p> <p>(イ) ドナー動物の受け入れ後の飼育管理(個体の識別管理を含む。)等に関する事項</p> <p>(ウ) 事故発生時における措置に関する事項</p> <p>(エ) 品質部門から報告された試験検査結果の伝達に関する事項</p>	<p>ものであること。</p> <p>(ク) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の保管、出納等に関する手順</p> <p>(ア) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)のバーコード管理システム又はそれと同等以上の管理に関する手順</p> <p>(イ) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の取扱い防止のための手順</p> <p>(ケ) 製造設備の清浄の確認等に関する手順</p> <p>(コ) 製造設備の点検整備、製造に関する手順</p> <p>開する手順(当該点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)</p> <p>(サ) 製造管理が適切に行われていることの確認及び品質保証に係る業務を担当する組織への当該確認の結果の報告に関する手順</p> <p>(シ) その他製造工程等の管理に関する手順</p> <p>(ア) 作業所における事故の防止、発生時の対応等に関する手順</p> <p>(ブ) 作業環境の管理に関する手順</p> <p>(丙) 工程管理のために必要な管理に関する手順</p> <p>(丁) 製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順</p> <p>&lt;無菌操作を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>(ス) 無菌操作工程で用いる原料、資材及び製品(中間製品を含む。)、製造工程(無菌性保証に係る重要な工程を含む。)並びに製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順</p> <p>(チ) 製造に使用する動物及び微生物の管理に関する手順</p>	<p>ものであること。</p> <p>(ク) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の保管、出納等に関する手順</p> <p>(ア) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)のバーコード管理システム又はそれと同等以上の管理に関する手順</p> <p>(イ) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の取扱い防止のための手順</p> <p>(ケ) 製造設備の清浄の確認等に関する手順</p> <p>(コ) 製造設備の点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)</p> <p>(サ) 製造管理が適切に行われていることの確認及び品質保証に係る業務を担当する組織への当該確認の結果の報告に関する手順</p> <p>(シ) その他製造工程等の管理に関する手順</p> <p>(ア) 作業所における事故の防止、発生時の対応等に関する手順</p> <p>(ブ) 作業環境の管理に関する手順</p> <p>(丙) 工程管理のために必要な管理に関する手順</p> <p>(丁) 製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順</p> <p>&lt;無菌操作を実施する製造所の場合&gt;</p> <p>(ス) 無菌操作工程で用いる原料、資材及び製品(中間製品を含む。)、製造工程(無菌性保証に係る重要な工程を含む。)並びに製造用水(製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。)の管理に関する手順</p> <p>(チ) 製造に使用する動物及び微生物の管理に関する手順</p>	<p>③ 第9条第1項第3号関係</p> <p>ア、試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順は、その製造所における製造工程等に応じて、GCTP省令第12条第1項各号の業務を計画的かつ適切に遂行ができる内容であることが求められる。試験検査を外部試験検査機関に依頼して行う場合には、検体の受渡し方法、試験検査の結果の伝達方法等を明確に定めておくことが求められる。</p> <p>イ、試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>(ア) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の検体の採取等に関する手順(当該検体を採取する場所の特定を含む。)</p> <p>(イ) 採取した検体及び試験検査用の標準品の保管に関する手順</p> <p>(ウ) 試験検査指示書の作成、承認、配付等に関する手順</p> <p>(エ) 品質部門の責任者による試験検査の作業指示に関する手順</p> <p>(オ) 試験検査に関する記録の作成等に関する手順</p> <p>(カ) 最終製品の参考品及び保存品の保管及び試験検査に開する手順</p> <p>(キ) 原料等の参考品及び器具の点検整備、計器の校正等に関する手順(当該点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)</p>	<p>③ 第3項の「品質管理基準書」は、第12条に規定する業務を適切に遂行することができる内容のものであること。</p> <p>(8) 第3項の「検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の必要な事項」とは、次の事項のうち該当するものであること。なお、製品等又は資材の試験検査を、外部試験検査機関を利用する場合は、検体の送付方法及び器具の点検整備、計器の校正等に関する事項。</p> <p>ア、製品の参考品としての保管に関する事項</p> <p>イ、試験検査に関する設備及び器具の点検整備、計器の校正等に関する事項</p> <p>ウ、試験検査用細胞株等(試験検査に用いるものに関する。)の管理に関する事項</p> <p>エ、ドナー動物の受け入れ時及び受入れ後の試験検査等に関する事項</p> <p>オ、製品等及び資材の試験検査における検体の採取等に関する事項(採取場所の指定を含む。)</p> <p>カ、検体の識別及び区分の方法に関する事項</p> <p>キ、採取した検体の試験検査に関する事項</p> <p>ク、製造工程の適切な段階で実施する、製品では実施することができない試験検査に関する事項</p> <p>ケ、微生物等により汚染された物品等の処置に関する事項</p> <p>コ、試験検査結果の判定等に関する事項</p>
<p>3 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の必要な事項を記載した品質管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。</p>	<p>三 試験検査設備及び検体の管理その他の適切な試験検査の実施に必要な手順</p> <p>(7) 第3項の「品質管理基準書」は、第12条に規定する業務を適切に遂行することができる内容のものであること。</p> <p>(8) 第3項の「検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の必要な事項」とは、次の事項のうち該当するものであること。なお、製品等又は資材の試験検査を、外部試験検査機関を利用する場合は、検体の送付方法及び器具の点検整備、計器の校正等に関する事項。</p> <p>ア、製品の参考品としての保管に関する事項</p> <p>イ、試験検査に関する設備及び器具の点検整備、計器の校正等に関する事項</p> <p>ウ、試験検査用細胞株等(試験検査に用いるものに関する。)の管理に関する事項</p> <p>エ、ドナー動物の受け入れ時及び受入れ後の試験検査等に関する事項</p> <p>オ、製品等及び資材の試験検査における検体の採取等に関する事項(採取場所の指定を含む。)</p> <p>カ、検体の識別及び区分の方法に関する事項</p> <p>キ、採取した検体の試験検査に関する事項</p> <p>ク、製造工程の適切な段階で実施する、製品では実施することができない試験検査に関する事項</p> <p>ケ、微生物等により汚染された物品等の処置に関する事項</p>	<p>(7) 第3項の「品質管理基準書」は、第12条に規定する業務を適切に遂行することができる内容のものであること。</p> <p>(8) 第3項の「検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の必要な事項」とは、次の事項のうち該当するものであること。なお、製品等又は資材の試験検査を、外部試験検査機関に依頼して行う場合には、検体の受渡し方法、試験検査の結果の伝達方法等を明確に定めておくことが求められる。</p> <p>ア、製品の参考品としての保管に関する事項</p> <p>イ、試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>(ア) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の検体の採取等に関する手順(当該検体を採取する場所の特定を含む。)</p> <p>(イ) 採取した検体及び試験検査用の標準品の保管に関する手順</p> <p>(ウ) 試験検査指示書の作成、承認、配付等に関する手順</p> <p>(エ) 品質部門の責任者による試験検査の作業指示に関する手順</p> <p>(オ) 試験検査に関する記録の作成等に関する手順</p> <p>(カ) 最終製品の参考品及び保存品の保管及び試験検査に開する手順</p> <p>(キ) 原料等の参考品及び器具の点検整備、計器の校正等に関する手順(当該点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)</p>	<p>③ 第9条第1項第3号関係</p> <p>ア、試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順は、その製造所における製造工程等に応じて、GCTP省令第12条第1項各号の業務を計画的かつ適切に遂行ができる内容であることが求められる。試験検査を外部試験検査機関に依頼して行う場合には、検体の受渡し方法、試験検査の結果の伝達方法等を明確に定めておくことが求められる。</p> <p>イ、試験検査設備及び検体の管理その他適切な試験検査の実施に必要な手順として、その製造所における製造工程等に応じて、次に掲げる手順のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>(ア) 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の検体の採取等に関する手順(当該検体を採取する場所の特定を含む。)</p> <p>(イ) 採取した検体及び試験検査用の標準品の保管に関する手順</p> <p>(ウ) 試験検査指示書の作成、承認、配付等に関する手順</p> <p>(エ) 品質部門の責任者による試験検査の作業指示に関する手順</p> <p>(オ) 試験検査に関する記録の作成等に関する手順</p> <p>(カ) 最終製品の参考品及び保存品の保管及び試験検査に開する手順</p> <p>(キ) 原料等の参考品及び器具の点検整備、計器の校正等に関する手順(当該点検整備、校正等の方法、間隔、確認方法等を含む。)</p>	<p>15 / 71</p>

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		<p>サ、試験検査結果の記録の作成及び保管に関する事項</p> <p>(シ)その他品質管理のために必要な業務に関する事項</p> <p>(ア)品質管理における混同を防止する上で必要な措置に関する事項</p> <p>(イ)原料及び資材の供給者管理に関する事項</p> <p>(ウ)原料、市場に出荷された製品の品質に影響を及ぼすと考えられる資材等のうち、製品の品質に影響を及ぼすと想定されるものについての参考</p> <p>(キ)製品の品質を確保する上で必要なものについての参考</p> <p>(ク)品質としての保管に関する事項</p>	<p>(ケ)試験検査の結果の判定等に関する手順</p> <p>(コ)試験検査について、規格に適合しない結果（いわゆる“Out of Specification”。以下「OOS」という。）となつた場合における原因の究明、是正措置及び予防措置等に関する手順</p> <p>(セ)その他の適切な試験検査の実施に必要な手順</p> <p>(セ)試験検査用の標準品、試薬試液及び試験用液等の管理に関する手順</p> <p>(セ)再度の試験検査を行う場合の取扱いに関する手順</p>	
		<p>(エ)試験検査用に用いられる標準品及び試薬試液等の品質確保に関する事項</p> <p>(オ)再試験検査の実施に関する事項</p> <p>(カ)安定性モニタリングの実施に関する事項（対象とする製品等及び資材並びにそのサンプリング方法を含む。また、ロットを構成しない製品の場合を除く。）</p> <p>(キ)製品についての保存品としての保管に関する事項</p> <p>ス、試験検査を輸入先の再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録をもって代える場合における業務に関する事項</p> <p>セ、製造に使用した再生医療等製品生物由来原料に関する記録から当該再生医療等製品生物由来原料を使用して製造された製品に関する記録までの一連のものの保管に関する事項</p> <p>ソ、製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果についての確認に関する事項</p>	<p>(ケ)試験検査結果の記録をもって代える場合における業務に関する事項</p> <p>セ、製造に使用した再生医療等製品生物由来原料を使用して製造された製品に関する記録までの一連のものの保管に関する事項</p> <p>ソ、製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果についての確認に関する事項</p>	
4 製造業者等は、前三項に定めるもののほか、製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順に関する文書（以下「手順書」という）を製造所ごとに作成し、これを保管しなければならない。		(上にまとめられています)		
(新設)	四 安定性モニタリングに関する手順	(新設)	(新設)	<p>(④) 第9条第1項第4号関係安定性モニタリングに関する手順は、GCIP省令第12条の2第1項各号の業務を計画的かつ適切に、同条第2項の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる。</p>
(新設)	五 原料及び資材（以下「原料等」という。）の供給者の管理に関する手順	(新設)	(新設)	<p>(⑤) 第9条第5号関係原料等の供給者の管理に関する手順は、GCIP省令第12条の3第1項各号及び第2項の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる。</p>
(新設)	六 製造業者等の委託を受けた試験検査その他の製造・品質関連業務の一部を他の事業者（以下「外部委託業者」という。）の管理に関する手順	(新設)	(新設)	<p>(⑥) 第9条第6号関係外部委託業者の管理に関する手順は、GCIP省令第12条の4第1項及び第2項各号の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる。</p>
二 製造所からの出荷の管理に関する手順	七 製造所からの出荷の管理に関する手順	(9) 第4項第1号の「製造所からの出荷の管理に関する手順」に関する文書は、第13条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。		<p>(⑦) 第9条第7号関係製造所からの出荷の管理に関する手順は、GCIP省令第13条第1項の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる。</p>
二 バリデーション又はバリファイケーションに関する手順	八 バリデーション又はバリファイケーションに関する手順	(10) 第4項第2号の「バリデーション又はバリファイケーションに関する手順」に関する文書（以下「バリデーション等に関する手順書」という。）は、第14条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。		<p>(⑧) 第9条第8号関係バリデーション又はバリファイケーション等に関する手順書（以下「バリデーション等に関する手順書」という。）に関する手順は、GCIP省令第14条第1項各号及び第2項の業務を適切に遂行できる内容であるとともに、その製造所におけるバリデーション等基準によること。</p>

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
			くことが求められる。	
			ア その製造所におけるバリデーション等に関する全体的な方針	
			イ その製造所においてバリデーション等に係る業務に従事する職員の責務及び管理制度（なお、GCIP 省令第7条第4項の規定による文書を適宜参照することは差し支えないものであること。）	
			ウ その製造所においてバリデーション等により検証する事項（本通知の第3 バリデーション等基準によること。）	
			エ バリデーション等に係る手順及びバリデーション等の計画に関する文書の変更の管理に関する手順（なお、GCIP 省令第16条の規定による文書について、それを作成、改訂、承認、報告、保管等に関する手順（なお、GCIP 省令第22条第1項各号の業務に関する手順を適宜参照することは差し支えないものであること。）	
			オ バリデーション等に係る手順及びバリデーション等の計画に関する文書からの逸脱の管理に関する手順（なお、GCIP 省令第17条の逸脱の管理に関する手順を適宜参考すること。）	
			カ バリデーション等の計画に関する文書及びバリデーション等の結果に関する文書について、それを作成、改訂、承認、報告、保管等に関する手順（なお、GCIP 省令第22条第1項各号の業務に関する手順を適宜参照することは差し支えないものであること。）	
			キ その他バリデーション等を適正かつ円滑に行うため必要な手順	
三 製品の品質の照査に関する手順	九 製品の品質の照査に関する手順	(11) 第4項第3号の「製品の品質の照査に関する手順」に関する文書は、第15条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(9) 第9条第1項第9号関係	
四 第十六条の変更の管理に関する手順	十 第十六条の変更の管理に関する手順	(12) 第4項第4号の「第16条の変更の管理に関する手順」に関する文書は、第16条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(10) 第9条第1項第10号関係	
五 第十七条の逸脱の管理に関する手順	十一 第十七条の逸脱の管理に関する手順	(13) 第4項第5号の「第17条の逸脱の管理に関する手順」に関する文書は、第17条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(1) 第9条第1項第11号関係	
六 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順	十二 第十八条の品質情報及び品質不良等の処理に関する手順	(14) 第4項第6号の「品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する手順」に関する文書は、第18条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(1) 第9条第1項第12号関係	
七 回収処理に関する手順	十三 回収等の処理に関する手順	(15) 第4項第7号の「回収処理に関する手順」に関する文書は、第19条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(3) 第9条第1項第13号関係	
八 自己点検に関する手順	十四 自己点検に関する手順	(16) 第4項第8号の「自己点検に関する手順」に関する文書は、第20条に規定する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(4) 第9条第1項第14号関係	
九 教育訓練に関する手順	十五 教育訓練に関する手順	(17) 第4項第9号の「教育訓練に関する手順」に関する内容であることが求められる。	(5) 第9条第1項第15号関係	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
土 文書及び記録の管理に関する手順	十六 文書及び記録の作成、改訂及び保管に関する手順	する文書は、第21条に規定する業務を適切に遂行できること。	する文書は、その製造所における製造工程等に応じて、GCTP省令第21条各号の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる職員の従事する業務の種類、内容等に応じて、教育訓練の責任者が定めた教育訓練プログラムを含むものであること。	教育訓練に開ずる手順は、その製造所における製造工程等に応じて、GCTP省令第21条各号の業務を適切に遂行できる内容であることが求められる職員の従事する業務の種類、内容等に応じて、教育訓練の責任者が定めた教育訓練プログラムを含むものであること。
十一 その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順	十七 その他適正か円滑な製造・品質管理連携業務に必要な手順	(18) 第4項第10号の「文書及び記録の管理に関する業務を適切に遂行できる内容のものであること。	(1) 第9条第1項第16号関係文書及び記録の作成、改訂及び保管に関する手順は、その他の製造・品質管理連携業務に必要な手順と同様に規定する。改訂及び保管に関する手順は、その他の手順と同様に規定する。改訂及び保管に関する手順は、その他の手順と同様に規定する。	修正 ① 第9条第1項第16号関係文書及び記録の作成、改訂及び保管に関する手順は、その他の製造・品質管理連携業務に必要な手順と同様に規定する。改訂及び保管に関する手順は、その他の手順と同様に規定する。
五 製造業者等は、製品標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書(以下「手順書等」といふ)を製造所に備え付けなければならない。	二 製造業者等は、製品標準書及び手順書(以下この章において「手順書等」と総称する)並びにこの章に規定する記録について、その信頼性を継続的に確保するため、第二十二条第二項各号に掲げる業務の方法に関する事項を、文書により定めなければならない。	(19) 第4項第11号の「その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順」に関する文書としては、次に掲げるもののその他の手順と第10号に掲げる手順とは別に作成するべき内容のものが想定されていること。 製造販売業者及び製造業者等との連携に関する手順(GCP省令第21条で準用する第7条第6号イ及び第21条で準用する第10条第1項第1号及び第2号の所要の措置の連絡の方法に関する手順並びに第21条第6号イ及び第21条で準用する第10条第1項第1号及び第2号の所要の措置及びその結果の報告に関する手順を含む。)に関する文書	(1) 第9条第1項第17号関係文書並びに第9条第1項第18号関係文書及びGCTP省令第9条第1項の手順書並びに同令第2章に規定する記録について、継続的に信頼性の高いものであること。該設置をとるに当たつても、GCTP省令第4条第1項の規定による品質リスクマネジメントの活用を要するものであること。また、製造設備を共用する場合における交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」等が参考になるものであること。さらに、病原性を持つ微生物等を取り扱う場合の交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」、再生医療等製品の無菌製造法に関する指針、「生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティ指針(仮)」等が参考になるものであること。 (2) 再生医療等製品への交叉汚染の防止には、製造所の構造設備に係るGCTP省令第10条、製造管理に関する規定(同令第11条等の遵守が不可欠なもの)があること。	修正 ① 第9条第1項第17号関係文書並びに第9条第1項第18号関係文書及びGCTP省令第9条第1項の手順書並びに同令第2章に規定する記録について、継続的に信頼性の高いものであること。該設置をとるに当たつても、GCTP省令第4条第1項の規定による品質リスクマネジメントの活用を要するものであること。また、製造設備を共用する場合における交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」等が参考になるものであること。さらに、病原性を持つ微生物等を取り扱う場合の交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」、再生医療等製品の無菌製造法に関する指針、「生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティ指針(仮)」等が参考になるものであること。
(構造設備)	(構造設備)	(新設)	12. 第9条の2(交叉汚染の防止) 関係 (1) 再生医療等製品に係る製品の交叉汚染を防止するため、製造手順等について所要の措置をとらなければならぬものであること。該設置をとるに当たつても、GCTP省令第4条第1項の規定による品質リスクマネジメントの活用を要するものであること。また、製造設備を共用する場合における交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」等が参考になるものであること。さらに、病原性を持つ微生物等を取り扱う場合の交叉汚染の防止については、P1C/Sの関連ガイドンス文書「ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE」、再生医療等製品の無菌製造法に関する指針、「生物学的製剤等の製造所におけるバイオセーフティ指針(仮)」等が参考になるものであること。 (2) 再生医療等製品への交叉汚染の防止には、製造所の構造設備に係るGCTP省令第10条、製造管理に関する規定(同令第11条等の遵守が不可欠なもの)があること。	必要に応じてリスクマネジメントを活用するべきことは当然であり、第4条で求められていること。
(構造設備)	(構造設備)	10. 第10条(構造設備) 関係 (1) この条は、製品に応じて、構造設備が適合するものでなければならぬこと。	10. 第10条(構造設備) 関係 (1) この条は、製品に応じて、構造設備が適合するものでなければならぬこと。	必要に応じてリスクマネジメントを活用するべきことは当然であり、第4条で求められていること。
(構造設備)	(構造設備)	(2) 必要に応じて構造設備の適合を判断すること。	13. 第10条(構造設備) 関係 (1) その製品に係る構造設備が適して、その製造所における製造工程等に応じて要否を判断する事項を規定するものであり、それらに鑑みて製造所の構造設備が適合しているかどうかを判断するものであること。	必要に応じてリスクマネジメントを活用するべきことは当然であり、第4条で求められていること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案
（3）製造所の構造設備は、原則として、研究部門、開発部門その他製造・品質管理業務に關係しない部門と共用のものとしてはならないこと。ただし、汚染及び交叉汚染並びに混同の防止、過及可能性の確保その他の構造設備を共用のものとしても差し支えないよう適切な措置が採られている場合には、この限りでない。	（2）製造所の構造設備は、原則として、研究部門、開発部門その他製造・品質管理業務に關係しない部門と共用のものとしてはならないこと。ただし、汚染及び交叉汚染並びに混同の防止、過及可能性の確保その他の構造設備を共用のものとしても差し支えないよう適切な措置が採られている場合には、この限りでない。	（2）製造所の構造設備は、原則として、研究部門、開発部門その他製造・品質管理業務に關係しない部門と共用のものとしてはならないこと。ただし、汚染及び交叉汚染並びに混同の防止、過及可能性の確保その他の構造設備を共用のものとしても差し支えないよう適切な措置が採られている場合には、この限りでない。	（2）製造所の構造設備は、原則として、研究部門、開発部門その他製造・品質管理業務に關係しない部門と共用のものとしてはならないこと。ただし、汚染及び交叉汚染並びに混同の防止、過及可能性の確保その他の構造設備を共用のものとしても差し支えないよう適切な措置が採られている場合には、この限りでない。
一 手順書等に基づき、その用途に応じ適切に清掃及び保守が行われ、必要に応じ滅菌され、また、その記録が作成され、保管されていること。	一 手順書等に基づき、その用途に応じ適切に清掃及び保守が行われ、必要に応じ滅菌され、また、その記録が作成され、保管されていること。	① 第10条第1項第4号関係構造設備についてその用途に応じ適切に清掃及び保守が行われ、必要に応じ滅菌されるとともに、それら記録の作成及び保管を要するものであること。	① 第10条第1項第4号関係構造設備についてその用途に応じ適切に清掃及び保守が行われ、必要に応じ滅菌されるとともに、それら記録の作成及び保管を要するものであること。
二 製品等により有毒ガスを取り扱う場合においては、その処理に要する設備を有すること。	二 製品等により有毒ガスを取り扱う場合においては、その処理に要する設備を有すること。	② 第10条第2号関係製品等により有毒ガスを取り扱う場合には、当該有毒ガスの処理設備を要するものであること。	② 第10条第2号関係製品等により有毒ガスを取り扱う場合には、当該有毒ガスの処理設備を要するものであること。
三 作業所のうち、作業室又は作業管理区域（作業室及び廊下等から構成されていて、全体が同程度に清浄の維持ができるよう）、は、製品の種類、構造、特性及び製造工程に応じ、清浄の程度を維持することができる構造及び設備を有すること。	三 作業所のうち、作業室又は作業管理区域（作業室及び廊下等から構成されていて、全体が同程度に清浄の維持ができるよう）、は、製品の種類、構造、特性及び製造工程に応じ、清浄の程度を維持することができる構造及び設備を有すること。	③ 第10条第3号関係再生医療等製品に係る製品の作業所のうち、作業室又は作業管理区域において、当該製品の種類及び製造工程に応じ清浄の程度を維持管理できる構造及び設備を要するものであること。	③ 第10条第3号関係再生医療等製品に係る製品の作業所のうち、作業室又は作業管理区域において、当該製品の種類及び製造工程に応じ清浄の程度を維持管理できる構造及び設備を要するものであること。
四 作業室は次に定めるとこころに適合するものであること。	四 作業室は次に定めるとこころに適合するものであること。	（5）第4号イの「製品の種類、構造及び製造工程に応じ、従来の生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有していること」とは、次のことをいうものであること。	（5）第4号イの「製品の種類、構造及び製造工程に応じ、従来の生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有していること」とは、次のことをいうものであること。
イ 製品の種類、構造及び製造工程に応じ、従来の生物による汚染を防ぐ構造及び設備を有するものであること。	イ 製品の種類、構造及び製造工程に応じ、従来の生物による汚染を防ぐ構造及び設備を有するものであること。	（ア）原料の秤量作業、製品の調製作業、充填作業又は灌漬及び閉塞作業を行なう作業室、じんあいが発生する充填及び閉塞作業を行なう作業室等は、必要に応じてじんあい除去装置を備えるとともに、各作業室をそれぞれ専用とする。ただし、同種類製品（交叉汚染のリスクの適切な管理のため）の製造作業の場合において、必要に応じてじんあい除去装置を備えた上で秤量作業、調製作業等並びに充填及び閉塞作業をそれぞれ区分された場所において行なうときは、当該各作業を同一作業室において行っても差し支えない。その他、これによらない場合には、交叉汚染について適切なリスクマネジメントを行い、承認されていること。	（ア）原料の秤量作業、製品の調製作業、充填作業又は灌漬及び閉塞作業を行なう作業室、じんあいが発生する充填及び閉塞作業を行なう作業室等は、必要に応じてじんあい除去装置を備えるとともに、各作業室をそれぞれ専用とする。ただし、同種類製品（交叉汚染のリスクの適切な管理のため）の製造作業の場合において、必要に応じてじんあい除去装置を備えた上で秤量作業、調製作業等並びに充填及び閉塞作業をそれぞれ区分された場所において行なうときは、当該各作業を同一作業室において行っても差し支えない。その他、これによらない場合には、交叉汚染について適切なリスクマネジメントを行い、承認されていること。
（イ）GOTP省令第10条第2項各号の製品等を取り扱う作業室と、その他の製品等を取り扱う作業室とが、互いに他方の作業室の職員の通路とならないように造られていること。ただし、密閉容器（通常の取扱いにおいて内容物の漏出及び汚染を生じない容器を指す。以下同じ。）に納められた製品等のみを取り扱う作業室及び製品等から採取された液体のみを取り扱う作業室については、この限りでないものであること。	（イ）GOTP省令第10条第2項各号の製品等を取り扱う作業室と、その他の製品等を取り扱う作業室とが、互いに他方の作業室の職員の通路とならないように造られていること。ただし、密閉容器（通常の取扱いにおいて内容物の漏出及び汚染を生じない容器を指す。以下同じ。）に納められた製品等のみを取り扱う作業室及び製品等から採取された液体のみを取り扱う作業室については、この限りでないものであること。	（イ）GOTP省令第10条第2項各号の製品等を取り扱う作業室と、その他の製品等を取り扱う作業室とが、互いに他方の作業室の職員の通路とならないように造られていること。ただし、密閉容器（通常の取扱いにおいて内容物の漏出及び汚染を生じない容器を指す。以下同じ。）に納められた製品等のみを取り扱う作業室及び製品等から採取された液体のみを取り扱う作業室については、この限りでないものであること。	（イ）GOTP省令第10条第2項各号の「製造設備等の有する機能によりこれと同程度の効果を得られる場合」とは、例えば、次の場合が該当するものであること。ただし、製造設備等の有する機能によりこれと同程度の効果を得られるものと必要構造及び設備等を有していること。ただし、製造設備等の有する機能によりこれと同程度の効果を得られるものと必要構造及び設備等を有していること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
果を得られる場合においては、この限りでない。	口 洗浄後の容器の乾燥及び保管を適切に行うために必要な設備を有する必要がある滅菌装置を備えていること。	口 洗浄後の容器の乾燥及び保管を適切に行うために必要な設備を有すること。	⑤ 第10条第1項第4号口～六関係 作業室について、次に掲げる構造設備、装置等を要するものであること。 ハ、製品の種類に応じ、その製造に必要な滅菌操作を行う区域には、フィルターにより処理された清潔な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造設備を有すること。 ホ、注射剤に係る製品を製造する場合においては、無菌性保証に影響を及ぼす接液部の配管等は、洗浄が容易で、かつ、滅菌が可能な設備	無菌医薬品→無菌製品になるよう削除
口 洗浄後の容器の乾燥及び保管を適切に行うために必要な設備を有する必要がある滅菌装置を備えていること。	二 無菌操作を行う区域は、フィルターにより処理された清潔な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造設備を有すること。 ホ、注射剤に係る製品を製造する場合においては、無菌性保証に影響を及ぼす接液部の配管等は、洗浄が容易で、かつ、滅菌が可能な設備	二 無菌操作を行う区域について、フィルターにより処理された清潔な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造設備 ホ、注射剤に係る製品の製造作業を行う作業室においては、無菌性保証に影響を及ぼす接液部の配管等について、洗浄が容易で、かつ、滅菌が可能な設備	⑥ 第10条第1項第5号関係 に必要な構造設備を行つために必要な滅菌操作を行う区域について、フィルターにより処理された清潔な空気を供し、かつ、適切な差圧管理を行つために必要な構造設備	
五 洗浄後の容器の乾燥作業又は滅菌作業を行う作業室は専用であること。 ただし、洗浄後の容器が汚染されるおそれがない場合においては、この限りでない。	五 洗浄後の容器の乾燥作業又は滅菌作業を行う作業室は専用であること。 ただし、洗浄後の容器が汚染されるおそれがない場合においては、この限りでない。	(7) 第5号の「洗浄後の容器が汚染されるおそれがない場合」としては、例えば、洗浄後の容器を施した専用の保管箱に洗浄後の容器を収納するような場合が挙げられる。	⑥ 第10条第1項第6号関係 に必要な構造設備を行つために必要な滅菌操作を行う区域について、洗浄後の容器が汚染されるおそれがない場合を除き、専用であること。	
六 原料の秤量作業、製品の調製作業、製品の充填作業又は容器の閉塞作業を行ふ作業室は、当該作業室の職員以外の者の通路とならないように造られており、また、当該作業室の職員による製品への汚染のおそれがない場合には、この限りでない。	六 原料の秤量作業、製品の調製作業、製品の充填作業又は容器の閉塞作業を行ふ作業室は、当該作業室の職員以外の者の通路とならないように造られており、また、当該作業室の職員による製品への汚染のおそれがない場合には、この限りでない。	(8) 第6号の「ただし、当該作業室の職員以外の者による製品への汚染のそれがない場合」とは、次に掲げる場合における場合のほか、製造設備等の有する機能によつて、原料の秤量作業を行う作業室、製品等の調製作業その他の製品等を交叉汚染するおそれのある作業を行う各作業室並びに製品の充填及び閉塞作業を行う作業室のそれにおいておいて、その職員による製品への汚染のおそれがない場合であること。 ア、いずれも同種類製品のみを取り扱う作業室である場合	⑦ 第10条第1項第6号関係 作業室のうち、原料の秤量作業、製品の調製作業、充填作業又は閉塞作業を行う作業室は、当該職員以外の者の通路とならないようにならざつて、当該作業室の職員以外の者による製品への汚染のおそれがない場合を除く。ものであること。	
七 製品の調製作業、製品の充填作業、製品の閉塞作業を行ふ作業室又は作業室は、これら以外の作業室又は作業管理区域と区別され、専用であること。また、これらの作業を行う職員の専用の更衣室を有すること。	七 製品の調製作業、製品の充填作業、製品の閉塞作業を行ふ作業室又は作業室は、これら以外の作業室又は作業管理区域と区別され、専用であること。また、これらの作業を行う職員の専用の更衣室を有すること。	(9) 第7号の「これら以外の作業室又は作業管理区域と区別され、専用であること」とは、製品の調製作業、製品の充填作業、製品の閉塞作業を行ふ作業室並びに製品の充填及び閉塞作業を行ふ作業室を、これら以外の作業室及び作業管理区域と区別され、専用であること。また、これらの作業を行う職員の専用の更衣室を有すること。	⑧ 第10条第7号関係 製品の調製作業、充填作業又は製品の滅菌のために行つてある他の作業室及び包装作業を行つてある他の作業室又は包装作業を行つてある他の作業室と区別され、専用とすることを求めているものであること。ただし、当該製品に求められる無菌性保証の度合いを考慮し、飛散し得る又は交叉汚染し得る状態にあるものを取り扱う作業室と分離され、かつ、各作業室の空気処理システムが別系統となること。	G MOP省令第8条の参考照。)
			⑨ 第7号の「これら以外の作業室又は作業管理区域と区別され、専用であること」とは、製品の調製作業、製品の充填作業、製品の閉塞作業を行ふ作業室並びに製品の充填及び閉塞作業を行ふ作業室を、これら以外の作業室及び作業管理区域と区別され、専用であること。また、これらの作業を行う職員の専用の更衣室を有すること。	誤記修正
			また、調製及び充填作業又は閉塞作業又は充填及び閉塞作業が閉鎖式設備によって一貫して行われる場合においては、必ずしも作業室が専用であることを要せず、各作業を同一の作業室において行うこととは差し支えないものであることを。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
八 交叉汚染することにより他の製品に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等を製造する場合においては、当該製品等の関連する作業室を専用としていること。ただし、検証された不活化の工程及び清浄手順又はそのいずれかを確立し、保守した場合には、この限りでない。	(10) 第8号の規定は、例えは、ベニシリン類やセフアロスボリン類のように強い感性作用を有する物質を製造において取り扱う際、適切な管理によつてもそれらの飛散等により他の製品等に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等とは、例えは、ベニシリン類、セフアロスボリン類等の強い感性作用を有する成分を含有する製品等を指すものであること。	また、充填作業又は閉塞作業を閉鎖式操作(いわゆるクローズシステム)の設備により行う場合には、必ずしも作業室が専用することを要さず、各作業を調製作業と同一の作業室において行うこととは差し支えないものであること。	⑨ 第10条第1項第8号関係	
八 交叉汚染することにより他の製品に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等を製造する場合においては、当該製品等の関連する作業室を専用としていること。ただし、検証された不活化の工程及び清浄手順又はそのいずれかを確立し、保守した場合には、この限りでない。	(10) 第8号の規定は、例えは、ベニシリン類やセフアロスボリン類のように強い感性作用を有する物質を製造において取り扱う際、適切な管理によつてもそれらの飛散等により他の製品等を製造する場合においては、当該製品等を別系統にしきりに他の製品等を製造する場合とし、かつ、空気処理システムを別系統にしていること。ただし、検証された不活化の工程及び清浄手順又はそのいずれかを確立し、保守した場合には、この限りでない。	ア、交叉汚染することにより他の製品に重大な影響を及ぼすおそれのある製品等とは、例えは、ベニシリン類、セフアロスボリン類等の強い感性作用を有する成分を含有する製品等を指すものであること。	(ア) 上記イの作業を行う職員の専用の更衣室を要するものであること。	
九 製品の製造に必要な質及び量の水	九 製品の製造に必要な質及び量の水	九 製品の製造に必要な質及び量の水	九 製品の製造に必要な質及び量の水	⑩ 第10条第1項第9号関係

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案
備考			
（設備及び器具並びに容器の洗浄水を供給する設備）を供給する設備を有すること。	（設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。）を供給する設備を有すること。	製品の製造に必要な質及び量の水（設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。）を購入する等により、製造管理及び品質管理に係る業務に支障がなく、当該製造所等において製造しない場合においては、この限りでないこと。	① 第10条第1項の「異物又は微生物による蒸留水等の汚染を防止するために必要な蒸留水等（設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。）を供給する設備を有すること。」を「他から購入等することにより、製造管理及び試験検査に係る業務に支障がない場合には、製造所において必ずしも当該水の供給設備を要しないものであること。」  ② 第10条第10号関係 製品の製造に必要な蒸留水等（設備及び器具並びに容器の洗浄水等の汚染を防止するために必要な蒸留水等）を供給する等により、製造管理及び品質管理に係る業務に支障がなく、当該製造所等において製造しない場合においては、この限りでないこと。
十 製品の製造に必要な蒸留水等を供給する設備は、異物又は微生物による蒸留水等の汚染を防止するために必要な構造であること。	十 製品の製造に必要な蒸留水等を供給する設備は、異物又は微生物による蒸留水等の汚染を防止するために必要な構造であること。	（14）第10号の「異物又は微生物による蒸留水等の汚染を防止するために必要な蒸留水等（設備及び器具並びに容器の洗浄水等）を供給する設備を有すること。」  等の適切な材質、形状及び傾斜構造、高温度の循環装置等をいうものであること。また、「蒸留水等」とは、蒸留水、精製水、注射用水等の汎用薬液も含むものであること。	① 第10条第1項の「異物又は微生物による蒸留水等の汚染を防止するために必要な蒸留水等（設備及び器具並びに容器の洗浄水等）を供給する設備を有すること。」  等の適切な材質、形状及び傾斜構造、高温度の循環装置等をいうものであること。異物又は微生物による汚染を防止する構造としては、例えば、給水パイプ等の材質、形状、適切な傾斜構造、高温度の循環装置等が考えられるものであること。  ② 第10条第11号関係 当該製造所の構造設備については、微生物等（現に原料又は材料として使用されているものを除く。）による汚染を防止する衛生管理が求められる。 製造する製品の種類、製造方法等により、当該製品の製造に必要な認めたる場合を除き、作業所において、他から明確に区別された室に設けることを要するものと必要がないと認められた室に設けることを要するものとして、次に掲げる設備を規定するものであること。 （ア）細胞又は微生物の培養設備 （イ）微生物接着後の使用動物を管理する設備 （ウ）使用動物を処理する設備 （エ）細胞又は微生物を培地等に移植する設備 （オ）細胞又は微生物の培養設備 （カ）培養した細胞又は微生物の採取、不活性化、殺菌等を行う設備 （キ）製造又は試験検査に使用した器具器械等の消毒を行ふ設備
十一 作業所には、他から明確に区別された室において、次に掲げる設備を設けること。ただし、製品の種類、製造方法等により、当該製品の製造に必要な設備を除く。 イ 細胞又は微生物等の貯蔵設備 ロ 製造又は試験検査に使用する動物で微生物等を接種した後のものを管理する設備 ハ 製造又は試験検査に使用する動物を処理する設備 ニ 細胞又は微生物等を培地等に移植する設備 木 細胞又は微生物等を培養する設備 ヘ 培養した細胞又は微生物等の採取、不活性化、殺菌等を行う設備 ト 製造又は試験検査に使用した器具器械等について消毒を行ふ設備 十三 前号ニ及びヘに掲げる設備を有する室並びに製品等及び資材の試験検査に必要な設備のうち無菌試験を行う設備を有する室は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 無菌室であること。ただし、当該作業室内に、製品の種類、製造方法等により支障なく無菌的操作を行ふことができる機能を有する設備を設ける場合においては、この限りではない。 ロ イの無菌室には、専用の前室を付置し、通常当該前室を通じてのみ作業室内に入り出しえできるような構造のものとし、かつ、その前室の出入口が室外に直接面していないものであること。 十三、第十一号に掲げるもののほか、次に掲げる設備を有すること。 イ 製造又は試験検査に使用する動物の飼育管理に必要な設備 ロ 培地及びその希釀用液を調製する設備 ハ 製造又は試験検査に使用する器具器械、容器等についてあらかじめ洗浄	十一 作業所には、他から明確に区別された室において、次に掲げる設備を設けること。ただし、製品の種類、製造方法等により、当該製品の製造に必要な設備を除く。 イ 細胞又は微生物等の貯蔵設備 ロ 製造又は試験検査に使用する動物で微生物等を接種した後のものを管理する設備 ハ 製造又は試験検査に使用する動物を処理する設備 ニ 細胞又は微生物等を培地等に移植する設備 木 細胞又は微生物等を培養する設備 ヘ 培養した細胞又は微生物等の採取、不活性化、殺菌等を行う設備 ト 製造又は試験検査に使用した器具器械等について消毒を行ふ設備 十三 前号ニ及びヘに掲げる設備を有する室並びに製品等及び資材の試験検査に必要な設備のうち無菌試験を行う設備を有する室は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 無菌室であること。ただし、当該作業室内に、製品の種類、製造方法等により支障なく無菌的操作を行ふことができる機能を有する設備を設ける場合においては、この限りではない。 ロ イの無菌室には、専用の前室を付置し、通常当該前室を通じてのみ作業室内に入り出しえできるような構造のものとし、かつ、その前室の出入口が室外に直接面していないものであること。 十三、第十一号に掲げるもののほか、次に掲げる設備を有すること。 イ 製造又は試験検査に使用する動物の飼育管理に必要な設備 ロ 培地及びその希釀用液を調製する設備 ハ 製造又は試験検査に使用する器具器械、容器等についてあらかじめ洗浄	③ 第10条第1項の「前号（工）及び（力）の設備を有する室並びに原料、資材及び製品の無菌試験を行う設備を有する室について、製造する製品の種類、製造方法等に応じて適否を判断する事項を規定するものであること。 （ア）作業室内に無菌的操作を支障なく行うことができる機能を有する設備が設けられている場合を除き、無菌室であること。 （イ）上記（ア）の無菌室について、専用の前室を附設するなどともに、通常当該前室を通じてのみ作業室内に出入りする構造とし、かつ、当該前室の出入口が室外に直接面しているものであること。 ④ 第10条第13号関係 第11号の設備のほか、次に掲げる設備を要するものであること。 （ア）使用動物の飼育管理に必要な設備 （イ）培地及びその希釀落液を調製する器具器械、容器等の洗浄及び滅菌を行う設備 （ウ）製造又は試験検査に使用する器具器械、容器等の洗浄及び滅菌を行う設備 （エ）動物の死体その他の汚物の処理及び汚水の浄化を行う設備 （カ）GCIP省令第10条第2項の規定は、同令が適用されない物品と再生医療等製品との交叉汚染の防止の見地から	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	備考
及び滅菌を行う設備 二 動物の死体その他の汚物の適切な処理及び汚水の浄化を行う設備	及び滅菌を行いう設備 二 動物の死体その他の汚物の適切な処理及び汚水の浄化を行う設備	改正課長通知案 から、再生医療等製品等を取り扱う作業室（密閉容器に納められた製品等のみを取り扱う作業室及び製品等から採取された液体のみを取り扱う作業室を除く。）で、当該物品の製造作業を行うことを制限するものであること。なお、再生医療等製品を製造する場合であって、当該製品を GCIP 省令が適用されない物品（例えば、動物用医薬品、治療の対象とされる薬物等）に併用又は転用することは差し支えないものであること。	① GCIP 省令第 10 条第 2 項ただし書に関して、同令が適用されない物品と再生医療等製品との交叉汚染を防止する適切な措置については、次に掲げる対応が求められる。 ア、薬理学的・毒性的評価による科学的データに基づいて、当該物品の成分の後留管理が可能である旨が裏付けられること。また、当該成分の後留管理のための限度値について、毒理学的・毒性的評価に基づいて設定され、検証された分析法により適切に定量することができること。 イ、当該成分を不活性化又は除去するため、上記ア、を踏まえ、あらかじめ検証された工程又は清浄化が適切に行われること。 ウ、当該作業室における再生医療等製品に係る製品への交叉汚染の防止（GCIP 省令第 9 条の 2 参照。）に関する、品リスクマネジメントを活用して、製造管理及び品質管理（上記イの不活性化又は清浄化が行われた後の再汚染を防止する必要な措置をとることを含む。）が行われること。
(新設)	2. 製品等を取り扱う作業室で、この省令が適用されない物品の製造作業を行つてはならない。ただし、あらかじめ検証された工程又は清浄化によつて当該物品の成分を適切に不活性化又は除去し、製品との交叉汚染を防止する適切な措置をとる場合を除く。)においては、この限りでない。 一 当該物品の製造作業において、飛散しやすく、微量で過敏症反応を示す物質を取り扱う場合	(新設)	ア、第 10 条第 2 項第 1 号及び第 2 号においては、同令が適用されない物品と再生医療等製品との交叉汚染を防止する適切な措置をとることが困難と考えられるものであること。これらの場合には、再生医療等製品等を取り扱う作業室で当該物品の製造作業を行つてはならないものであること。
(新設)	二 当該物品が人の身体に使用されることが目的とされていないものであつて、かつ、その成分为強い薬理作用及び毒性を有しないことが明らかでない場合	(新設)	イ、第 10 条第 2 項第 1 号関連 GCIP 省令が適用されない物品のうち、例えは、治験の対象となる薬物の製造作業においてペニシリソ類、セファロスポリン類等の強い感作性を有する物質を取り扱う場合が考えられるものであること。
(新設)	二 当該物品が人の身体に使用されることが目的とされていないものであつて、かつ、その成分为強い薬理作用及び毒性を有しないことが明らかでない場合	(新設)	イ、第 10 条第 2 項第 2 号関連 GCIP 省令が適用されない物品のうち、人の身体に使用されることが目的とされていないものは、その成分について必ずしも人にに対する薬理作用及び毒性が明らかでない場合があり、当該成分の薬理学的・毒性学的評価による科学的データに基づいて交叉汚染を防止する適切な措置が困難と考えられるものであること。
(製造管理)	第十一条 製造業者等は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。 一 製造工程における指示事項、注意事項その他の必要な事項を記載した製造工程	11. 第 11 条（製造管理）関係 (1) この条は、製造業者等が、製造部門に行わせる製造管理に係る業務について規定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。	必要に応じてリスクマネジメントを活用するべきことは当然であり、第 4 条で求められていることから、毎回記載する必要はないと考えた。
	一 製造工程における指示事項、注意事項その他の必要な事項を記載した文書	(2) 第 1 項第 1 号の「製造指図書」は、原則として製造工程（保管を含む。）における指示事項、注意事項を	製造工程（保管を含む。）における指示事項、注意事項を

現行省令 指図書を作成し、これを保管すること。	改正省令案 (以下「製造指図書」という。)を作成し、これを保管すること。	現行課長通知 (以下「製造指図書」という。)に発行されなければならないものであること。	改正課長通知案 の他必要な事項には、その製造工程に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものを含むものであること。それらの事項を記載した文書（以下「製造指図書」という。）を作成し、承認を行う業務については、製造部門の職員のうち、当該職員に行わせるものとし、当該職員の責務等を第7条第4項の規定による文書において適切に規定しておくこと。	備考
ア. 指図者及び指図年月日 イ. 製品の名称、構造、特性、外観及びロット番号又は ウ. 製造を行う場所及び使用する主な構造設備（洗浄、 組立て、点検、滅菌等使用に当たつて必要な手順等を含む。） エ. 使用する原料及び資材のリスト オ. 各製造工程における作業上の指示又は注意事項の 詳細（作業開始前の確認事項、原料の配合量又は仕込量 及び添加順序、微生物等の不活化・除去、細胞又は組織 の特性等を勘察した作業の時間制限、包装及び表示の 仕様等が含まれるものであること。） カ. 資材に関する指示又は注意事項（適切な場合には、 表示資材のサンプル及び表示箇所見本を添付するこ と。） ク. その他製造指図に必要な事項	（3）第1項第1号の製造指図書を作成する業務は、 業務の内容を熟知した職員を責任者として指定して当該職員に行わせるものとし、当該職員の責務等を第7条第4項の規定による文書における指示事項、注記事項その他の必要な事項とは、次の事項を含むこと。 （4）第1項第1号の「製造工程における指示事項、注記事項その他の必要な事項」とは、次の事項を含むこと。 ア. 指図者及び指図年月日 イ. 製品の名称、構造、特性、外観及びロット番号又は ウ. 製造を行う場所及び使用する主な構造設備（洗浄、 組立て、点検、滅菌等使用に当たつて必要な手順等を含む。） エ. 使用する原料及び資材のリスト オ. 各製造工程における作業上の指示又は注意事項の 詳細（作業開始前の確認事項、原料の配合量又は仕込量 及び添加順序、微生物等の不活化・除去、細胞又は組織 の特性等を勘察した作業の時間制限、包装及び表示の 仕様等が含まれるものであること。） カ. 資材に関する指示又は注意事項（適切な場合には、 表示資材のサンプル及び表示箇所見本を添付するこ と。） ク. その他製造指図に必要な事項	（3）第1項第1号の製造指図書を作成する場合に発行されなければならないものであることを求めること。 （4）第1項第4項の規定による文書における指示事項、注記事項その他の必要な事項とは、次の事項を含むこと。 ア. 指図者及び指図年月日 イ. 製品の名称、構造、特性、外観及びロット番号又は ウ. 製造を行う場所及び使用する主な構造設備（洗浄、 組立て、点検、滅菌等使用に当たつて必要な手順等を含む。） エ. 使用する原料及び資材のリスト オ. 各製造工程における作業上の指示又は注意事項の 詳細（作業開始前の確認事項、原料の配合量又は仕込量 及び添加順序、微生物等の不活化・除去、細胞又は組織 の特性等を勘察した作業の時間制限、包装及び表示の 仕様等が含まれるものであること。） カ. 資材に関する指示又は注意事項（適切な場合には、 表示資材のサンプル及び表示箇所見本を添付するこ と。） ク. その他製造指図に必要な事項	（3）第1項第1号の製造指図書を作成する場合に発行されなければならないものであることを求めること。 （4）第1項第4項の規定による文書における指示事項、注記事項その他の必要な事項とは、次の事項を含むこと。 ア. 指図者及び指図年月日 イ. 製品の名称、構造、特性、外観及びロット番号又は ウ. 製造を行う場所及び使用する主な構造設備（洗浄、 組立て、点検、滅菌等使用に当たつて必要な手順等を含む。） エ. 使用する原料及び資材のリスト オ. 各製造工程における作業上の指示又は注意事項の 詳細（作業開始前の確認事項、原料の配合量又は仕込量 及び添加順序、微生物等の不活化・除去、細胞又は組織 の特性等を勘察した作業の時間制限、包装及び表示の 仕様等が含まれるものであること。） カ. 資材に関する指示又は注意事項（適切な場合には、 表示資材のサンプル及び表示箇所見本を添付するこ と。） ク. その他製造指図に必要な事項	（3）第1項第1号の製造指図書を作成する場合に発行されなければならないものであることを求めること。 （4）第1項第4項の規定による文書における指示事項、注記事項その他の必要な事項とは、次の事項を含むこと。 ア. 指図者及び指図年月日 イ. 製品の名称、構造、特性、外観及びロット番号又は ウ. 製造を行う場所及び使用する主な構造設備（洗浄、 組立て、点検、滅菌等使用に当たつて必要な手順等を含む。） エ. 使用する原料及び資材のリスト オ. 各製造工程における作業上の指示又は注意事項の 詳細（作業開始前の確認事項、原料の配合量又は仕込量 及び添加順序、微生物等の不活化・除去、細胞又は組織 の特性等を勘察した作業の時間制限、包装及び表示の 仕様等が含まれるものであること。） カ. 資材に関する指示又は注意事項（適切な場合には、 表示資材のサンプル及び表示箇所見本を添付するこ と。） ク. その他製造指図に必要な事項
（新設）	二 製造部門の責任者が、製造指図書に基づき、製品の製造作業に従事する職員に対して当該作業を指示すること。	（5）第1項第2号の規定は、製造部門内の各製造工程を行うこと。また、ロットを構成する製品については、原則として、一の製造指図書に基づいて製造された一群が一のロットとなるよう製造作業を行うこと。	（3）第11条第3号関係 （2）第11条第2号関係 （3）第11条第3号関係 （1）製品の製造作業は、製造指図書に基づく指示を受けて行うことを要するものであること。製造指図書に基づかない製造作業が改善に用いられることがないよう厳重な手順を定めるとともに、製造指図書からの逸脱が判明したときはGCIP省令第17条の逸脱として速やかに所定の対応を要するものであること。 （2）ロットを構成する製品については、原則として、1の製造指図書に基づいて1の製造期間内に一連の製造工程により製造された製品の一群が1のロットとなる（均質性を有する）よう製造作業を行うことを要するものであること。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
三 製品の製造に関する記録をロットごと(ロットを構成しない製品については製造番号ごと。以下同じ。)に作成し、これを保管すること。	四 製品の製造に関する記録をロットごと(ロットを構成しない製品については製造番号ごと。以下同じ。)に作成し、これを保管すること。	(6) 製造記録：第1項第3号の「製品の製造に関する記録」とは、いわゆる製造記録であり、次の事項が記録されているなければならないものであること。 ア. 製品の名前及びロット番号又は製造番号 イ. 製造工程名、作業年月日(必要に応じ時刻)及び作業者名 ウ. 原料の名称、ロット番号又は製造番号、特記事項(ドナー又はドナー動物における出来高量及び配合量又は仕込量) オ. 各製造工程における出来高量及び標準収量に対する率 カ. 製造部門による工程管理に係る試験検査の結果及びその結果が不適であつた場合において採られた措置 キ. 品質部門による試験検査の結果が不適であつた場合において採られた措置 ク. 各製造工程が製造指図書に従つて行われたかどうかについての確認の結果 ケ. 上記のほか、製造作業中に採られた措置 コ. 記録者名及び記録年月日 サ. 製造又は試験検査に使用した動物の死体解剖られてる製品の場合にあつては、最終有効期限又は使用の期限 ス. 製造管理が適切に行われたかどうかについての製造部門による確認の結果 セ. 部門が出席の可否を決定した旨 ソ. その他製品の製造に関する記録として必要な事項	(4) 第11条第4号関係 ロットごと(ロットを構成しない製品等については製造番号ごと)に製造に關する記録(以下「製造記録」という。)の作成及び保管を要するものであること。製造記録には、その製造工程等に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。 ① 製造記録を作成した日付、製品の名称、ロット番号 ② 製造番号及び作成の責任者の氏名 ③ 製品(中間製品を含む。)の名称(又は製品の規格に関する参考用の参照番号)及びロット番号(ロットを構成しない製品については製造番号) ④ 製造指図書の写し又はその参照番号 ⑤ 製造作業の期間(作業期間)、製造作業の開始、重要な中間段階及び完了の日時、製造作業に從事した職員及び作業主任の氏名又はイニシャル ⑥ 製造工程で使用した原料等の名称、ロット番号(ロットを構成しない原料については製造番号)及び管理単位番号、使用数量(実測値) ⑦ 工程内検査の結果及び工程内管理値に適合しない結果となった場合にとられた措置 ⑧ 製造工程が製造指図書に従つて行われた旨の確認及び確認を行つた職員の氏名又はイニシャル ⑨ 製造作業において製造手順等からの逸脱(以下単に「逸脱」という。)が生じた場合における、逸脱の内容及び製造部門においてとられた措置 ⑩ その他製造工程で生じた事象、製造工程で用いた製造設備及び器具に関する記録等	と。
四 製品の資材についてロットごとにそれが適正である旨を確認するとともに、それに、その結果に關する記録を作成し、これを保管すること。	五 製品等についてはロットごとに、それが適正である旨を確認するとともに、その結果に關する記録を作成し、これを保管すること。	(7) 原料となる細胞及び組織の確認等：第1項第4号は、資材についてロットごと(ロットを構成しない原料等については製造番号ごと)又は管理単位ごとに、それが適正である旨を確認するとともに、その結果に關する記録を作成し、それを保管することを定めたものであることを。原料についても同様に管理することが求められていること。	(5) 第11条第5号関係 ① 製品等についてはロットごと(ロットを構成しない製品等については製造番号ごと)に、資材については管理単位ごとに、それそれ適正である旨を確認するとともに、当該確認の結果(GCIP省令第13条の規定による出荷の可否の決定結果を含む。)に関する記録の作成及び保管を要するものであること。 ② 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)が適正である旨の確認は、GCIP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査の結果について同項第7号の規定による品質部門からの報告に基づくほか、法第65条の2及び第65条の3の規定による事項が記載されている資材及び製品については、当該記載が適正である旨の確認も含むものであること。 ③ 人又は動物由来の原料を使用して再生医療等製品を製造する場合には、当該原料が生物由来原料基準の該当する規定に照らして適正である旨の確認も含むものであること。	
五 製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	六 製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	(8) 第1項第5号の製品等及び資材について「適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し」とは、次のことをいうものであること。 ア. 製品等及び資材について、正確に区分された場所	(6) 第11条第6号関係 ① 製品等についてはロットごと(ロットを構成しない製品等については製造番号ごと)に、資材については管理単位ごとに、それそれ適正に保管し、出納を行つとともに、	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案
に保管すること。 イ、製品等及び容器（製造販売承認書又は公定書において規格及び試験検査の方法が定められているもの）に及ぶ出納並びにそれらに関する記録について、表示及び保管を要するものであること。	その記録の作成及び保管を要するものであること。 ②原料、資材及び製品（中間製品を含む。）の適正な保管料、資材及び製品に応じて、次に掲げる対応が求められる。 ア、製品等の保管についてはロットごと（ロットを構成しない製品等の保管については製造番号ごと）に、それぞれ別途に保管する場合については保管単位ごとに、それぞれ明確に標識、区分等がなされ、取扱い等を防止する措置がとられていること。 イ、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）ごとに、品質部門においてGCTP省令第12条第1項第4号に規定する試験検査が行われる前後で標識、区分等がなされ、取扱い等を防止する措置がとられていること。 ウ、法第65条の2及び第65条の3の規定による事項が記載されている資材の保管にあつては、品目別に区分されるとともに、それぞれの保管場所に当該資材の品目名又は品目記号の標識がなされ、取扱い等を防止する措置がとられていること。	イ、表示材料については、入荷の際に点検した後に保管すること。点検の結果、不適品とされたものについては、速やかに破棄、廃棄等の措置を探ること。 エ、表示材料については、品目別に区分して、許可のないアクセスを防止する等適切な方法により保管し、それぞれの保管場所にその品目名を表示すること。 表示材料の私出しについては、あらかじめ定められた職員のみが行えるものとすること。 オ、表示材料の記載事項については、変更前の表示材料の記載事項に変更があった場合には、変更後も同様に表示されるべき記載事項が表示された容器及び被包に記載すること。 カ、法に基づく記載事項が表示された容器及び被包については、上記ウ～オに準じて管理すること。 キ、製品等については、それぞれの保管条件に従って品質に影響のないように保管するとともに、関係法令によって保管条件が定められている場合には、当該条件に従って保管すること。 ク、原料の保管及び出納に関して、ロットごと（ロットを構成しない原料にあっては製造番号ごと）及び品目ごとに記録を作成すること。 ケ、製品の保管及び出納に関して、ロットごと（ロットを構成しない製品にあっては製造番号ごと）及び品目ごとに記録を作成すること。 コ、資材の保管及び出納に関して、管理単位ごと及び品目ごとに記録を作成すること。	イ、表示材料については、入荷の際に点検した後に保管すること。点検の結果、不適品とされたものについては、速やかに破棄、廃棄等の措置を探ること。 エ、表示材料については、品目別に区分して、許可のないアクセスを防止する等適切な方法により保管し、それぞれの保管場所にその品目名を表示すること。 表示材料の私出しについては、あらかじめ定められた職員のみが行えるものとすること。 オ、表示材料の記載事項については、変更前の表示材料の記載事項に変更があった場合には、変更後も同様に表示されるべき記載事項が表示された容器及び被包に記載すること。 カ、法に基づく記載事項が表示された容器及び被包については、上記ウ～オに準じて管理すること。 キ、製品等については、それぞれの保管条件に従って品質に影響のないように保管するとともに、関係法令によって保管条件が定められている場合には、当該条件に従って保管すること。 ク、原料の保管及び出納に関して、ロットごと（ロットを構成しない原料にあっては製造番号ごと）及び品目ごとに記録を作成すること。 ケ、製品の保管及び出納に関して、ロットごと（ロットを構成しない製品にあっては製造番号ごと）及び品目ごとに記録を作成すること。 コ、資材の保管及び出納に関して、管理単位ごと及び品目ごとに記録を作成すること。
六 構造設備の清浄を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。	七 構造設備の清浄を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。	(9) 構造設備の衛生管理：第1項第6号の「清浄」の確保においては、次の事項に留意すること。 ア、一連の製造工程において作業が完了するごとに細菌、真菌及びウイルスの不活性及び除去を行う等、不活性又は活性が除去が行われていない製品等による汚染及び交叉汚染を防止するために必要な措置を探ること。 イ、除染に用いる薬剤等は微生物の抵抗性を考慮してバリデートされたものとすること。 ただし、同一種の異なる細菌株、非常に類似したウイルス等の除染を目的とした清浄作業について、は、除染に用いる薬剤等に対する抵抗性が著しく異なることを示す証拠がなければ、代表的な細菌株等を用いてバリデートすることとしても差し支えない。	(7) 第11条第7号関係 第1項第7号の「清浄」の確保においては、次の事項に留意すること。 ア、構造設備（保管を含む。）に係る構造設備の清浄を確認するものであること。 イ、一連の製造工程において作業が完了するごとに細菌、真菌及びウイルスの不活性及び除去を行う等、不活性又は活性が除去が行われていない製品等による汚染及び交叉汚染を防止するために必要な措置を探ること。 ウ、除染に用いる薬剤等は微生物の抵抗性を考慮してバリデートされたものとすること。 ただし、同一種の異なる細菌株、非常に類似したウイルス等に対する抵抗性が著しく異なることを示す証拠がなければ、代表的な細菌株等を用いてバリデートすること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
七 構造設備を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、計器の校正を行つとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	八 構造設備を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、計器の校正を行つとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	(10) 構造設備の点検整備一計器の校正等：第1項第7号は、構造設備を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、計器の校正を行つとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	(8) 第11条第8号関係 ① 製造工程(保管を含む。)に係る構造設備を定期的に点検整備するとともに、当該点検整備に関する記録の作成及び保管を要すること。 ② 製造工程(保管を含む。)に係る計器について、校正を適切に行う(当該製造業者等の責任の下、適切な認証機関等に依頼して行う場合を含む。)とともに、当該校正に関する記録の作成及び保管を要するものであること。	ととしても差し支えない。
八 製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質部門に対して文書により報告すること。	九 製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質保証室に係る業務を担当する組織に対して文書により報告すること。	(11) 製造管理が適切に行われていることの確認及びその結果の品質部門に対する報告、第1項第8号は、製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を品質保証室に係る業務を担当する組織に対して文書により報告すること。	(9) 第10条第9号関係 上記(4)から(8)までの記録により製造管理が適切に行われることを確認し、当該確認の結果について、品質保証室に係る業務を担当する組織への文書による報告を要するものであること。 ① 製造部門からの当該文書による報告を踏まえ、品質保証室に係る業務を担当する組織においてGCTP省令第12条第3項の規定による確認がなされるものであること。 ② 製造管理が適切に行われていることを確認し、当該確認の結果の報告書を作成し、承認を行う業務については、製造部門の職員のうち、製造管理に関して熟知している職員を当該確認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。	(9) 第10条第9号関係
九 作業室又は作業管理区域については、製造する製品の種類、構造、特性、製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清浄度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。	十 作業室又は作業管理区域については、製造する製品の種類、構造、特性及び製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清浄度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。	(12) 清潔の程度等作業環境の管理の程度の設定及び管理：第1項第9号は、作業室又は作業管理区域について、製造する製品の種類、構造、特性、製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清潔度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。	(10) 第11条第10号関係 作業区域及び当該区域で行う作業内容等に応じて、清潔度等作業環境の管理の程度の適切な設定及び管理をするものであること。	(10) 第11条第10号関係
十 製品等及び資材について、製造する製品の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目を適切に設定し、管理すること。	十一 製品等及び資材については、製造する製品の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目を適切に設定し、管理すること。	(13) 製品等及び資材の管理項目の設定及び管理：第1項第10号の業務その他工事管理に係る業務の実施に当たっては、製造販売承認書に定める事項のほか、例えば(次)の事項に留意すること。 ア. 管理値及びその判定基準については、開発段階において得られた情報、実績データ等に基づいて設定すること。 イ. 「工程管理のために必要な管理値」の種類及びその範囲は、製品の特性、製造工程の段階、製造工程が製品の品質に影響を及ぼす程度等を勘案した上で設定するもの。	(11) 第11条第11号関係 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)について、製造する製品の種類、剤形、特性、製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目の適切な設定及び管理をするものであること。	(11) 第11条第11号関係
十一 製造工程において、製品等及び資材の微生物等による污染等を防止す	十二 製造工程において、製品等及び資材の微生物等による污染等を防止す	(14) 製品等による汚染の防止措置：第1項第11号の「必要な措置」としては、例えは、次に掲	(12) 第11条第12号 原料、資材及び製品(中間製品を含む。)について、製	(12) 第11条第12号

現行省令	改正省令	現行課長通知	改正課長通知案	備考
るために必要な措置を採ること。	るために必要な措置を採ること。	（15）工 程管理のために必要な管理値の設定及び管 理：第1項第12号の規定に連して、環境モニタリン グプログラムは、製品等の特性に応じた特定の微生物による汚染についても把握しうる方法によること。	（13）第11条第13号製品の無菌性保証に重要な工程等について、製造する製品の種類、削減、特性及び製造工程等に応じて、製品の無菌性を保証するために重要な工程等に応じて、同一培養装置内において、異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を同時に取り扱わぬこと。 （14）第11条第14号関係 製造用水（製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。）について、その用途に応じて、微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。	（13）第11条第13号製品の無菌性保証に重要な工程等について、製造する製品の種類、削減、特性及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。
十二 製造する製品の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、製品の無菌性を保証するために重要な工程等に応じて、工程管理のために必要な管理値を適切に定め、管理すること。	十三 製造する製品の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、製品の無菌性を保証するために重要な工程等に応じて、工程管理のために必要な管理値を適切に定め、管理すること。	（16）製造用水の管理：第1項第13号は、製造用水に応じ、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。	（17）微生物等の不活化又は除去が行われていない製品等による汚染の防止措置：第1項第14号は、製造工程において、製造工程における微生物等を不活化する場合には、当該不活化又は除去が行われない製品等による汚染を防止するために必要な措置を採ること。	（14）第11条第14号関係 製造用水（製造設備及び器具並びに容器の洗浄水を含む。）について、その用途に応じて、微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。
十四 製造用水については、その用途に応じ、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。	十五 製造工程において、製品等に含まれる微生物等を不活化し、又は除去する場合には、当該不活化又は除去が行われない製品等による汚染を防止するために必要な措置を採ること。	（18）培養条件の維持に必要な措置：第1項第15号は、製造工程において生物化学的な技術を用いる場合においては、温度、水素イオン指數等による当該装置等の製造工程の管理に必要な事項について、継続的に測定を行うことを定めたものであること。	（19）第11条第15号は、製造工程において、カラムクロマトグラフ装置等を用いる場合には、微生物等による当該装置の汚染を防止するために必要な措置を採ることとともに、必要に応じエンドトキシンの測定を行うことを定めたものであること。	（15）第11条第15号関係 製造工程において生物化学的な技術を用いる場合には、当該装置が微生物等により汚染されることの確認的な測定を要するものであること。
十六 製造工程において、生物化学的な技術を用いる場合には、温度、水素イオン指數等の製造工程の管理に必要な事項について、継続的に測定を行うこと。	十七 製造工程において、カラムクロマトグラフ装置等を用いる場合には、微生物等による当該装置の汚染を防止するために必要な措置を採ることとともに、必要に応じエンドトキシンの測定を行うこと。	（20）第11条第16号は、製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合には、当該培養槽における培養条件を維持するために必要な措置を探ること。	（21）微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染された「物品」には、飛沫又はエアロゾルへの露露を通じて微生物等により汚染されているおそれのある文書及び記録も含まれうこと。	（16）第11条第16号関係 製造工程において生物化学的な技術を用いる場合には、当該装置が微生物等により汚染されることの確認的な測定を要するものであること。
十八 微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染された「物品」には、飛沫又はエアロゾルへの露露を通じて微生物等により汚染されているおそれのある文書及び記録も含まれうこと。	十九 微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染された「物品」には、飛沫又はエアロゾルへの露露を通じて微生物等により汚染されているおそれのある文書及び記録も含まれうこと。	（22）微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染された「物品」には、飛沫又はエアロゾルへの露露を通じて微生物等により汚染されているおそれのある文書及び記録も含まれうこと。	（17）第11条第17号関係 製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合には、当該培養槽における培養条件を維持するために必要な措置を探ること。	（18）第11条第17号関係 製造工程において、培養槽中に連続的に供給し、かつ、連続的に供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合には、当該培養槽における培養条件を維持するために必要な措置を探ること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
ること。	ること。		(20) 第11条第20号関係 「製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。 イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号 ロ 謙受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ハ 生物学的性状及びその検査年月日 ニ 繼代培養の状況	おそれがないよう処理を要するものであるること。本号に規定する「物品」には、飛沫又はエアロゾルへの暴露を通じて微生物等により汚染されているおそれのある文書及び記録も含まねうこと。
十九 製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。 イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号 ロ 謙受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ハ 生物学的性状及びその検査年月日 ニ 繼代培養の状況	二十 製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。 イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号 ロ 謙受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ハ 生物学的性状及びその検査年月日 ニ 繼代培養の状況	(22) 「製造に使用する細胞の株」としては、例えは、ヒト細胞加工品又は動物細胞加工品の原料となる細胞、遺伝子治療用製品の原料となるプラスミドベクターや、又はウイルスベクターをトランسفェクトさせたバッケージング細胞株、ファーダー細胞として用いられる細胞株等が挙げられること。	(20) 第11条第20号関係 「製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。次に掲げる事項に規定するものであること。 ア 細胞の名称及び容器ごとに付された番号 イ、譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ア、生物学的性状及びその検査年月日 エ、継代培養の状況	
二十一 製品の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料（以下「再生医療等製品生物由来原料」という。）については、当該再生医療等製品生物由来原料が当該製品の製品標準準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成・保管すること。	二十一 再生医療等製品生物由来原料について、再生医療等製品生物由来原料基準により定めた製造販売承認事項や生物由来原料基準により定められた品質に関する事項に照らして、原料を満たしていることを確認し、その結果に関する記録を作成・保管することを求めているものであること。	(23) 第1項第20号の規定は、製品の製造に使用した再生医療等製品生物由来原料が、製品標準準書に記載した製造販売承認事項や生物由来原料基準により定められた品質に関する事項に照らして、原料を満たしていることを確認し、その結果に関する記録を作成・保管することを求めているものであること。	(21) 第11条第21号及び22号関係 「生物由来原料における、その製造に使用する生物由来原料の管理について規定するものであること。 ア、生物由来原料について、当該製品の製品標準準書（当該再生医療等製品の承認事項、生物由来原料基準の関連する規定等）に照らして適切なものであることを確認するともに、その結果に関する記録の作成及び保管を要すること。 イ、生物由来原料に關して、厚生労働大臣の定めるところにより記録をする事項の記録について、GCP省令第22条第1項第3号の期間、自ら保管し、又は同令第12条の4第2項の取決めを締結することにより、当該生物由来原料の原材料採取業者等において適切に保管することを要するものであること。 (ア)「厚生労働大臣の定めるところ」として、現在のところ、生物由来原料基準の第2（血液製剤総則）、第3（ヒト由来血液製剤総則）及び血漿分画製剤総則（8）、第4（ヒト尿由来原料基準）のヒト細胞組織原料基準5）、ヒト尿由来原料基準5）及びヒト由来原料基準4）並びに第4（動物由来原料総則）の反芻動物由来原料基準3）、動物細胞組織原料基準5）及び動物由来原料基準5）が定められている。 (イ)「自ら保管」については、その製業者等において保管する場合のほか、GCP省令第12条の5の規定に従つて他に委託して自己の責任において保管する場合であつて、当該委託につき支障がないと認められるものを含むものであるること。 (ウ)「原材料採取業者等」とは、生物由来原料の原材料（製造に使用する原料又は材料、製造工程において使用されるものを含む。）の由来となるものという。（以下同じ。）を採取する業者等をいい、原材料を探取又は作成する業者、原材料から生物由来原料又は更に加工等を経て生物由来原料となる中間体を製造する業者等を含むものであること。 (エ)「原材料採取業者等」とは、生物由来原料の原材料（製造に使用する原料の原材料採取業者等において適切に保管する」とは、GCTP省令第22条に規定する保管期間中に製造業者等からの要請に基づき、必要な記録が速やかに提供されるようすることを含めて、同令第12条の4第	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
二十一 製品の製造に使用する再生医療等製品生物由来原料について、厚生労働大臣の定めるところにより、記録しなければならないとされている事項を第二十二条第三号イ又はロに掲げる期間自ら保管し、又は当該再生医療等製品生物由来原料又は材料(製造において使用されるものを含む。)を採取する業者等(以下「原材料採取業者等」という。)との間で取決めを締結することにより、当該原材料採取業者等において適切に保管することとする。	(24) 再生医療等製品生物由来原料の記録の作成及び保管: 第1項第21号の「当該再生医療等製品生物由来原料の原材判(製造に使用するもの又は材料)、において使用されるものを含む。)の由來となるものをいう。)を採取する業者等」とは、原材料を採取又は作製する業者、原材料から原料又は中間製品を製造する業者等(以下「原材料採取業者等」という。)をいうものであること。	(25) 第1項第21号の「適切に保管すること」とは、記録の消失、紛失及び混同を防止すること、必要な記録を送りやかに取り出せるよう管理することをいうものであること。	2項の取決めが当該原材料採取業者等との間に締結されることを指すものであること。	現行通知(24)は通知案(21)イ(ウ)で取り込まれている。
二十二 製品の製造に使用する再生医療等製品生物由来原料に於ける、厚生労働大臣の定めるところにより、記録しなければならないとされている事項を第二十二条第三号イ又はロに掲げる期間自ら保管し、又は当該再生医療等製品生物由来原料又は材料(製造において使用されるものを含む。)を採取する業者等(以下「原材料採取業者等」という。)との間で取決めを締結することにより、当該原材料採取業者等において適切に保管することとする。	(26) 第1項第22号は、再生医療等製品生物由来原料に関する記録及び製造結果についての品質部門への報告に関する記録を製品のロットごとに作成し、構成しない製品にあっては、製造番号ごとに)に作成し、これを保管することを定めたものであること。	(27) 第1項第22号及び前二号の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管すること。	(22) 第11条第1項第23号関係 GCTP省令第11条第9号に規定する記録、製造記録のほか、原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の保管及び出納に関する記録、構造設備及び職員の衛生管理に関する記録を含む。)及び上記①の記録について、製造する再生医療等製品のロットごとに(ロットを構成しない製品については製造番号ごとに)に作成及び保管をするものであること。	現行通知(25)については、新たに取り入れるDataIntegrityに関する規定に含まれていると考え、ここで削除。
二十三 第八号及び前二号の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管すること。	(28) 第1項第24号の判断における記録及び組織の混同及び交叉汚染の防止措置: 異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織の採取に当たって、混同及び交叉汚染を防止するために、異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を同一の場所で同時に取り扱わないこと、混同又は交叉汚染のリスクがある不適切な保管を行わないこと等必要な措置を探すこと。	(29) 第1項第24号の判断における記録及び組織の受け入れ時の確認の結果に於ける記録を、さらには組織の受け入れ時にドナー動物の受け入れ、飼育及び採取を行うときは第1項第31号のドナー動物の受け入れ後の飼育管理等に関する記録を適切に活用することとして、必要な場合に隔離保管等必要な措置を探ること。	(23) 第11条第1項第24号関係 このうち「交叉汚染のリスク」の判断においては、細胞又は組織を受け入れるときには第1項第24号の細胞又は組織の受け入れ時の確認の結果に於ける記録を、さらには組織の受け入れ時にドナー動物の受け入れ、飼育及び採取を行うときは第1項第31号のドナー動物の受け入れ後の飼育管理等に関する記録を適切に活用することとして、必要な場合は第1項第24号に規定する「必要な措置」としては、次に掲げる措置が挙げられるうこと。	ア、細胞若しくは組織又はドナー若しくはドナー動物を判別し、かつ、混同を確實に防止するために適切な情報(以下「ドナー識別情報」という。)により管理すること。ドナー識別情報は、それからはドナーの氏名、住所等の個人情報を特定できない記号、番号等であって、混同を起こす可能性のある紛らわしいものではないこと。
二十三 異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を取り扱う場合においては、当該細胞又は組織の混同及び交叉汚染を防止するためには必要な措置を探ること。	(30) 異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を取り扱う場合には、当該細胞又は組織の混同及び交叉汚染を防止するためには必要な措置を探ること。	(31) 異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を取り扱う場合には、当該細胞又は組織の混同及び交叉汚染を防止するためには必要な措置を探ること。	ア、細胞若しくは組織又はドナー若しくはドナー動物を判別し、かつ、混同を確實に防止するために適切な情報(以下「ドナー識別情報」という。)により管理すること。ドナー識別情報は、それからはドナーの氏名、住所等の個人情報を特定できない記号、番号等であって、混同を起こす可能性のある紛らわしいものではないこと。	イ、製造工程にある細胞又は組織は、混同を確実に防止するためには最低限度必要なドナー識別情報の表示(培養容器等には直接表示すること。)がなされた状態で移動等の取扱いを行ふものとし、その他関係職員に対する教育訓練等

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		る教育訓練等必要な措置を採ること。	必要な措置を探ること。	
		ウ、異なるドナー又はドナー動物から採取した細胞又は組織を同時に取り扱う場合には、細胞又は組織とそれとそれに係るドナー識別情報とが常に適正な対応関係で移動するることを確保し、混同を確實に防止するために、以下に掲げる事項に留意し、必要な措置を探すこと。	(ア) 細胞又は組織の培養に係る作業を開始するに当たっては、細胞又は組織（使用寒凍剤があり、特性解析がなされたセルバインク）を出発基剤として培養により生産されるものを除く）を原料として受け入れる場合においてはその容器ごとに、ドナー識別情報を必要に応じ採取部位等の識別に係るもの（以下「出荷先施設名、診療科名、主治医の氏名等（以下「出荷先情報」という。）」）の必要な情報を把握するために必要な情報の記録を作成し、これを保管する。最終製品の出庫に当たっては、その移植等を受けた患者へ当該製品が確実に提供されるよう、当該患者が工、培養装置の使用に当たっては、混同を確實に防止すること。	(ア) 培養装置の使用に当たっては、混同を確實に防止するために必要な情報の記録を作成し、これを保管する。最終製品が確実に提供されるよう、当該患者が移植等を受けた医療機関等の出荷先施設名、診療科名、主治医の氏名等（以下「出荷先情報」という。）の必要な情報を把握するとともに、その記録を作成すること。
		二十四 原料となる細胞又は組織について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該製品の製品標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。	(28) 第1項第24号の規定は動物の細胞又は組織（使用寒凍剤があり、特性解析がなされたセルバインク）を出発基剤として培養により生産されるものを除く）を原料として受け入れる場合においては、生物由来原料基準に規定された記録等に記載された所定事項に関する記録により、当該製品標準書に照らして当該原料が適切なものであることを確認するとともに、その確認の結果に関する記録を作成し、これを保管することを求めているものであること。	(24) 第11条第25号関係ヒト又は動物の細胞又は組織（使用寒凍剤があり、特性解析がなされたセルバインク）を出発基剤として培養により生産されるものを除く）を原料として受け入れる場合においては、生物由来原料基準に規定された記録等に記載された所定事項に関する記録により、当該製品の製品標準書に照らして当該原料が適切なものであることを確認するとともに、その確認の結果に関する記録を作成し、これを保管することを求めているものであること。
		当該細胞又は組織を採取した施設当該細胞又は組織を採取した施設当該細胞又は組織を採取した施設当該細胞又は組織を採取した施設	(29) 第1項第24号の「当該細胞又は組織を採取した施設」とは、ドナーから細胞若しくは組織を採取した施設を指すものであること。	(25) 第1項第25号の「当該細胞又は組織を採取した施設」とは、ドナーから細胞若しくは組織を採取した施設を指すものであること。
		イ 口 日	イ 口 日	(30) 第1項第24号に規定する事項に当たっては、「1 ヒト細胞組織原継原料基準」(1)及び「第4 動物由来原料基準」の「2 動物細胞組織原継原料基準」(1)において、ヒト細胞組織原継原料等及び動物細胞組織原継原料等は、採取にあたって必要な衛生管理を行うために十分な人員及び設備を有する施設で採取されたものでなければならない。」と規定されている記録により確認を行うに当たっては、生物由来原料基準の「第3 ヒト由来原料基準」の「1 ヒト細胞組織原継原料基準」(3)及びその運用規格性におけるドナー適格性に関する規定に留意すること。
		ハ 当該細胞又は組織が人に係るものである場合には、ドナースクリーニングのためのドナーの問診、検査等による診断を行い、製品の原料上	(31) 第1項第24号に規定する事項に関する記録により確認を行うに当たっては、生物由来原料基準の「第4 動物由来原料基準」の「2 動物細胞組織原継原料基準」(3)及びその運用規格性におけるドナー適格性に関する規定に留意すること。	(26) 第1項第25号に規定する記録により確認を行うに当たっては、生物由来原料基準の「ヒト由来原料総則」(1)において、ヒト細胞組織原継原料等及び動物細胞組織原継原料等は、「採取にあたって必要な衛生管理を行ったために十分な人員及び設備を有する施設で採取されたものでなければならない。」と規定されていること。
				(27) 第1項第24号に規定する記録に



現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
これを保管すること。	これを保管すること。	において安全性確保上必要な情報を得るために、製品ごとに出荷施設名、出荷日及びロットごと（ロットを構成しない製品にあっては、製造番号ごと。以下この項において同じ。）を把握し、その記録を製造する製品のロットごとに保管することを求めているものであること。原料についても同様に管理することが求められていること。	(33) 第11条第28号関係 配達について、製品品質の確保のために必要な措置（例えば、適切な配達方法、配達中の管製造販売承認事項等の整合性については別途述べられており、その記録を要するものであること。なお、当該措置については、GQIP省令第7条第4号の規定により当該再生医療等製品の製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。）	
二十七 配送について、製品の品質の確保のために必要な措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。	二十八 配送について、製品の品質の確保のために必要な措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。	(37) 配送において製品の品質の確保のために必要な措置等：第1項第27号に規定する配達について、製品の品質の確保のために必要な措置」としては、例えば、製品の配送の過程において、運搬容器、運搬手順（温度管理、輸送時間管理等を含む。）等配達条件を遵守され、製造販売承認書に規定された保管条件が維持されていることを確認することが挙げられること。	(33) 第11条第28号関係 配達について、製品品質の確保のために必要な措置（例えば、適切な配達方法、配達中の管製造販売承認事項等の整合性については別途述べられており、その記録を要するものであること。なお、当該措置については、GQIP省令第7条第4号の規定により当該再生医療等製品の製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。）	
二十九 第二十四号から前号までの記録を、ロット（第二十六号の記録にあっては、製品）ごとに作成し、これを保管すること。	二十九 第二十四号から前号までの記録を、ロット（第二十六号の記録にあっては、製品）ごとに作成し、これを保管すること。	(38) 第1項第28号は、原料となる細胞及び組織の受入れ時確認結果及び採取用器具等、並びに配達における製品等の品質確認の記録をロットごと（ロットを構成しない製品等にあっては、製造番号ごと）に作成し、これを保管することを定めたものであること。	(34) 第11条第29号関係 原料となる細胞及び組織の受入れ時確認結果及び採取過程汚染防止措置、製品の出荷先施設名等、並びに配達における製品等の品質確認装置の記録をロットごと（ロットを構成しない製品等にあっては、製造番号ごと）に作成し、これを保管することを定めたものであること。	
三十 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。 イ 制造業に從事する職員以外の者の作業所への立入りをできる限り制限すること。	三十 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。 イ 制造業に從事する職員以外の者の作業所への立入りをできる限り制限すること。	(39) 第1項第29号は、作業所に立ち入る者（職員以外の者を含む。）の立入り制服、更衣管理、健康管理その他の製品の沾染及び交叉污染を防止する上で必要な衛生管理を行うことを求めているものであること。	(35) 第11条第30号関係 ア、再生医療等製品に係る製品の作業所における職員の衛生管理について規定するものであること。 (ア) 製作業所に従事する職員以外の者について、作業所への立入りをできる限り制限する衛生管理を要するものであること。制限として、作業区域又は作業室等について、鍵、暗証番号等の手段により限られた職員だけが取り扱うことができるものとすること。	
三十一 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせないこと。	三十一 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせないこと。	(40) 第1項第29号の「厳重な手順」としては、例えば、病原体による感染の恐れのある職員に、適切なワクチンの接種等を受けさせながら、ワクチンの追加接種は定期的な検査を受けさせるほか、ワクチンの追加接種を受けさせる等の適切な感染防護措置等を講じる手順が挙げられる。特に、異なるドナー又はドナー一動物から採取した細胞又は組織を同時に取り扱う場合には、同一組織を同時に取り扱う場合に於ける細胞又は組織の接種等を実施する際、暗証番号等の手段により限られた職員だけが取り扱うことができるものとすること。	(40) 第1項第29号の「厳重な手順」としては、例えば、病原体による感染の恐れのある職員に、適切なワクチンの接種等を受けさせながら、ワクチンの追加接種は定期的な検査を受けさせるほか、ワクチンの追加接種を受けさせる等の適切な感染防護措置等を講じる手順が挙げられる。特に、異なるドナー又はドナー一動物から採取した細胞又は組織を同時に取り扱う場合には、同一組織を同時に取り扱う場合に於ける細胞又は組織の接種等を実施する際、暗証番号等の手段により限られた職員だけが取り扱うことができるものとすること。	
三十二 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせないこと。	三十二 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせないこと。	(41) ヒ) の細胞又は組織を原料とする製品を製造する場合においては、職員に応じてB型肝炎ワクチンの接種等を受けさせること。	(41) ヒ) の細胞又は組織を原料とする製品を製造する場合においては、職員に応じてB型肝炎ワクチンの接種等を受けさせること。	
三十三 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせないこと。	三十三 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行なうこと。 ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、製品の作業室又は作業管理区域に入りさせさせないこと。	(42) 第1項第29号に掲げる作業に従事する職員は、汚染又は交叉汚染のリスクが高い作業（シードロット又はセルバンクの確立作業を含む。）を行う作業室及び作業管理区域に立入りさせないようにすること。 (43) 職員の従事制限その他の作業管理：第1項第29号の規定は、製造工程以外 試験検査に係る工程に従事する職員に定めておくことが求められる。 (ア) 製作業に従事する職員が、生園又は動物を扱っている他の製品等又は微生物及び製品、中間製品をに入る場合に於いて、原料、資材及び製品を	(42) 第1項第29号に掲げる作業に従事する職員は、汚染又は交叉汚染のリスクが高い作業（シードロット又はセルバンクの確立作業を含む。）を行う作業室及び作業管理区域に立入りさせないようにすること。 (43) 職員の従事制限その他の作業管理：第1項第29号の規定は、製造工程以外 試験検査に係る工程に従事する職員に定めておくことが求められる。 (ア) 製作業に従事する職員が、生園又は動物を扱っている他の製品等又は微生物及び製品、中間製品をに入る場合に於いて、原料、資材及び製品を	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。	二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。	(44) 職員の衛生管理：第1項第30号は、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。 (45) 第1項第30号ホに規定する職員の従事制限に關し、一般的に、一日の作業において、細胞又は組織、微生物等に暴露される作業は、その作業室から、異なる細胞を取り扱う作業室、作業された作業衣、作業用のはき物、作業帽、作業マスク及び作業手袋を着用されることは、製造作業に従事する職員が清浄度管理区域又は無菌操作等区域へ立入る際には、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。 ハ 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある疾患病にかかっていいる場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。)においては、当該職員を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。	(36) 第11条第31号関係清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理について、(イ)職員が病原性を有する微生物等に感染することを防止する手順(適切な着衣等の交換を含む。)を策定するとともに、当該職員に遵守させる衛生管理。(ア)必要に応じて、当該職員に定期的な検査を受けさせるほか、適切な感染防衛措置等（ワクチンの追加接種等を含む。）の衛生管理。(ウ)人の血液又は血漿を原料とする製品の製造作業に従事する職員について、必要に応じてB型肝炎ワクチンの接種等を受けさせる衛生管理	
三十 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。 イ 製造作業に従事する職員に、消毒された作業衣、作業用のはき物、作業帽、作業マスク及び作業手袋を着用させること。 ロ 製造作業に従事する職員が清浄度管理区域又は無菌操作等区域へ立入る際には、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。 ハ 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある疾患病にかかっていいる場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈するため、職員に対し、六ヶ月を超えない期間ごとに健診を行ふこと。	三十一 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。 イ 製造作業に従事する職員に、消毒された作業衣、作業用のはき物、作業帽、作業マスク及び作業手袋を着用させること。 ロ 製造作業に従事する職員が清浄度管理区域又は無菌操作等区域へ立入る際には、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。 ハ 職員が製品等を微生物等により汚染するおそれのある疾患病にかかっていいる場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈するため、職員に対し、六ヶ月を超えない期間ごとに健診を行ふこと。	(44) 職員の衛生管理：第1項第30号は、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うことを定めたものであること。	(36) 第11条第31号関係清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理について、(イ)職員の衛生管理については、その製造工程等に応じて、(ア)本に掲げ事項のほか、作業所における、所持品及び化粧品の制限、飲食喫煙の禁止等が求められる。	
二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。	二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。	(44) 職員の衛生管理：第1項第30号は、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うことを定めたものであること。	(36) 第11条第31号関係清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理について、(イ)職員の衛生管理については、その製造工程等に応じて、(ア)本に掲げ事項のほか、作業所における、所持品及び化粧品の制限、飲食喫煙の禁止等が求められる。	

工、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）を微生物等により汚染するおそれのある健康状態（皮膚若しくは毛髪は風邪にかかる場合は風邪にかかる場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。）にある職員には、その旨を申告するとともに、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合には当該作業に従事させない衛生管理を要するものであることを確認するため、6ヶ月を超えない期間ごとに健康診断を要するものであること。

オ、細胞又は組織の採取又は加工の直前に細胞又は組織を取り扱っている場合には、当該作業に従事した職員は、その作業室から、異なる細胞及び製品（中間製品を含む。）を微生物等により汚染するおそれのある健康状態（皮膚若しくは毛髪は風邪にかかる場合は風邪にかかる場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。）にある職員には、その旨を申告するとともに、原料、資材及び製品（中間製品を含む。）を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合に従事させない衛生管理を要するものであることを確認するため、6ヶ月を超えない期間ごとに健康診断を要するものであること。

なお、そのような移動が不可避である場合には、品質リスクマネジメントを活用し、汚染及び交叉汚染の防止対策を探ること。

ハ、製造作業に従事する職員の衛生管理を行うとともに、当該衛生管理に関する記録の作成及び保管を要するもの

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
三十一 その他製造管理のために必要な業務	三十二 その他製造管理のために必要な業務	(46) その他製造管理のために必要な業務：第1項第32号の「その他製造管理のために必要な業務」とは、例えば、次の業務をいうものであること。	(37) その他製造管理のために必要な業務：第1項第32号の「その他製造管理のために必要な業務」とは、例えば、ア、製造管理における混同を防止する上で必要な措置を探ること。例えば、製造業の開始前には、この「措置」としては、例えば、製造業に係る作業の開始に当たって、当該作業に必要とされない製品等、資材、文書、記録等が存在しないことを保証するための措置が挙げられる。	
		イ、ドナー動物の受入れ後の飼育管理等に関する記録を作成し、これを保管すること。	イ、ドナー動物の受入れ後の飼育管理等に関する記録を作成し、これを保管すること。	
		ロ、(47) その他製造管理のための記録	ロ、(47) 第2項の規定は、製品の製造にあつては、製品等又は資材に何らかの問題が発見された場合及び製品等又は使用した再生医療等製品による感染症が万一発生した場合において、直ちに当該製品の特定や原因の調査を可能とするため、原材料の採取から、製品等に接触した物の取扱い、製品の製造所からの出荷までの全ての段階に関する記録を追跡できるように管理させることを求めているものである。	
2 前項に規定する製品に係る記録は、製造に使用した再生医療等製品生 物由来原料に係る記録から当該再生医療等製品生物由来原料を用いて製造された製品に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。	2 前項に規定する製品に係る記録は、製造に使用した再生医療等製品生 物由来原料に係る記録から当該再生医療等製品生物由来原料を用いて製造された製品に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。	(品質管理)	12. 第12条(品質管理)関係 (品質管理) 第十二条 製造業者等は、製品について、ロットごとに(法第六十九条の七第三項に規定する指定再生医療等製品(以下単に「指定再生医療等製品」という。)に係る製品のうちロットを構成	15. 第12条(品質管理)関係 (1) この条は、製造業者等が、品質部門に行わせる品質管理に係る業務について規定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスト(1)品質部門(試験検査に係る業務を担当する組織)の行う試験検査、外部試験検査機関に依頼して行う場合を含

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
しない製品にあっては、その製造に使用した再生医療等製品生物由来原料について、当該製品の製造番号又は当該再生医療等製品生物由来原料のロットごとに所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量（ただし、量の確保が困難な場合には適当量）を参考品として、製造された日から次の各号に掲げる期間適切な保管条件の下で保管しなければならない。ただし、ロットを構成しない指定再生医療等製品に係る製品であつて原材料採取業者等との間で当該原材料採取業者等が参考品を次の各号に掲げる期間保管することを取り決めているものについては、当該製品の有効期間に一年を加算した期間が経過した後は、当該製品に使用された再生医療等製品生物由来原料の保管をもつて製品の保管に代えることができる。	しない製品にあっては、その製造に使用した再生医療等製品生物由来原料について、当該製品の製造番号又は当該再生医療等製品生物由来原料のロットごとに所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量（ただし、量の確保が困難な場合には適当量）を参考品として、製造された日から次の各号に掲げる期間適切な保管条件の下で保管しなければならない。また、その保存品を当該ロットを構成しない指定再生医療等製品に係る製品であつて原材料採取業者等との間で当該原材料採取業者等が参考品を次の各号に掲げる期間保管することを取り決めているものについては、当該製品の有効期間に一年を加算した期間が経過した後は、当該製品に使用された再生医療等製品生物由来原料の保管をもつて製品の保管に代えることができる。	（2）製品の参考品としての保管：第1項に規定する参考品の保管は次によるものであること。 ア、ここでいう「参考品」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合に備えるために、所定の試験検査（採取容積を除く。）一通りを二回以上実施できる量（無菌試験、エンドキシング試験等及びマイクロバズマ否定試験）に於いては適切に試験検査を行うことができる量）の製品（GQP 省令第21条で準用する第9条第2項の市場への出荷の可否の決定に供されるもの（以下「最終製品」という。）に限る。）を、適切な保管条件下で保管するものであること。なお、この限りでなく、また、ロットを構成しない指定再生医療等製品に係る場合も、当該ロットを構成しない指定再生医療等製品が参考品の保管対象となることを考慮する場合もあり得ること。	（2）は、その製造所において取り扱う原料、資材及び製品（中間製品を含む。）について、製品標準書（承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の基準に基づく命令若しくは処分のうち試験検査に関する事項を含む。）及びGCIP 省令第9条第1項の手順書に基づくものであること。輸入製品（保管を含む。）が適切に行われていることを確認するために試験検査を行うとしても、外国製造業者による製造管理及び品質管理を代替しるものではない。  （2）第12条第1項 最終製品の参考品及び保存品の保管について規定するものであること。 ア、所定の試験検査とは、製品標準書（承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の基準に基づく命令若しくは処分のうち試験検査に関する事項を含む。）及びGCIP 省令第9条第1項の手順書に基づく試験検査（採取容積を除く。）を指すものであること。	参考品の規定に関する議論は報告書参照。
（2）製品の参考品としての保管：第1項に規定する参考品の保管は次によるものであること。 ア、ここでいう「参考品」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合に備えるために、所定の試験検査（採取容積を除く。）一通りを二回以上実施できる量（無菌試験、エンドキシング試験等及びマイクロバズマ否定試験）に於いては適切に試験検査を行うことができる量）の製品（GQP 省令第21条で準用する第9条第2項の市場への出荷の可否の決定に供されるもの（以下「最終製品」という。）に限る。）を、適切な保管条件下で保管するものであること。なお、この限りでなく、また、ロットを構成しない指定再生医療等製品に係る場合も、当該ロットを構成しない指定再生医療等製品が参考品の保管対象となることを考慮する場合もあり得ること。	（2）は、その製造所において取り扱う原料、資材及び製品（中間製品を含む。）について、製品標準書（承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の基準に基づく命令若しくは処分のうち試験検査に関する事項を含む。）及びGCIP 省令第9条第1項の手順書に基づくものであること。輸入製品（保管を含む。）が適切に行われていることを確認するために試験検査を行うとしても、外国製造業者による製造管理及び品質管理を代替しるものではない。  （2）第12条第1項 最終製品の参考品及び保存品の保管について規定するものであること。 ア、所定の試験検査とは、製品標準書（承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の基準に基づく命令若しくは処分のうち試験検査に関する事項を含む。）及びGCIP 省令第9条第1項の手順書に基づく試験検査（採取容積を除く。）を指すものであること。	参考品の規定に関する議論は報告書参照。		

現行省令	現行課長通知	改正課長通知案	備考
	下における保存条件も勘案した適切な条件をいふものであること。 (4) 第1項の「原材料採取業者等」とは、原材料を採取又は作製する業者、原材料から原料・中間製品を製造する業者等をいふものであること。	品のロットが製造された日から、当該製品（最終製品）の有効期間に1年を加算した期間とするものであること。 オ、感染症に関連するウィルス、異常ブリオン、未知物質等をより高感度に検出するために、適切な段階での中間製品等を参考品保管の対象とすることを考慮する必要がある場合もあり得ること。 カ、ロットを構成しない指定再生医療等製品に係る製品においては、再生医療等製品生物由来原料と製品が一対一で対応する場合においては製品の製造番号ごとに、1ロットの再生医療等製品生物由来原料を複数の製品に使用している場合においては当該再生医療等製品生物由来原料のロットごとに、ウイルス等感染症の原因究明等に係る試験検査に必要な量の2倍以上の量（ただし、量の確保が困難な場合には適数量）の再生医療等製品生物由来原料を参考品として製造業者等自らが保管し、又は原材料採取業者等に保管を行わせる場合は、保管する量及び保管条件等について取決めを行った上で適切に行わせること。	
一 指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	(5) 第1項第1号に規定する指定再生医療等製品に係る製品の参考品の保管期間は、未知の感染症の発生を含む感染症に係る安全対策を実施するまでの原因究明に供するため、その有効期間に10年を加算した期間とされているものであること。	(4) 第1項第2号の「適切な期間」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合に応じて適切な期間として製造業者等の責任において製品ごとに定めたものであること。	
二 再生医療等製品に係る製品（前号に掲げるものを除く。）にあっては、適切な期間	(6) 第1項第2号の「適切な期間」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合において適切な期間として製造業者等の責任において製品ごとに定めたものであること。	(5) 第1項第2号の「適切な期間」とは、市場に出荷後の再生医療等製品に不具合が見出された場合等将来において製品の品質を確認する必要が生じる場合に応じて適切な期間として製造業者等の責任において製品ごとに定めたものであること。	
2 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる品質保証及び試験検査に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。 一 製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するどもに、その記録を作成し、これを保管すること。	2 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製品の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。 一 製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するどもに、その記録を作成し、これを保管すること。	(1) 第12条第2項第1号関係 等に試験検査を行うのに必要な検体を採取する場合に、その記録の作成及び保管を要するものであること。 ア、検体を採取する業務は、原則として品質部門の職員が受けた訓練によるものであること。ただし、工程の状況に応じた検体の採取を行うことが必要な場合等その他の場合に、その記録の作成及び保管が品質部門の職員が受けた訓練によるものであること。ただし、GCTP省令第11条第6号の規定により製造部門が保管している原料、資材及び製品（中間製品を含む。）から検体を採取する業務について、同令第5条第2項に規定する品質部門の独立性が保たれる限りにおいて、品質部門の監督指示の下、当該原料、資材及び製品を取り扱う製造部門の職員に行わせることは差し支えないものであること。なお、採取された検体たる原料、資材及び製品についても、GCTP省令第11条第6号の規定による出納の対象となるものであること。 イ、検体の採取に関する記録（以下「検体採取記録」という。）には、採取した検体に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。なお、下記④アの試験検査記録に検体の採取に関する事項が記載される場合には、検体採取記録を別途作成することを要しないものであること。	誤植修正
		(2) 製品等及び資材の採取は、原則として品質部門の職員が行うものであること。 イ、採取の対象となる容器の数、対象容器中の採取箇所及び各容器からの採取量については、製品の品質に及ぼすリスク及び製品の特性を考慮して定めること。 ウ、採取の対象となる容器の数及び採取検体の数（サンプルサイズ）は、採取する製品等及び資材の重要度及び均質性、当該供給者が過去に供給した原料及び資材の品質に係る履歴、適正な試験検査に必要な量を基に定めるものであること。 エ、検体の採取は、あらかじめ定めた場所において、採取した製品等及び資材の汚染並びに他の製品等及び資材その他の物との交叉汚染を防止するような手順により行うものとすること。	
		(3) 第1項の「原材料採取業者等」とは、原材料を採取又は作製する業者、原材料から原料・中間体を製造する業者等をいうものであること。	(ア) 検体採取記録を作成した日付、検体採取記録の管理

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考	
		<p>才、採取の対象となつた容器は、慎重に開封を行ふものとし、検体の採取の場合は直ちに封をするものとする。</p> <p>力、検体が採取された製品等及び資材の容器は、検体が採取された旨を表示するものとすること。</p> <p>(8) ドナーへの履歴性が高く採取困難な検体が少ない場合その他必要な検体採取が困難な場合においては、採取した検体を増殖して試験検査を行うこと、又は当該検体に係るロット番号又は製造番号の製品の品質管理に係る試験検査(バリデーターされた工程管理による試験検査に代えることができる。)での確認に代えることとして差し支えないこと。</p> <p>(9) 第2項第1号に規定する検体の採取の記録(検体採取記録)は、次の事項が記載しているものであること。ただし、それらの事項が試験検査記録に記載されている場合には、検体の採取の記録を別に作成すること。</p> <p>ア、検体名 イ、ロット番号若しくは製造番号又は管理番号 ウ、検体採取年月日及び採取した者の氏名</p>	<p>(イ) 検体の名称(又は検体たる原判、資材若しくは製品の規格に附連付ける参照番号)及び検体識別番号 (ウ) 原料等の検体にあつては原料等の供給者の名称 (エ) 上記(イ)の検体が採取された製品等のロット番号 (オ) ロットを構成しない製品等については製造番号 (カ) 上記(イ)の検体の採取方法(採取に用いた器具、材の管理単位番号) (オ) 上記(イ)の検体の採取方法(採取に用いた器具、容器等)及び採取数量 (カ) 上記(イ)の検体を採取した場所及び日時並びに採取の責任者の氏名 ウ、採取する検体がそのロット又は管理単位を代表するものとなるようすること。</p> <p>イ、採取の対象となる容器の数、対象容器中の採取箇所及び各容器からの採取量については、製品の品質に及ぼす影響及び製品の特性を考慮して定めること。</p> <p>エ、採取する製品等及び資材の重量度及び均質性、当該供給者が過去に供給した原料及び資材の品質による履歴、適正な試験検査に必要な量を基に定めるものであること。</p> <p>オ、検体の採取は、あらかじめ定められた場所において、採取した製品等及び資材の汚染並びに他の製品等及び資材その他の物との交叉汚染を防止するような手順により行うものとすること。</p> <p>キ、検体が採取された製品等及び資材の容器は、検体が採取された旨を表示するものとすること。</p> <p>(8) ドナーへの履歴性が高く採取可能な検体が少ない場合その他必要な検体採取が困難な場合には、採取した検体を増殖して試験検査を行うこと、又は当該検体に係るロット番号又は製造番号の製品の品質管理による試験検査(バリデーターされた工程管理による試験検査に代えることができる。)での確認に代えることとしても差し支えないこと。</p>	<p>② 第12条第2項第2号関係</p> <p>採取した検体及びその試験検査用の標準品について、外部試験検査機関で保管する場合を含めて、適切な保管(混同するおそれがない保存状態を避ける方法によるほか、当該検体及び標準品を試験検査に用いた履歴(試験検査に用いた日付、数量等を記録したもの)とともに保管する等)を要するものであること。</p>	<p>③ 第12条第3号関係</p> <p>品質部門の責任者により、原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の試験検査に從事する職員(外部試験検査機関で当該試験検査を担当する者を含む。)に対して、当該作業につき文書(試験検査指示書)による指示を要するものである。当該責任者については、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。承認再生医療等製品を製造する場合において、試験検査指示書の内容が当該再生医療等製品の承認事項と相違することのないよう管理することは、その試験検査に係る重要な業務のひとつであること。</p>
		<p>二 採取した検体及びその試験検査用の標準品を適切に保管すること。</p>			
		<p>三 品質部門の責任者が、原料、資材及び製品の試験検査に従事する職員に対して、当該作業につき文書により指示すること。</p>			

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
			<p>げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>ア、試験検査指示書の作成及び承認の日付、試験検査指示書の管理番号</p> <p>イ、試験検査指示書の作成及び承認の責任者（GCIP省令第22条第1項第1号の規定による承認を行った者）の氏名並びに配付先（外部試験検査機関を含む。）</p> <p>ウ、検体の名称（又は検体による原料、資材若しくは製品の規格に関連付ける参照番号）及び検体識別番号</p> <p>エ、製品標識書及びGCIP省令第9条第1項の手順書に基づく試験検査の項目及び試験検査を行うべき日付</p> <p>オ、試験検査に用いる設備、器具、計器等の指定</p> <p>カ、試験検査における検体の取扱いその他の指示事項及び注意事項</p>	
二 採取した検体について、ロットごとに試験検査の結果（試験検査記録）		<p>四 採取した検体について、前号の文書に基づき、製品等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。</p> <p>ア、検体名</p> <p>イ、ロット番号若しくは製造番号又は管理番号</p> <p>ウ、試験検査項目、試験検査実施年月日、試験検査を行った者の氏名及び試験検査の結果</p> <p>エ、試験検査の結果の判定の内容、判定をした年月日及び判定を行つた者の氏名</p> <p>上記の試験検査記録は、外部試験検査機関等を利用して試験検査を行う場合においても、当該試験検査による製品の製造業者を行う製造所において作成しなければならないものである。この場合にはにおいて、「試験検査を行つた者の氏名」に関してはそれに代えて「外部試験検査機関等の名称」を記載するようにし、「試験検査実施年月日」及び「判定をした年月日」に関してはそれらに加えて「試験検査依頼年月日」及び「試験検査結果の受理年月日」を併記するようにしてあること。</p> <p>(11) 第2項第2号の「当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査」を行ふことは、当該製造業者等の職員に外部試験検査機関等を利用して試験検査を行わせること又は当該製造業者等の自己の責任で外部試験検査機関等に試験検査を依頼しその結果を判定することを意味するものであること。これらの方法により試験検査を行う場合にはにおいては、あらかじめ外部試験検査機関等と、相互の連絡方法、当該試験検査の委託に關し必要な技術的条件、検体の運搬時ににおける品質管理の方法等必要な事項について取り決めておくほか、次の措置を探ること。</p> <p>ア、品質部門において、製品等又は資材ごとに試験検査依頼品目・製品リスト（様式第3-3-1又は様式第3-3-2）を作成し、保存すること。なお、当該リストの記載事項に変更があつたときは、その都度修正すること。</p> <p>イ、試験検査依頼に際しては、試験検査依頼書（様式第3-3-3）とともにに検体の規格及び試験検査の方法に関する情報を提供し、必要な量の検体を送付すること。</p> <p>なお、送付する検体については、次の事項を表示すること。</p> <p>(ア) 検体名</p>	<p>④ 第12条第2項第4号関係</p> <p>採取した検体について、試験検査指示書に基づき、製品等についてはロットごと（ロットを構成しない製品等については製造番号ごと）、資材にては管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録の作成及び保管をするものであること。</p> <p>ア、試験検査に関する記録（以下「試験検査記録」という。）には、その試験検査に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載るものであること。</p> <p>(ア) 試験検査記録を作成した日付、試験検査記録の管理番号及び作成の責任者の氏名</p> <p>(イ) 試験検査を行つた検体の名称（又は検体たる原料、資材若しくは製品の規格に開示付ける参考番号）及び検体識別番号</p> <p>(ウ) 上記（ア）の検体の採取場所、性状又は形状、原料等の検体にあつては原料等の供給者の名称等</p> <p>(エ) 上記（イ）の検体が採取された製品等のロット番号（ロットを構成しない製品等については製造番号）又は資材の管理単位番号</p> <p>(オ) 試験検査指示書の写し又はその参照番号</p> <p>(カ) 試験検査の項目及び検体たる原料、資材又は製品の規格</p> <p>(キ) 試験検査を行つた日時、試験検査に用いた設備、器具、計器等及び試験検査に従事した職員の氏名又はイニシャル</p> <p>ヤル（外部試験検査機関の場合は、外部試験検査機関の名及び担当者の氏名又はイニシャル）</p> <p>(ク) 試験検査で得られた数値（その算出式を含む。）、観察された事象等</p> <p>(ケ) GCIP省令第12条第2項第8号の規定による判定の結果、当該判定を行つた日付及び当該判定の責任者の氏名</p> <p>イ、試験検査記録については、試験検査に係る業務の一部を外部試験検査機関に依頼して行う場合にあっても、試験検査を依頼した製造部所の品質部門において作成することが求められる。この場合において、「試験検査を行つた者の氏名」に関してはそれに代えて「外部試験検査機関等の名称」を記載するようにし、「試験検査実施年月日」及び「判定をした年月日」に関してはそれらに加えて「試験検査依頼年月日」及び「試験検査結果の受理年月日」を併記するようのこと。また、あらかじめ外部試験検査機関等と、相互の連絡方法、当該試験検査の方法に関する情報の提供し、必要な量の検体を送付すること。</p>	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案
		(イ) ロット番号若しくは製造番号又は管理番号 (ウ) 製造所の名称 (エ) 保管上の注意事項 (オ) その他必要な事項 (12) 製品等の無菌化が困難な場合には、培地、添加成分(血清、成長因子、抗生物質等)その他原物料について、微生物等又は他の細胞若しくは組織の混入がないことの確認その他製品等の汚染及び交叉汚染の防止に必要な措置を探すこと。	技術的条件、検体の運搬時における品質管理の方法等必要な事項について取り決めておくこと。  現行通知(21)ウの例示を移動。
		五 製品の製造に使用した原料等のうち当該製品の品質に影響を及ぼすものについて、原料にあつてはロットごとに所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量を、資材にあつては管理単位ごとに所定の試験検査に必要な量を、それぞれ参考品として、当該製品の出荷を判定した日から二年間適切な保管条件の下で保管すること。	<p>⑥ 第12条第2項第5号関係再生医療等製品の製造に使用した原料等のうち当該製品の品質に影響を及ぼすものについて、参考品の保管を規定するものであること。</p> <p>ア・各原料等が製品品質に影響を及ぼすものかどうかについて、評価した結果に基づいて判断されるべきものであること。例えば、安定剤として用いられるヒト血清アルブミン等の再生医療等製品由来原料を参考品保管の対象とするか否かの決定に当たっては、未知の感染症等の全対策の観点から的重要性を考慮すること。具体的な例として、細胞培養において血清等が使用される場合において、培養細胞でのウイルス感染のモニター、患者レベルでのウイルス性疾患の発症に対するモニター、異種血清成分に対する抗体産生等の調査のために使用した血清の一部を参考品として保管することが挙げられること。感染症に関するウイルスや異常アリオン、未知物質等をより高感度に検出するために、適切な段階での中間製品を参考品保管の対象とすることを考慮する必要がある場合もあり得ること。なお、製造工程において使用される溶媒、ガス及び水については参考品保管の対象とすることを要しない。「品質に影響を及ぼすと考えられる資材」としては、例えば、品質確保のために必要な製品に直接接触する包装資材、直接受接触しなくても水分、酸素等の透過を防止し内容物を保護する包装資材、表示材料等が挙げられること。</p> <p>イ・当該原料等について、原料にあつては当該原料のロットごと(ロットを構成しない原料についても同様)に所定の試験検査(当該原料の試験検査)に必要な量の2倍以上の量の、資材にあつては当該資材の管理単位ごとに所定の試験検査(当該資材の試験検査)に必要な量の参考品の保管を要するものであること。</p> <p>ウ・所定の試験検査とは、製品標準書(承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の要事項に關する法令又はこれに基づく命令若しくは处分のうち試験検査に關する件を含む。)及びGCTP省令第9条第1項の手順書に基づく試験検査を指すものであること。</p> <p>適切な保管条件については、当該原料等の供給者によつて設定された保管条件を考慮の上、製造業者等において当該原料等の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて設定することが求められる。また、混同するおそれがない、好ましくない保存状態を避ける方法によるほか、当該参考品を試験検査に用いた履歴(試験検査に用いた日付、数量等を記録したもの)とともに保管する等、適切な保管が求められる。</p> <p>エ・当該原料等の参考品の保管期間については、それそれ当該原料等が使用された製品について GCTP省令第13条</p>

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
三 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するなどとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、試験検査に関する計器の校正を適切に行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	六 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するなどとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、試験検査に関する計器の校正を適切に行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	(13) 試験検査に関する設備及び器具の点検整備、計器の校正等：第2項第3号は、試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整備等並びに試験検査に関する計器の校正等について定めたものであること。	(7) 第12条第2項第6号関係 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するとともに、当該点検整備に関する記録の作成及び保管を要するものであること。また、試験検査に関する計器の校正を適切に行うとともに、当該校正に関する記録の作成及び保管を要するものであること。 ③ 第12条第2項第7号関係 ④ 上記④の試験検査（外部試験検査機関に依頼して行う場合のほか、GCIP省令第12条第2項の規定により外国製造業者が行った試験検査の結果を確認することをもつて代える場合を含む。）の結果の判定を行い、当該判定の結果について、製造部門への文書による報告を要するものである。	
四 第二号の試験検査の結果の判定を行って文書により報告すること。	七 第四号の試験検査の結果の判定を行って文書により報告すること。	(14) 試験検査結果の判定等：第2項第4号は、試験検査の結果を製造部門に対する結果の製造部門への文書により報告すること。また、当該試験検査について、規格に適合しない結果となつた場合には、その原因において、次の条件を満たしているときには、品質部門が当該試験検査の結果を文書で製造部門に報告することとしていること。ア.品質リスクマネジメントを用いて、不適合のおそれのある原料を使用することに伴う品質リスク（他のロット等に波及する品質リスクを含む。）が適切に評価され、管理されていること。 イ.品質部門は、当該試験検査の結果が適合であると判定することをもつて、第13条の規定に基づく出荷の可否を決定するものであることが、手順書等に規定されていること。	(イ) 試験検査の結果を判定し、当該判定の報告書を作成し、承認を行う業務について、品質部門の職員のうち、当該試験検査の規格及び品質保証について熟知している職員を当該判定の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCIP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。 (ウ) 同じ条件下において行われた試験検査において複数回の測定等の一部がOOSとなつた場合の判定に当たつては、当該データの適切な取扱いが求められる。イ.上記④の試験検査の規格及び品質保証についてCOOSとなつた場合には、あらかじめGCIP省令第9条第1項の手順書に定めた手順に従つて、当該OOSの原因を説明し、その原因を解消してOOSの再発を防止するための是正措置及び予防措置をとることとともに、その記録の作成及び保管を要するものであること。是正措置及び予防措置の記録については、当該措置の進歩スケジュールに沿つて漸次に作成することが求められる。 (ア) 上記イ.の原因の明確に關して、製品「中間製品を含む。」の試験検査のOOSについて製造部門における製造工程（保管を含む。）製作作業等に起因する場合のほか、原料又は資材の試験検査のOOSについて当該原料又は資材の供給者に起因する場合、試験検査に係る業務を担当する組織又は外部試験検査機関における機体の取扱い、試験検査の方法等に起因する場合等があり得るものであること。 (イ) 上記イ.の是正措置及び予防措置をとった上でなおも同様のOOSとなることが頻発する場合には、GCIP省令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査を行うことなどが考慮されるものであること。	原科の試験検査が長い日数を要するものである場合にお

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
五 検体の混同及び交叉汚染を防止するためには、検体を適切な識別表示により区分すること。	八 検体の混同及び交叉汚染を防止するためには、検体を適切な識別表示により区分すること。	(15) 検体の識別及び区分の方法：第2項第5号は、検体の混同及び交叉汚染を防止するために、検体を適切な識別表示により区分することを定めたものであること。	いて、次の条件を満たしているときには、品質部門が当該試験検査の結果を文書で製造部門に報告することとし支えないこと。 ア 品質リスクマネジメントを活用し、不適合のおそれのある原料を使用することに伴う品質リスク（他のロット等に波及する品質リスクを含む。）が適切に評価され、管理されていること。 イ 品質部門は、当該試験検査の結果が適合であると判定することをもって、第13条の規定に基づく出荷の可否を決定するものであることが、手順書等に規定されていること。	
六 品質管理上重要であり、かつ、製品では実施することができない試験検査については、製造工程の適切な段階で実施すること。	九 品質管理上重要であり、かつ、製品では実施することができない試験検査：第2項第6号は、品質管理上重要であり、かつ、製品では実施することができない試験検査について、製造工程の適切な段階で実施すること。	(16) 製造工程の適切な段階で実施する、製品では実施することができない試験検査：第2項第6号は、品質管理上重要であり、かつ、製品では実施することができない試験検査について、製造工程の適切な段階で実施することを定めたものであること。	第12条第2項第9号 第12条第2項第10号関係	
七 微生物等により汚染された全ての物品（試験検査の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。	十 微生物等により汚染された全ての物品（試験検査の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。	(17) 微生物等により汚染された全ての物品等により汚染された全ての物品等を保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置することを定めたものであること。	第2項第7号 第2項第10号関係	
八 試験検査に細胞の株を使用する場合においては、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。 イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号 ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ハ 生物学的性状及びその検査年月日 ニ 繼代培養の状況	十一 試験検査に細胞の株を使用する場合においては、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。 イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号 ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地） ハ 生物学的性状及びその検査年月日	(18) 試験検査に細胞株等の管理：第2項第8号は、試験検査に用いる細胞株等に関する記録の作成及び保管について定めたものであること。	第12条第2項第11号 試験検査に用いる細胞株等に関する記録の作成及び保管について定めたものであること。	
九 試験検査結果の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管すること。	十二 試験検査結果の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管すること。	(19) 試験検査結果の記録の作成及び保管：第2項第9号は、試験検査結果の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管すること。	第12条第2項第12号関係 試験検査結果の記録を、製造する製品のロットごとに作成し、これを保管することを定めたものであること。	
十 ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査を行うことその他必要な業務を行なうことは、当該業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせること。	十三 ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査を行うことその他必要な業務を行なうことは、当該業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせること。	(20) ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査等：第2項第10号及び第11号は、ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査並びにその業務の記録等について定めたものであること。第2項第10号でいう「ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査」とは、「動物由来原料基準の「第4 动物由来原料総則」に規定されている動物細胞組織原継料等の品質及び安全性の確保上必要な情報を提供するものであること。	第12条第2項第13号及び第14号関係 ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査並びにその業務の記録等について定めたものであること。第2項第10号でいう「ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査」とは、「動物由来原料基準の「第4 动物由来原料総則」に規定されている動物細胞組織原継料等の品質及び安全性の確保上必要な情報を提供するものであること。	
十一 前号に規定する業務の記録を作成し、これを保管すること。	十四 前号に規定する業務の記録を作成し、これを保管すること。	(21) その他品質管理のために必要な業務：第2項第9号 その他品質管理のために必要な業務	⑨ 第12条第15号関係	
一二 その他品質管理のために必要なこと。	十五 その他品質保証及び試験検査の			

業務	現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
	ために必要な業務	12号の「その他の品質管理のために必要な業務」とは、 例えば、次の業務をいうものであること。 ア、第2項第5号に掲げる業務上の措置のほか、品質管理における混同を防止する上で必要な措置を探ること。 イ、「措置」としては、例えば、品質管理に係る製品等、資材、文書、記録等が存在しないことを保証するための措置が挙げられる。	その他の品質保証及び試験検査のために必要な業務として は、行われる試験検査に応じて、例えば、試験検査用の試 薬試液及び培地の管理、その記録の作成及び保管等が考 えられるものであること。	原料又は資材の供給者について次のような管理を行 うこと。 なお、「供給者」とは、原料及び資材の製造業者、 代理店、仲介業者、貿易業者、流通業者等を総称するも のであり、例えばドナーから細胞若しくは組織を採取 した医療施設等も含まれるものであるが、ここでは適 切な情報が得られる供給者との取決めが求められてお り、全ての供給者との取決めは必ずしも求められない こと。 なお、原料又は資材の製造を行っている者が らは特定のロットに対する情報が伝達され難い場合に は、流通の実態を勘案し、代理店等との取決めを行う等 適切な情報を得られるように行うこと。  (ア) 原料及び資材については、品質部門によつて承認 された供給者から購入するとともに、あらかじめ定め られた規格に適合するものであることを確認した上で 受け入れることとし、それらについて製品標準書等に 記載しておくこと。  (イ) 重要な原料及び資材に関する取決めを行うこと。 (ウ) 供給者と取り決めた内容に従つて製造及び品質 の管理がなされていることを品質リスクに応じて適切 に確認すること。	このうち「品質リスクに応じて適切に確認する」とは、 初回の確認のほか、その原料及び資材が製品の品質に 及ぼす影響の程度、製品の品質の照査における原料及 び資材に関する照査結果、変更管理や逸脱の状況 に応じて継続的に確認することをいうものであるこ と。  ウ、原料及び資材に係る参考品の保管 第1項では最終製品の「参考品」保管が求められている が、原料及び市場に出荷された製品の品質に影響を及 ぼすと考えられる資材のうち、製品の品質を確保する 上で必要なものについての参考品保管も求められること。 参考品として保管すべき原料及び資材については、 品質リスクを考慮し、製造業者等が自らの責任におい て決定し、その保管条件、保管数等について製品標準書 等に記載しておくこと。  例えば、安定剤として用いられるヒト血清アルブミ ン等の再生医療等製品生物由来原料を参考品保管の対 象とするか否かの決定に当つては、未知の感染症等 の全対策の観点からの中の重要性を考慮すること。 具体的な例として、細胞培養において血清等が使用さ れる場合において、培養細胞でのウイルス感染のモニ ター、患者レベルでのウイルス性疾患の発症に対する モニター、異種血清成分に対する抗体産生等の調査の ために使用した血清の一部を参考品として保管するこ とが挙げられること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		<p>感染症に関連するウイルスや異常ブリオン、未知物質等をより高感度に検出するために、適切な段階での中间製品を参考品保管の対象として考慮する必要がある場合もあり得ること。なお、製造工程において使用される溶媒、ガス及び水については参考品保管の対象とすることを要しない。</p> <p>「品質に影響を及ぼすと考えられる資材」としては、例えば、品質確保のために必要な製品に直接接触する包装資材、直接接觸しなくとも水分、酸素等の透過を防止し内容物を保護する包装資材、表示材料等が挙げられる。</p> <p>工. 試験検査に用いる標準品及び試薬試液等の品質確保</p> <p>オ. 再試験検査の実施</p> <p>規格外の試験検査結果が得られた場合における試験検査室での過誤等の有無に関する初期調査、同一検体を用いた追加試験検査、採取方法や採取した検体に問題があったときの検体の再採取及び再試験検査等、不適切な再試験検査を防止する上で必要な措置を探ること。</p> <p>力. 安定性モニタリング（ロットを構成しない製品の場合を除く。）</p> <p>(ア) 製造業者等は、製造した最終製品が定められた保管条件下で、有効期間又は使用の期限にわたり、保存により影響を受け易い測定項目及び品質、安全性又は有効性に影響を与えるような測定項目が規格にており、また留まり続けることが期待できることを、適切な継続的プログラムに従った安定性モニタリングによって監視し、その結果を記録し保管する必要があること。</p> <p>「保存により影響を受け易い測定項目及び品質、安全性又は有効性に影響を与えるような測定項目」とは、例え(ば細胞の生存率、力価等といった測定項目のうち、研究開発段階における設計及び試作検討、安定性試験結果等から得られた知見を基に選定された、温度、湿度その他保管条件の影響を受けやすい項目をいうものであること。</p> <p>(イ) 製造業者等は、安定性モニタリングの対象とする製品及びロットを自らの責任において選択し、その必要量を採取しておくこと。毎年製造される製品に関しては、少なくとも1ロット（その年に製造がない場合は除外）。又は一の製造番号に係る製品を安定性モニタリングの対象とすること。</p> <p>また、安定性に影響を及ぼす一般的な変更や逸脱処理がなされたロットについても対象とすること。</p> <p>キ. 最終製品に係る保存品の保管</p> <p>最終製品（ロットを構成しない製品を除く。）に関しては、参考品のほかに保存品を参考品と同様に保管する。なお、「保存品」とは、市場にある製品との同一性を確認するためのサンプルであり、最終製品から採取したものであること。保存品の包装形態及び保管条件が参考品のそれと同等である場合には、保存品を参考品と区別して保管する必要はない。</p> <p>(2) 輸入製品に係るGCIP省令第12条第2項第4号に</p>		

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
質管理の基準並びにこれらの基準に対する適合性の確認に関する手續が我が国とのものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く。)は、輸入製品について輸入先国の再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することを可能とする。	質管理の基準並びにこれらの基準に対する適合性の確認が我が国とのものと同等であると認められる場合においては、前項第二号に規定する試験検査(外観検査を除く。)は、輸入製品について輸入先国の再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することを可能とする。	（23） 第3項の「輸入先国における製造管理及び品質管理に関する手續が我が国とのものと同等であると認められる場合においては、製造業者は、輸入製品に係る前項第四号に規定する試験検査(外観検査を除く。)を、当該輸入製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることとする。	（23） 第3項の「輸入先国における製造管理及び品質管理に関する手續が我が国とのものと同等であると認められる場合においては、製造業者は、輸入製品に係る前項第四号に規定する試験検査(外観検査を除く。)を、当該輸入製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることとする。	
この場合において、製造業者は、品質保証に係る業務を担当する組織に、次に掲げる業務を行わせなければならない。	この場合において、製造業者は、品質保証に係る業務を担当する組織に、次に掲げる業務を行わせなければならない。	（24） 第3項の「輸入先の再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることができる。」の運用に従つた場合には、当該製品が行なった試験検査を第1項第2号の規定に基づき実施する必要があることに留意すること。	（24） 第3項の「輸入先の再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることができる。」の運用に従つた場合には、当該製品が行なった試験検査を第1項第2号の規定に基づき実施する必要があることに留意すること。	
一 当該製品等が適切な製造手順等により製造されることを定期的に確認すること。	一 当該輸入製品が、当該外國製造業者の製造所において、適切な製造手順等により製造されていることを定期的に確認すること。	（25） 第3項第1号の「定期的に確認」を行うに当つては、輸入先国政府が行う適合性調査の頻度を考慮して、最新の適合性調査の結果を踏まえた確認を行うようにすること。	ア. 第12条第3項第1号関係 当該輸入製品が当該外國製造業者の製造所において適切な製造手順等により製造されていることについて定期的な確認を要するものであること。当該輸入製品に係る製造販売業者との取決めに基づき、当該輸入製品がGQ P省令第10条第1号の規定により定期的に確認する結果を共有することは差し支えないものであること。	
二 当該再生医療等製品外國製造業者及び品質管理に関する基準に適合していることを定期的に確認すること。	二 当該再生医療等製品外國製造業者の製造所が、その国における製造管理及び品質管理に関する基準に適合していることを定期的に確認すること。	（26） 第3項第4号の「試験検査の記録」は、次の事項が記載されなければならないものであること。 ア. 検体名	イ. 第12条第3項第2号関係 当該外國製造業者の製造所が輸入先国におけるGQ P基準に適合していることについて、輸入先国所管当局が発給した当該適合を認する文書(GQ P証明書若しくは製剤説明書)又はその写しを定期的に(当該証明書に有効期間が定められている場合には当該有効期間ごとに)入手し、確認することとは差し支えないものであること。	
三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。	三 前二号の確認の記録を作成し、これを保管すること。		ウ. 第12条第3項第3号関係 品質保証に係る業務を担当する組織において、上記A.及びB.の確認の記録の作成及び保管を要するものであること。	
四 当該製品について当該再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を確認するとともに、その確認の記録を除く。」に開じて、輸入先国におけるGQ P基準及び当該GQ P基準に付する適合性の確認に関する手續が我が国とのものと同等であると認められる場合において、当該輸入製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることとする。	四 当該輸入製品について当該再生医療等製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認するとともに、その確認の記録を確認するとともに、その確認の記録を除く。」に開じて、輸入先国におけるGQ P基準及び当該GQ P基準に付する適合性の確認に関する手續が我が国とのものと同等であると認められる場合において、当該輸入製品外國製造業者が行った試験検査の記録を確認することをもつて代えることとする。	（ア）当該外國製造業者が行った試験検査(GQ P省令第12条第2項第4号に規定する試験検査)の記録について		

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
記録を作成し、これを保管すること。 認の記録を作成し、これを保管すること。	は、当該外國製造業者の製造所の品質部門において作成されたものであること。	（イ）品質保証に係る業務を担当する組織において、上記（ア）の記録から当該輸入製品に係る試験検査が適正である旨を確認するとともに、その確認の記録の作成及び保管を要するものであること。	（イ）品質保証に係る業務を担当する組織において、上記（ア）の記録から当該輸入製品に係る試験検査が適正である旨を確認すること、その確認の記録の作成及び保管を要することである。	
4 前三项に規定する製品に係る記録は、製造に使用した再生医療等製品生 物由来原料に関する記録から当該再生 医療等製品生物由来原料を使用して製 造された製品に関する記録までの一連 のものを適切に確認できるように保管されなければならない。	4 前三项に規定する製品に係る記録は、製造に使用した再生医療等製品生 物由来原料に関する記録から当該再生 医療等製品生物由来原料を使用して製 造された製品に関する記録までの一連 のものを適切に確認できるように保管されなければならない。	（28）第4項の規定は、製品等又は資材に何らかの問題が発見された場合及び製品を原因とする感染症が万一発生した場合において、当該製品の特定や原因の調査を直ちに行うことを可能とするために、再生医療等製品生物由来原料の原材料の採取から、当該原材料を使用して製造された製品の製造所からの出荷までの全ての段階における記録を追跡できるように管理することを求めるものであること。	第4項の規定は、製品等又は資材に何らかの問題が発見された場合及び製品を原因とする感染症が万一発生した場合において、当該製品の特定や原因の調査を直ちに行うことを可能とするために、再生医療等製品生物由来原料の原材料の採取から、当該原材料を使用して製造された製品の製造所からの出荷までの全ての段階における記録を追跡できるように管理することを求めるものであること。	
5 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、前条第一項第八号の規定により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。	5 製造業者等は、品質保証に係る業務を担当する組織に、手順書等により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。	（新設）	（3）品質保証に係る業務を担当する組織において、GCTP省令第11条第9号の規定により製造部門から文書により報告された製造管理に係る確認の結果について、ロットごと（ロットを構成しない製品等については製造番号ごと）に確認を要するものであること。	
（新設）	（新設）	（新設）	16. 第12条の2（安定性モニタリング）関係 （1）最終製品の製造所において品質部門に行わせる当該最終製品の安定性モニタリングに係る業務について規定するものであること。	
（新設）	（新設）	（新設）	① 第12条の2第1項第1号関係 安定性モニタリングを行う再生医療等製品（最終製品たる再生医療等製品）を適切に選定し、必要量の検体の採取を要するものであること。なお、ロットを構成しない再生医療等製品であって、検体量の確保が困難な場合には、代用原料（健康ボランティア由來の原料、標準細胞等）から製造した製品を用いる等、科学的に必要な評価を行うことでも差し支えないこと。 ア、品質リスクを特定し、評価を行った結果に基づいて適切に選定する限りにおいて、必ずしも全ての包装形態、全てのロットについて安定性モニタリングを行うことなどを要しないが、その選定の妥当性を示す根拠も含めて、下記⑤の記録の作成が求められる。 イ、安定性モニタリング用の検体を探取する時点において、当該検体を探取するロットについて必ずしもGCTP省令第13条第1項の規定による出荷判定が完了していることを要しないものであること。	
（新設）	二 当該製品の規格のうち保存により影響を受けやすい項目及び当該規格に適合しない場合に当該製品の有効性又は安全性に影響を与えると考えられる項目を、試験検査の項目として選定するここと。	（新設）	② 第12条の2第1項第2号関係 上記①の最終製品の規格のうち保存により影響を受けやすい項目及びO/Sとなつた場合に当該最終製品の有効性又は安全性に影響を及ぼすと考えられる項目について、試験検査の項目として選定をするものであること。必ずしも最終製品の規格の項目全てについて試験検査を行うことを要しないが、その選定の妥当性を示す根拠も含めて、下記⑤の記録の作成が求められる。	
（新設）	三 第一号の検体を保管し、前号の項	（新設）	③ 第12条の2第1項第3号関係	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	目について、適切な間隔で試験検査を行うこと。	上記①の検体を保管し、上記②の試験検査の項目について、適切な間隔で試験検査（外部試験検査機関に依頼して行う場合を含む。）をするものであること。当該試験検査を行う間隔については、その最終製品が有効期間にわたりて規格に適合しているかどうかを継続的に確認できるよう適切に設定することが求められる。	上記①の試験検査の結果に基づき、当該最終製品の品質への影響を評価するものであること。また、上記①の検体のほか、GCCTP省令第12条第1項又は同条第2項第5号の参考品について当該製品の出荷後に試験検査を行った場合も同様の対応が求められる（下記⑤及び②において同じ。）。	
(新設)	四 前号の試験検査の結果に基づき、 製品の品質への影響を評価すること。	④ 第12条の2第1項第4号関係 上記③の試験検査の結果に基づき、当該最終製品の品質への影響を評価をするものであること。また、上記①の検体のほか、GCCTP省令第12条第1項又は同条第2項第5号の参考品について当該製品の出荷後に試験検査を行った場合も同様の対応が求められる（下記⑤及び②において同じ。）。	⑤ 第12条の2第1項第5号関係 上記①の検体の採取については GCCTP省令第12条第2項第1号に規定する検体の採取と同様に、上記③の試験検査については同項第4号に規定するものであること。また、上記①の検体の保管及び保管を要するものであること。また、安定性モニタリングを行う最終製品及び試験検査の項目の選定、検体の保管並びに試験検査の結果に基づく品質への影響評価に関する記録の作成及び保管を要するものであること。	
(新設)	五 前各号の業務に係る記録を作成 し、これを保管すること。	(新設)	(2) 上記①④の評価の結果からOOS又はそのおそれ（例えば、有効期限内にOOSを生じる可能性を示唆する傾向）がある場合には、最終製品の製造業者等は、所要の措置（当該最終製品に係る製造販売業者への速やかな連絡、最終製品の回収の判断に必要な情報の提供等）をともに、当該措置に係る記録の作成及び保管を要するものであること。なお、当該製造販売業者への連絡、情報の提供等についてGQP省令第7条第6号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。	
(新設)	2 最終製品の製造業者等は、前項第 四号の評価の結果から、当該製品の規格に適合しない場合又はそのおそれがある場合においては、当該製品に係る製造販売業者に対する速やかな連絡、製品回収の判断に必要な情報の提供等、所要の措置をとるとともに、当該措置に係る記録を作成し、これを保管しなければならない。	(新設)	17 第12条の3(原料等の供給者の管理) 関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において品質保証に係る業務を担当する組織に行わせる原薬等の供給者の管理に係る業務について指定するものであること。	
(新設)	（原料等の供給者の管理） 第十二条の三 製造業者等は、品質保証に係る業務を担当する組織に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。 一 原料等の品質の確保のために適切な規格を定めること。	(新設)	① 第12条の3第1項第1号関係 原料等について、その品質の確保のため適切な規格を定めることを要するものであること。当該規格については、製品標準書の記載事項となるものであること。	
(新設)	二 原料等の供給者について、適格性 を評価した上で選定すること。	(新設)	② 第12条の3第1項第2号関係 原料等の供給者について、適格性を評価した上で選定するものであること。	
(新設)	三 原料等の製造管理及び品質管理が 適切かつ円滑に行われているかどうか について定期的に確認すること。	(新設)	③ 第12条の3第1項第3号関係 原料等の製造管理及び品質管理が適切かつ円滑に行われているかについて定期的な確認を要するものである。承認再生医療等製品に係る製品の原料等について、その製造所が承認事項となっている場合には、その製造所が承認事項に従っている旨の確認を含むものであること。 その原料等を使用する製品に係る製造販売業者との取決めに基づき、当該製造販売業者がGQP省令第10条第1項第1号の規定により定期的に確認した結果を共有すること。	ことは差し支えないものであること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設) 四 前三号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	二 製造業者等は、原料等のうち製品品質に影響を及ぼすものについて、当該原料等の製造管理及び品質管理の方法に関する事務法に関する事務と文書により必要な取決め(品質保証に係る業務を担当する組織がGCTP省令第12条の3第1項各号の業務を適切に行うため必要な事項を含む。)の締結を要するものであること。	(新設) (2) 原料等のうち製品品質に影響を及ぼすものについて、当該原料等の製造管理及び品質管理の方法に関する事務の供給者と文書により必要な取決め(品質保証に係る業務を担当する組織がGCTP省令第12条の3第1項各号の業務を適切に行うため必要な事項を含む。)の締結を要するものであること。	④ 第12条の3第1項第4号関係上記①から③までの業務に係る記録の作成及び保管を要するものであること。	
(新設)	2 製造業者等は、原料等のうち製品品質に影響を及ぼすものについて、当該原料等の製造管理及び品質管理の方法に関する事務法に関する事務と文書により必要な取決め(品質保証に係る業務を担当する組織がGCTP省令第12条の3第1項各号の業務を適切に行うため必要な事項を含む。)の締結を要するものであること。 ただし、当該取決めが、当該原料等を使用する製品に係る製造販売業者又は再生医療再生医療等製品等特別承認得者と当該供給者との間において締結されている場合は、この限りでないものであること。例えば、再生医療等製品の有効成分として使用される原料について、その再生医療等製品の製造販売業者と当該原料の供給者との間ににおいてGQP省令第7条の規定により必要な取決めが締結されている場合は、当該原料を使用する製造業者等と当該原料の供給者との間での取決めの締結を要しないものであること。	① 各原料等が製品品質に影響を及ぼすものかどうかについては、GCTP省令第12条第2項第5号と同様に、製造業者等において各原料等の品質リスクを特定し、評価した結果に基づいて判断されるべきものであること。 ② 再生医療等製品の有効成分として使用される原料の供給者の管理については、P1C/Sの関連ガイドライン文書PI 047 Annex "GUIDELINE ON THE PRINCIPLES OF GOOD DISTRIBUTION PRACTICE OF ACTIVE SUBSTANCES FOR MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE" 等が参考になるものであること。また、有効成分以外の原料の供給者の管理については、P1C/Sの関連ガイドライン文書 PI 045 "GUIDELINES ON THE FORMALISED RISK ASSESSMENT FOR ASCERTAINING THE APPROPRIATE GOOD MANUFACTURING PRACTICE FOR EXCIPIENTS OF MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE" 等が参考になるものであること。さらに、ヒト(自己)細胞加工製品の出発原料に関するトーサービリティ等、再生医療等製品に特有の事項に関する供給者管理については、P1C/Sの関連ガイドライン文書 "ANNEX 2A MANUFACTURE OF ADVANCED THERAPY MEDICINAL PRODUCTS FOR HUMAN USE" 等が参考になるものであること。 ③ 製品品質に影響を及ぼす原料等について、その供給者を変更するときには、当該変更に関するGCTP省令第16条の規定による適切な管理を要するほか、必要に応じて、変更後の供給者からの原料等を使用して同令第14条に規定するバリデーション等を行うことが求められる。	18 第12条の4 (外部委託業者の管理) 関係	(1) 製造・品質関連業務の一部を外部委託業者に委託する場合には、当該外部委託業者と文書により必要な取決めの締結を要するものであること。ただし、当該取決めが、当該製造・品質関連業務等製品特別承認取得者と当該外部委託業者との間ににおいて締結されている場合には、は、この限りでないものであること。例えば、GCTP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査を外部委託業者(外部試験検査機関)に委託して行う場合であって、当該試験検査が行われる製品に係る製造販売業者と当該外部委託業者(外
(新設)	(外部委託業者の管理)	(新設)	第十二条の四 製造業者等は、試験検査その他の製造・品質関連業務の一部(他の事業者に行わせるることに限る。)を外 bureauに委託する場合においては、当該外部委託業者と文書により必要な取決めを締結しなければならない。ただし、当該取決めが、当該製造・品質関連業務等製品特別承認取得者と当該外部委託業者との間ににおいて締結されている場合には、この限りでないものであること。例えば、GCTP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査を外部委託業者(外部試験検査機関)に委託して行う場合であって、当該試験検査が行われる製品に係る製造販売業者と当該外部委託業者(外	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考	
	<p>の承認を受けた者と当該外部委託業者との間において締結されている場合においては、この限りでない（次項第一号において同じ。）。</p>		<p>部試験検査機関との間においてGCIP省令第7条の規定により必要な取決めが締結されているときは、当該試験検査に係る製品の製造業者等と当該委託業者（外部試験検査機関）との間での取決めの継続を要しないものであること。</p> <p>① GCIP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査を外部委託業者（外部試験検査機関）に委託して行う場合には、外部委託業者（外部試験検査機関）とあらかじめ、同項第3号の文書による作業の指示、同項第4号の記録の作成及び信頼性確保の方法（試験検査の結果の伝達等の相互の連絡方法を含む。）、試験検査を行うに当たつて必要な技術的条件及び検体の運搬時における管理の方法、外部委託業者（外部試験検査機関）が委託された試験検査に係る業務（試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整備並びに計器の校正を含む。）を適正かつ円滑に行つているかどうかについて同条第3項第2号の定期的な確認の方法等、必要な事項について取り決めておくことが求められる。</p> <p>② 外部委託業者に委託しうる製造・品質関連業務としてには、GCIP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査のほか、例えば次に掲げる業務が考えられるが、これらの業務のみに限定されるものではなく、また、いずれも他の事業者に行わせることにつき支障がないと認められる範囲に限られるものであること。</p> <p>ア. GCIP省令第10条第1項第1項に規定する構造設備の清掃及び保守</p> <p>イ. GCIP省令第12条第2項第2号に規定する検体及び試験検査用標準品の保管</p> <p>ウ. GCIP省令第12条第1項に規定する最終製品の参考品並びに第2項第5号に規定する原料等の参考品の保管及び試験検査</p> <p>エ. GCIP省令第12条第2項第6号に規定する設備及び器具の点検整備並びに計器の校正</p> <p>オ. GCIP省令第12条の2第1項第3号に規定する安定性モニタリングに係る検体の保管及び試験検査</p> <p>カ. GCIP省令第20条第1項第1号に規定する自己点検シート、GCIP省令第22条第1項第3号に規定する文書及び記録の保管</p> <p>シ. GCIP省令第11条第1項第19号に規定する汚染物及び動物死体の処置</p> <p>ス. GCIP省令第11条第1項第21号及び第22号に規定する生物由来原料に関する記録の保管</p> <p>セ. GCIP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査並びに上記ウ、及びオ.の試験検査のうち委託されたものについて、当該外部試験検査機関における試験検査の方法が期待される結果を与えることを検証するバリデーションに係るGCIP省令第14条第1項各号の業務</p> <p>なお、上記ウ、及びオ.の試験検査に係る外部試験検査機関について、必ずしも当該試験検査に係る再生医療等製品の承認事項につながる場合は、GCIP省令第12条の5の規定による適切な管理を要するものであること。</p> <p>（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならぬ</p>	<p>（新設）</p> <p>2. 製造業者等は、あらかじめ指定した者に手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならぬ</p>	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	外部委託業者との取決めの締結に際して、当該外部委託業者の適性及び能力について確認すること。	(新設)	は、当該委託に係る製造・品質関連業務を熟知している職員を当該外部委託業者の管理の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GJTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。	
(新設)	外部委託業者が当該委託に係る製造・品質関連業務を適正かつ円滑に行つているかどうかについて定期的に確認するとともに、必要に応じて改善を求めること。	(新設)	① 第12条の4第2項第1号関係外部委託業者との取決めの締結に際して、当該外部委託業者の適性及び能力の確認をするものであること。ただし、当該取決めが、当該製造・品質関連業務が行われる製品に係る製造販売業者又は外国製造再生医療等製品等特別承認取得者と当該外部委託業者との間において船舶されいる場合には、この限りでないものであること。 ② 第12条の4第2項第2号関係外部委託業者が当該委託に係る製造・品質関連業務を適切かつ円滑に行つているかどうかにについて定期的に確認するとともに、必要に応じて当該外部委託業者への改善請求を行ふものであること。当該委託に係る製造・品質関連業務が行われる製品に係る製造販売業者との取決めに基づき、当該製造販売業者がGQTP省令第10条第1項第1号の規定により定期的に確認した結果及び同条第2項第1号の規定により指示した結果を共有することは差し支えがないものであること。	
(新設)	前二号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	(新設)	③ 第12条の4第2項第3号関係上記①及び②の業務に係る記録の作成及び保管を要するものであること。	
(新設)	（製造所から出荷の管理）第十三条 製造業者等は、品質部門に、品質保証係に係る業務を担当する組織等に評価し、手順書等に基づき、製造・品質関連業務を適切に評価し、製品の製造所からの出荷の可否を決定する業務を行わなければならない。	(製造所から出荷の管理) 第十三条 製造業者等は、品質部門に、品質保証係又は品質管理等に基づき、製造・品質管理及び品質管理の結果を適切に評価し、製品の製造所からの出荷の可否を決定する業務を行わなければならない。	13. 第13条（製造所からの出荷の管理）関係 (1) この条は、製造業者等が、品質部門に、製造所の出荷に係る業務を担当する組織等に評価し、製品の製造所からの出荷の可否を決定する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。 19. 第13条（製造所からの出荷の管理）関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において品質保証係に係る業務を担当する組織に行わせるものであること。	
		(2) 製造所からの製品の出庫については、試験検査の結果が判明し、出荷の可否の決定をした後に行うことが原則であるが、製造所から同一製造業者等の製品等又は資材の保管のみを行う包装等区分製造所への出庫においては、試験検査の結果が判明する前に行うことができる出荷の可否の判断が可能であること。 この場合においては、包装等区分製造所における出荷の可否を決定する業務を行わせなければならない。	(下に移動している) また、製品の有効期間又は使用の期限が短いために、無菌試験のような実施に一定の日数を要する試験検査の結果の判明を待たずに出荷の可否の決定を行わざるを得ない場合において、次の要件を満たすときには、例外的に、当該試験検査の結果の判明を待たずに出荷の可否の決定を行っても差し支えないこと。 ア. 製造販売承認書においてそのような決定を行うことが認められていること。 イ. 製品の出庫後に規格外の試験検査結果が得られた場合において採るべき措置（当該製品に係る再生医療等製品を使用する医療施設等との連絡を含む。）があらかじめ手書き等に規定されていること。	
		(3) 第1項の「製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、製品の製造所からの出荷の可否を決定する」	① 製造・品質関連業務が適切に行われたかどうかの評価及び製品の製造所からの出荷の可否の決定については、当	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
2 前項の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する者でなければならない。	2 前項の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する者でなければならない。	(4) 第2項の「業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する」とは、業務の内容と実務経験及び品質管理状況等を把握した上で出荷等を照らし合わせた上でその業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する者であることを製造業者等として判断していることを求めているものであること。	(2) 上記(1)の業務（製造所からの出荷の管理に係る業務）を行う者については、P1C/SのGMPガイドラインにおけるオーソライズドバーソン（Authorised Person(s)）の役割を担うものであり、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち、その製造所における製造・品質関連業務の種類及び内容、当該職員の業務経験並びにGCTP省令第21条の規定による教育訓練の経歴等に鑑みて、当該業務を適正かつ円滑に実施しうる能力を有する責任者を選任し、その職責及び権限を含め、同令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。	該可否の決定に係る製品について、GCTP省令第11条第9号の規定による製造部門からの文書による報告、同令第12条第1項第7号の規定による判定の結果、同令第5項の規定による確認等を踏まえて、その製造所における製造・品質関連業務の状況をロットごと（ロットを構成しない製品については製造番号ごと）に把握した上で、当該評価及び決定がなされたものであること。
3 製造業者等は、第一項の業務を行つて、支障が生ずることがないようにしなければならない。	3 製造業者等は、第一項の業務を行つて、支障が生ずることがないようにしなければならない。	(新設)	(新設)	(3) 製造業者等は、上記(1)の業務（製造所からの出荷の管理に係る業務）を行う者が当該業務を行つて、支障を生じないようにしなければならないものであること。
4 製造業者等は、第一項の決定が適正に行われるまで製造所から製品を出荷してはならない。	4 製造業者等は、第一項の決定が適正に行われるまで製造所から製品を出荷してはならない。	(2) 製造所からの製品の出庫については、試験検査の結果が判明し、出荷の可否の決定をした後にを行うこと(中略)	(2) 製造所からの製品の出庫については、試験検査の結果が違つたため、上からのコピーー菌試験のような実施に一定の日数を要する試験検査の結果の判明を待たずに、出荷の可否の決定を行つて、得られない場合において、次の要件を満たすときは、当該試験検査の結果の判明を待たずに出荷の可否の決定を行つて、当該試験検査の結果の判明を待たずに出荷の可否の決定を行つても差し支えないこと。	(4) 上記(1)の決定（製品の製造所からの出荷の可否の決定）が適正に行われるまで、製造所から製品を出荷してはならないものであること。
		ア、製造販売承認書においてそのような決定を行うことが認められていること。	ア、当該製品に係る再生医療等製品の承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の要事項に関する法令又はこれに基づく命令若しくは处分のうち品質に関する事項として、所定の試験検査の一部について結果の判定が行われる前に、製品の製造所からの出荷の可否の決定を行つて、当該試験検査の一部について結果が判明する前に上記(1)の決定を行わざる得ない製品を製造する場合であつて次に掲げる事項に合致するときは、当該試験検査の結果の判定が行われる前に、製品の製造所からの出荷の可否の決定を行つて、当該試験検査の結果が得られた場合において、当該製品に係る再生医療等製品の承認事項、法第42条第1項の規定により定められた基準その他の要事項に関する法令又はこれに基づく命令若しくは处分のうち品質に関する事項として、所定の試験検査の一部について結果の判定が行われる前に、製品の製造所からの出荷の可否の決定を行つて、当該試験検査の一部について結果が判明した後に判明した試験検査の結果が得られた場合において、当該製品に係る再生医療等製品の回収の判断に必要な情報の提供等、所要の措置をとること。なお、当該連絡等については、GQ省令第7条第6号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知
		(前略) 製造所から専ら同一製造業者等の製品等又は資材の保管のみを行う包装等区分製造所への出庫については、試験検査の結果が判明する前に製品を出すことができること。この場合には、包装等区分製造所における出荷の可否の決定に当該二製造所に係る試験検査結果を包括して評価すること。 (後略)
		※位置が違つたため、上からのコピー
(パリデーション又はペリフィケーション) 第十四条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。 （1）この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、パリデーション及びペリフィケーション（以下「パリデーション等」という）に係る業務を行なうものであること。 （2）第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の実施に当たつては、必要に応じ品質リスクマネジメントを活用すること。	14. 第14条(パリデーション又はペリフィケーション) 関係 （1）この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、パリデーション及びペリフィケーション（以下「パリデーション等」という）に係る業務を行なうものであること。 （2）第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において適切に規定しておくこと。	
（パリデーション又はペリフィケーション) 第十四条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。 （1）この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行なうものであること。 （2）第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の実施に当たつては、必要に応じ品質リスクマネジメントを活用すること。	14. 第14条(パリデーション又はペリフィケーション) 関係 （1）この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行なうものであること。 （2）第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において適切に規定しておくこと。	
一 次に掲げる場合においてパリデーションを行うこと。ただし、やむを得ない理由によりパリデーションを行なうことができない場合には、ペリフィケーションを行うこと。	一 次に掲げる場合においてパリデーションを行うこと。ただし、やむを得ない理由によりパリデーションを行なうことができない場合には、ペリフィケーションを行うこと。	
イ 当該製造所において新たに製品の製造を開始する場合	イ 当該製造所において新たに製品の製造を開始する場合	
口 製造手順等に製品の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合	口 製造手順等について製品品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合	
		② その製造業者等他の再生医療等製品包装等区分製造所又は保管のみを行う製造所における保管のため製品を搬送する場合には、GCP 省令第12 条第1項第7号の規定による判断が行われる前に製品を出すことは差し支えないのであること。この場合、その再生医療等製品包装等区分製造所又は保管のみを行う製造所からの出荷の可否の決定に際して、当該2製造所における製造・品質連携業務が適切に行われたかどうかについて包括して評価することを要するものであることに、GCP 省令第9条第1項の手順書に適切に定めておくことが求められる。
		21. 第14条(パリデーション又はペリフィケーション) 関係 （1）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に合わせるパリデーション及びペリフィケーション（以下「パリデーション等」という）に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、パリデーションの対象となる構造設備、手順、工程等に関して熟知している職員を当該パリデーション等の責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP 省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
		① 第4条第1項第1号関係 パリデーション及びペリフィケーションを行うに当たつては、GCP 省令第4条第1項の規定による品質リスクマネジメントの活用及び同令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査とともに、「パリデーション等基準」又はこれと同等以上の海外のガイドライン（例えば、PIC/SのGMPガイドラインのアナクス15 及び関連する推奨文書 PI-006 “VALIDATION, MASTER PLAN, INSTILLATION, AND OPERATIONAL QUALIFICATION, NON-Sterile Process Validation, Cleaning Validation” 等）を参照することが求められる。
		ア、第14条第1項第1号イ関係 「当該製造所において新たに製品の製造を開始する場合」に製造品について、その製造所において新たに製造を開始した新製品目を導入する場合を指すものであること。承認再生医療等製品にあっては、その製造所及び製造工程（保管を含む。）を含めて、当該再生医療等製品の承認事項によることが前提であり、承認事項の一部部変更承認において製造所が追加又は変更される場合を含むものであること。
		イ、第14条第1項第1号ロ関係 「製造品等について製品品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合」とは、原料、資材、製造工程、構造設備等について、製品の品質に大きな影響を及ぼすことなどが予想される変更を行なうとする場合をいふものであること。
		（5）第1項第1号ロの「製品の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合」とは、原料、資材、製造工程、構造設備等について、製品の品質に大きな影響を及ぼすことなどが予想される変更を行なうとする場合をいふものであること。
		MT JAPAN様のご指摘を踏まえて修正

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案の一部変更承認を要する可能性があるものであること。	備考
ハ その他製品の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合	(6) 第1項第1号ハの「その他製品の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合は、第1項第1号イ及びロ以外の「バリデーション等に基づく」に掲げる場合が含まれるものであること。	ハ その他製品の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合は、第1項第1号ハの「その他製品の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合」とは、第1項第1号イ及びロ以外の「バリデーション等に基づく」に掲げる場合が含まれるものであること。	ウ、第14条第1項第1号ハ関係に必要と認められる場合には、「その他製品の製造管理及び品質管理を適切に行うためには、無菌性保証に係る重要な工程の定期的なバリデーション等が含まれるほか、例えば、製品の試験検査( GCTP省令第12条の2第1項第3号に規定する試験検査を含む。)においてOOSが発生又はそのおそれがある場合、同令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査の結果からバリデーション等を行うことを要する場合等が考えられるものであること。	
ニ バリデーション又はバリフィケーションの計画及び結果を、品質保証に係る業務を担当する組織に対して文書により報告すること。	ニ バリデーション又はバリフィケーションの計画及び結果を、品質保証に係る業務を担当する組織に対して文書により報告すること。	② 第14条第1項第2号関係バリデーション等の計画及び結果について、品質保証に係る業務を担当する組織への文書による報告を要するものであること。	(2) 上記(1)のバリデーション等の結果から、その製造所における製品の品質管理又は品質管理に係る業務を担当する組織に行わせる製品品質の照査に係る業務を要するものであること。	
2 製造業者等は、前項第一号のバリデーション又はバリフィケーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。	2 製造業者等は、前項第一号のバリデーション又はバリフィケーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。	15. 第15条(製品の品質の照査)関係 (製品品質の照査) 第十五条规定業者等は、品質保証に係る業務を担当する組織に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。 （1）この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならないことを規定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。	22. 第15条(製品品質の照査)関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において品質保証に係る業務を担当する組織に行わせる製品品質の照査に係る業務について規定するものであること。 （2）製品の品質の照査は、定期的又は随時、製品の品質に関する結果、状況等について照査及び分析を行うことにより、製品が適切に管理された状態で製造されているか、又は改善の余地があるかを確認するために実施するものであること。	① 第15条第1項第1号関係 製造工程(保管を含む。)並びに原料、資材及び製品(中間製品を含む。)の規格(製品標準書又はGCTP省令第9条第1項の手順書に記載されているもの。原料等の規格については、同令第12条の3第1項第1号の規定による。)の妥当性(GCTP省令第4条第2号の品質目標を達成するまでの妥当性)を検証することを目的として、定期的に過去に行われた製品品質の照査の結果を考慮した上で、通常1年ごと)又は随時に、製品品質の照査としては、例えば、ある製品(中間製品を含む。)の試験検査においては、例えば、あることが頻発する場合において、当該製品(中間製品を含む。)及び規格並びに使用する原料等の規格についてOOSについて妥当性を再検証することを目的として、随時に製品品質の照査を行うなどと考えられるが、そうした場合のみに限定されるものではない。
一 製造工程の一貫性及び製品等の規格の妥当性について検証することを目的として、定期的に又は随時に、製品の品質の照査を行うこと。	一 製造工程並びに原料、資材及び製品の規格の妥当性を検証することを目的として、定期的に又は随時に、製品の品質の照査を行うこと。	(3) 第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において適切に規定しておくこと。	(削除：照査の定義として、定義の項に移動)	② 第15条第2号関係
二 前号の照査の結果を品質部門に対し	二 前号の照査の結果を製造管理者に			

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
して文書により報告すること。 三 前号の報告について品質部門の確認を受けること。	対して文書により報告すること。		製品品質の照査を行った結果について、製造管理者への文書による報告をするものであること。	A. 品質保証に係る業務を担当する組織からの当該報告書を踏まえ、製造管理者によりGCIP省令第6条第1項第1号及び第2号の業務が行われるものであること。 イ. 当該報告書を作成し、承認を行う業務については、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち、品質の照査に関する業務を担当する職員を作成及び承認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCIP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
2 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第三号の確認の記録を作成させ、保管されることとともに、製造管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。	2 製造業者等は、第一項第一号の照査の結果に基づき、製造管理若しくは品質管理に關して改善を要する場合又はバリデーション若しくはベリファイケーションを行いうことを要する場合には、所要の措置を探ることとともに、当該措置に依る記録を作成し、これを保管しなければならない。		(2) 製品品質の照査の結果から、その製造所における製品の製造管理若しくは品質管理に關して改善を要する場合は又はGCIP省令第14条に規定するバリデーション若しくはベリファイケーションを行いうことを要する場合には、製造管理者からの報告を踏まえ、所要の措置(GCIP省令第7条第2項に規定する事務官の適切な配置 同様第3項に規定する人員の十分な確保、同様第4項に規定する管理体制の整備、その他必要な資源の配分、同令第14条に規定するバリデーション若しくはベリファイケーションを行うこと等)をとるとともに、当該措置の記録の作成及び保管を要するものであること。なお、法第18条第4項の規定により、再生医療等製品の製造業者は、法第17条第7項の規定により述べられた製造管理者の意見を尊重するどもに、法令遵守のために措置を講ずる必要があること。は当該措置を講ずること等を要するものであること。	
(変更の管理) 第十六条 製造業者等は、製造手順等について、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合には、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	(変更の管理) 第十六条 製造業者等は、製造手順等について、原料、資材若しくは製品の規格又は製造設備、手順、工程等について変更を行う場合には、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	16. 第16条(変更の管理)関係	(1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、変更の管理に關する業務を行わせなければならぬことを規定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (2) この条の規定は、製造所の構造設備並びに手順、品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更の全てに適用されるものであること。	23. 第16条(変更の管理)関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において原 料、資材若しくは製品(中間製品を含む。)の規格又は製造所の構造設備、手順、工程等について変更(原料等の供給者又は外部委託業者を変更する場合を含む。以下同じ。)を行おうとする場合にあらかじめ指定した者に行わせる業務について規定するものであること。
一 当該変更による製品の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて品質部門の承認を受けれどもに、その記録を作成し、これを保管すること。	一 当該変更による製品品質及び承認事項への影響を評価すること。	(4) 変更後に製造又は試験検査を行った最初の連続する複数のロット番号又は製造番号の製品については、当該変更による影響の程度についての評価等(必要に応じ品質リスクマネジメントを活用し、変更時のバリデーションその他適切な方法によること。)を行うこと。	① 第16条第1項第1号関係 当該変更による製品品質及び承認事項への影響の評価を要するものであること。承認事項が変更されることに伴う変更の場合には、変更後の承認事項に従っているかどうか( GCIP省令第3条の2参照。)についての評価を要するものであること。	

現行省令 (新設)	改正省令 二 前号の評価の結果から、当該変更 が製品品質若しくは承認事項に影響を 及ぼす場合又はそのおそれがある場合 には、当該変更に関連する製品に係る 製造販売業者及び法第二十三条の三十 七第一項の承認を受けた者における連 絡し、確認を受けること。 (新設)	現行課長通知 (新設)	改正課長通知案 ② 第16条第1項第2号関係 上記①の評価の結果から、当該変更が製品品質若しくは承 認事項に影響を及ぼす場合又はそのおそれがある場合に は、当該変更に関連する製品に係る製造販売業者及び外國 製造再生医療等製品等特例承認取得者への事前の連絡及 び確認を要するものであること。(なお、当該製造販売業者 への事前の連絡及び確認については、GQP省令第7条第 5号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国 製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものである ことが求められる。 ③ 第16条第1項第3号関係 上記①及び②の評価及び確認の結果に基づき、当該変更を 行うことについて品質保証に係る業務を担当する組織に おける承認を要するものであること。品質保証に係る業務 を担当する組織の職員から、当該変更の承認の責任者をあ らかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7 条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求 められる。
			④ 第16条第1項第4号関係 上記③の承認を受けて変更を行うに際して、当該変更が反 映されるべき全ての関連文書(製品標識書及びGCTP省令 第9条第1項の手順書のほか、製造指図書、試験検査指示 書等を含む)が確実に訂正され、関連する職員への教育 訓練等を通じて当該変更の内容が徹底されることを確保 することを趣旨とするものであること。(なお、当該文書の 改訂についても、GCTP省令第22条第1項の規定による 適切な管理を要するものであること。
			⑤ 第16条第1項第5号関係 上記①から④までの業務に係る組織及び製造管理者への文書による 報告を要するものであること。当該文書による報告を踏ま え、品質保証に係る業務を担当する組織においてGCTP省 令第6条第3号の業務、製造管理者により同令第6 条第1項第1号の業務が行われるものであること。
			⑥ 第16条第1項第6号関係 上記①から⑤までの業務に係る記録の作成及び保管を要 するものであること。
			(2) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において品質 保証に係る業務を担当する組織(上記(1)の変 更(原料、資材若しくは製品(中間製品を含む)の規格 又は製造所の構造設備、手順、工程等についての変更)を行 った後の業務について規定するものであること。
			① 第16条第2項第1号関係 製品品質への影響(製品品質に好ましくない又は意図しな い影響が生じないかどうか等)を再確認し、当該変更 の目的(GCTP省令第3条の3第2号の品質目標を含む)が達成され ていることを確認するための評価を要するもの であること。 ア、製造業者等において当該変更の品質リスクを特定し、 評価した結果に基づいて、当該変更の目的が達成され ることを確認するための評価面に要する製品のロット数、製 造期間等をあらかじめ定めた上で、当該評価を行うことが 可能となり次第、遅滞なく製品品質への影響を再確認する ことが求められる。 イ、製造手順等について製品品質に大きな影響を及ぼす要

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	二 製品品質又は承認事項に影響を及ぼす変更を行った場合においては、当該製品に係る製造販売業者及び品保証に係る業務を担当する組織への報告書の評価を含むものであること。	(新設)	更が行われた場合には、GCCTP省令第14条に規定するバリデーション等の結果(同条第1項第2号の規定による品質保証に係る業務を担当する組織への報告書)の評価を含むものであること。	
(新設)	三 前二号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	(新設)	(2) 第16条第2項第2号関係 製品品質又は承認事項に影響を及ぼす変更を行った場合には、当該変更に開示する製品に係る製造販売業者及び外国製造販売業等製品等特別承認取得者への連絡を要するものであること。なお、当該連絡について、上記(1)②の確認を受けていることをもって代替しうるものではないこと。なお、当該製造販売業者への連絡については、GQP省令第7条第2号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。	
(新設)	一 逸脱の内容を記録すること。	17. 第17条(逸脱の管理)関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、製造手順等からの逸脱の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。当該業務に当たつた場合には、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (2) この条の規定は、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法からの逸脱の全てに適用されるものであること。 (3) 第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者とあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書に切に規定しておくこと。	① 第16条第2項第3号関係 上記①及び②の業務に係る記録の作成及び保管を要するものであること。 24. 第17条(逸脱の管理)関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等の製造所において構造設備、手順、工程等からの逸脱が生じた場合にあらかじめ指定した者に行われる業務について規定するものであること。なお、OO-Sが生じた場合には、GQP省令第12条第2項第7号の規定によるものであること。あらかじめ指定した者については、逸脱が生じた場合における業務を熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、同令第7条に記載するどとも、当該逸脱による影響を調査し、その結果について、品質保証に係る業務を担当する組織への文書による報告及び確認を要するものであること。	
(新設)	一 逸脱の内容を記録するとともに、逸脱したことによる影響を調査し、その結果について文書により報告し、確認を受けること。	二 重大な逸脱が生じた場合には、重大な逸脱が生じた場合においては、前に掲げる業務を行うこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を採ること。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するところ。 ハ 口の規定により報告された評価の結果及び措置について記録を作成し、文書により報告すること。	(4) 第1項第2号は、製造業者等が、製造手順等から逸脱したことによる影響を調査し、その結果について文書により報告し、確認を受けること。 (5) 第1項第2号イ、ロ及びハの規定は、「逸脱による製品の品質への評価」及び「所要の措置」が重要な業務であることから、それらの結果及び内容について品質部門へ報告し、その確認を受けること。	
二 重大な逸脱が生じた場合には、次に掲げる業務を行うこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を採ること。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、文書により報告すること。	二 重大な逸脱が生じた場合には、前号に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を採ること。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、文書により報告すること。	二 重大な逸脱が生じた場合には、前号に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を採ること。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、文書により報告すること。	(4) 第1項第2号は、製造業者等が、製造手順等から逸脱したことによる影響を調査し、その結果について文書により報告し、確認を受けること。 (5) 第1項第2号イ、ロ及びハの規定は、「逸脱による製品の品質への評価」及び「所要の措置」が重要な業務であることから、それらの結果及び内容について品質部門へ報告し、その確認を受けること。	
三 所要の是正措置及び予防措置をとること。	ハ 所要の是正措置及び予防措置をとること。	ハ 所要の是正措置及び予防措置をとること。	(4) 第1項第2号は、製造業者等が、製造手順等から逸脱したことによる影響を調査し、その結果について文書により報告し、確認を受けること。 (5) 第1項第2号イ、ロ及びハの規定は、「逸脱による製品の品質への評価」及び「所要の措置」が重要な業務であることから、それらの結果及び内容について品質部門へ報告し、その確認を受けること。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
			<p>えて、所要の是正措置及び予防措置をとらなければならぬものであること。</p> <p>ウ、上記ア、及ヒイ、の内容について、品質保証に係る業務を担当する組織への文書による報告及び確認を要するものであること。当該文書による報告及び確認を行なうに係る業務を担当する組織に於てGCTP省令第6条第1項第3号の業務が行なわれるものであること。</p> <p>エ、上記イ、の是正措置及び予防措置をとった上でなおも同様の逸脱が再発する場合には、逸脱を生じた製造手順等の妥当性を再検証することを目的として、GCTP省令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査を行うことが考慮されるものであること。</p> <p>なお、重大な逸脱と判断しなかった場合にあっても、当該逸脱に起因して最終製品の有効期間中にOOSを生じる可能性が否定できないときは、該当する製品ロットについて、当該逸脱による影響の程度を評価することを目的として、GCTP省令第12条の2の規定による安定性モニタリングを行うこと等が望ましいものであること。</p>	
(新設)		三 前二号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	<p>(新設)</p> <p>(3) 第17条第1項第3号關係上記①及び②の業務に係る記録の作成及び保管をするものであること。</p> <p>スケジュールに沿つて漸次に作成し、その時点では是正措置及び予防措置の記録については、当該措置の進捗状況及び品質保証に係る組織への文書による報告及び確認が求められる。</p>	
			<p>(6) 第2項の規定は、再生医療等製品製造管理者が第6条第1項第2号の業務を適切に遂行することがでるべきように、再生医療等製品製造管理者への報告を求めるものであること。</p> <p>(7) 重大なものと判断しなかった逸脱が発生した後に製造又は試験検査を行った最初の連続する複数のロット番号又は製造番号の製品について、原則として、当該逸脱による影響の程度についての評価等、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。</p>	
		二 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号ハの規定により確認した記録を作成させ、保管せることとともに、同号ロの記録とともに、製造管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。	<p>(2) 製造業者等は、品質保証に係る業務を担当する組織に於て、上記第6条第1項第2号の業務を適切に遂行することがでるべきように、再生医療等製品製造管理者への報告を求めるものであること。</p> <p>(1) 品質保証に係る業務を担当する組織からの当該報告書を踏まえ、製造管理者によりGCTP省令第6条第1項第1号、第2号及び第4号の業務が行われるものであること。</p> <p>(2) 当該報告書を作成し、承認を行う業務については、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち逸脱の管理に関する知識及び承認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。</p>	
			<p>18. 第18条 (品質等に関する情報及び品質不良等の処理) 関係</p> <p>(1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する事項が当該製造所に起因したことを見定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。</p> <p>(2) この条の規定は、当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、製品に係る全ての品質情報をについて適用されるものであること。</p> <p>(3) 第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において適</p>	
			<p>(品質等に関する情報及び品質不良等の処理) 関係</p> <p>(1) 再生医療等製品の製造業者等が製品に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得た場合にあらかじめ指定した者に行われる業務について規定するものである。製品に係る品質情報として、製品の製造に使用した原料等の品質に関する情報も含まれるものである。あらかじめ指定した者については、製品に係る品質情報を得たときの業務を熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定した者に、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。</p>	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を探ること。	一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関する改善が必要な場合には、所要の措置を探ること。	一切に規定しておくこと。	① 第18条第1項第1号関係 当該品質情報に係る事項がその製造所に起因するものであるか否かによらず、得られた品質情報を要するものである。当該記録の作成及び保管を要するものについて記載するものであること。 ア. 当該記録を作成した日付、当該記録の管理番号及び作成の責任者の氏名 イ. 製品に係る品質情報を最初に得た日付（第一報の入手日）及び関連する追加の品質情報を得た日付 ウ. 上記イの品質情報を提供した者の名称又は氏名及び所在地又は住所並びに提供した経緯 エ. 上記イの品質情報を図示する事項の発生又は判明した日付及び場所並びに製品品質に好ましくない影響を及ぼす又はそのある事象の詳細（関連する場所、物品种等の画像を含す。） オ. 上記イの品質情報を関連する原料、資材及び製品の名称（又は原料、資材若しくは製品の規格に記載する参考番号）及びロット番号（ロットを構成しない製品等については製造番号）又は管理単位番号（関連するロット、製造番号又は管理単位の範囲が重複する場合は、該範囲が特定された日付を付記する。）	
二 当該品質情報の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して文書により速やかに報告すること。	二 当該品質情報に係る事項がその製造所に起因するものでないことが明らかなる場合を除き、その原因を究明し、必要な場合に改善が必要な場合に品質関連業務に係る事項においては、所要的是正措置及び予防措置をとること。	(4) 第1項第2号の「当該品質情報の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した記録」とは、次の事項を含むものであること。 ア. 品質情報対象製品の名稱、構造、特性、包装形態及びロット番号又は製造番号 (イ) 品質情報に係る事項の発生年月日及び発生場所並びに申出者の住所及び氏名 (ウ) 品質情報の内容及び申出経緯 イ. 原因究明の結果 (ア) 品質情報に係る製品についての調査結果（調査した市場名、当該製品の流通状況及び使用状況、当該製品のロット番号又は製造番号以外の製品との関連性等） (イ) 品質情報に係る製品の参考品についての試験検査等の結果 (ウ) 品質情報に係る製品に関連する試験検査記録についての調査結果 (エ) 品質情報に係る製品に関連する製造記録、保管記録及び衛生管理記録についての調査結果 ウ. 原因究明の結果に基づく判定 エ. 改善措置の内容 オ. 関連する製造記録の参照	(2) 第18条第1項第2号関係 当該品質情報に係る事項がその製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、その原因を究明し、製造・品質関連業務に係る事項については、所要的是正措置及び予防措置をとらなければならないものであること。 所要的是正措置及び予防措置をとった上でなおも同様の品質情報又は品質不良が再発する場合には、GCTP省令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査を行うことが考慮されるものであること。	② 第18条第1項第3号関係 上記②の原因究明の結果並びに是正措置及び予防措置の記録を作成し、保管するとともに、品質保証による業務を担当する組織への文書による速やかな報告及び確認を要するものであること。 ア. 原因究明の結果の記録には、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。 (ア) 当該記録を作成した日付、当該記録の管理番号及び
三 前号の報告について品質部門の確認を受けること。	三 前号の原因究明の結果並びに是正措置及び予防措置の記録を作成し、これを保管するとともに、品質保証に係る業務を担当する組織に対して文書による速やかな報告し、確認を受けること。	(5) 第1項第2号及び第3号の規定は、第1項第1号の品質情報に係る事項の原因究明及び措置は製品の品質に重大な影響を及ぼしうる業務であるため、それらについての品質部門への報告及び品質部門による確認を求めているものであること。	③ 第18条第1項第3号関係 上記②の原因究明の結果並びに是正措置及び予防措置の記録を作成し、保管するとともに、品質保証による業務を担当する組織への文書による速やかな報告及び確認を要するものであること。 ア. 原因究明の結果の記録には、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。 (ア) 当該記録を作成した日付、当該記録の管理番号及び	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
		び作成の責任者の氏名	(イ) 品質情報に関連する製品について、製造所からの出荷後の状況（関連する製品ロットの出荷先、他の製造所において製造の用に供される製品にあつてはその使用状況、最終製品にあつては市場流通の状況、有効期間等）に関して調査した結果 (ウ) 品質情報に関連する原料、資材及び製品について、参考品の試験検査を行った結果 (エ) 品質情報に関連する最終製品について、保存品との同一性を確認した結果 (オ) 品質情報に関連する原料、資材及び製品のロット（ロットを構成しない製品等については製造番号）又は管理単位に係る試験検査記録を照査した結果 (カ) 品質情報に関連する製品のロット（ロットを構成しない製品については製造番号）に係る製造、保管及び出納に関する記録を照査した結果 (キ) 製造所の構造設備及び職員の衛生管理に関する記録を照査した結果 (ク) 上記（イ）から（キ）までの調査及び照査等の結果から特定された原因	(イ) 品質情報に関連する製品について、製造所からの出荷後の状況（関連する製品ロットの出荷先、他の製造所において製造の用に供される製品にあつてはその使用状況、最終製品にあつては市場流通の状況、有効期間等）に関して調査した結果 (ウ) 品質情報に関連する原料、資材及び製品について、参考品の試験検査を行った結果 (エ) 品質情報に関連する最終製品について、保存品との同一性を確認した結果 (オ) 品質情報に関連する原料、資材及び製品のロット（ロットを構成しない製品等については製造番号）又は管理単位に係る試験検査記録を照査した結果 (カ) 品質情報に関連する製品のロット（ロットを構成しない製品については製造番号）に係る製造、保管及び出納に関する記録を照査した結果 (キ) 製造所の構造設備及び職員の衛生管理に関する記録を照査した結果 (ク) 上記（イ）から（キ）までの調査及び照査等の結果から特定された原因
		四 前号の報告及び確認の記録を作成し、これを保管すること。  (新設)	(6) 第2項の規定は、製造管理者が第6条第1項第2号の業務を適切に遂行することができるよう、製造管理者への報告を求めているものであること。  2 製造業者等は、前項第三号の確認により品質不良又はそのおそれが判明した場合には、品質部門に、手順書等に基づき、当該事項を製造管理者に対して文書により報告させなければならぬ。	(2) 上記（1）（3）の確認により品質不良又はそのおそれが判明した場合には、当該品質不良又はそのおそれに関する事項について、品質保証に係る業務を担当する組織から製造管理者への文書による報告を要するものである。また、製造業者等は、所要の措置（当該品質情報に係る製造販売業者への速やかな連絡、製品回収の判断に必要な情報の提供等）をとることも、当該措置の記録の作成及び保管を要するものであること。 ① 品質保証に係る業務を担当する組織からの当該報告書を踏まえ、製造管理者によりGCTP省令第6条第1項第4号の業務が行われるものであること。 ② 当該報告書を作成し、承認を行う場合には、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち、品質不良等の処理に関して熟知している職員を作成及び承認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。 ③ 当該製造販売業者への連絡、情報の提供等について、GQTP省令第7条第6号の規定により当該製造販売業者が製造業者又は外国製造業者と取り決めた事項に照らして適切なものであることが求められる。
			(逸脱の管理) 第十七条 製造業者等は、製造手順等からの逸脱（以下単に「逸脱」という。）が生じた場合には、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次指定了した者に、手順書等に基づき、次	17. 第17条（逸脱の管理）関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、製造手順等の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものであること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じて品質リス

現行省令	改正省令	現行課長通知	改正課長通知案	備考
「に掲げる業務を行わせなければならぬ。」	「に掲げる業務を適切に行わせなければならない。」	クラマネジメントの活用を考慮すること。 (2) この条の規定は、製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法からの逸脱の全てに適用されるものであること。 (3) 第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において適切に規定しておくこと。	G C T P省令第12条第1項第7号の規定によるものであること。あらかじめ指定した者については、逸脱が生じた場合における業務を熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、同令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。	
一 逸脱の内容を記録すること。	一 逸脱の内容を記録するとともに、逸脱したことによる影響を調査し、その結果について品質保証に係る業務を担当する組織に対して文書により報告し、確認を受けること。	(4) 第1項第2号は、製造業者等が、製造手順等から逸脱が生じた場合において、生じた逸脱が重大なものであると判断した場合（当該判断を行うに当たっては、品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。）において行うべき業務を規定したものであること。 (5) 第1項第2号イ、ロ及びハの規定は、「逸脱による製品の品質への評価」及び「所要の措置」が重要な業務であることから、それらの結果及び内容について品質部門へ報告し、その確認を受けることである。	① 第17条第1項第1号関係製品標準書及びG C T P省令第9条第1項の手順書に定められている事項に限らず、製造所の構造設備並びに手順工程その他の製造管理及び品質管理の方法に期待される状態が保たれていない場合には逸脱として、その内容を記録するとともに、当該逸脱による影響を調査し、その結果について、品質保証に係る業務を担当する組織への文書による報告及び確認をするものであること。 ② 第17条第2号の規定するものであること。	
二 重大な逸脱が生じた場合には、次に掲げる業務を行ふこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を探ること。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して文書により報告すること。 ハ 口頭の規定により報告された評価の結果及び措置について、品質部門の確認を受けること。	二 重大な逸脱が生じた場合は、次に掲げる業務を行うこと。 イ 逸脱による製品の品質への影響を評価し、所要の措置を探すこと。 ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して文書により報告すること。 ハ 所要の是正措置及び予防措置を上記のこと。	(4) 第1項第2号は、製造業者等が、製造手順等から逸脱が生じた場合において、生じた逸脱が重大なものであると判断した場合（当該判断を行うに当たっては、品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。）において行うべき業務を規定したものであること。 (5) 第1項第2号イ、ロ及びハの規定は、「逸脱による製品の品質への評価」及び「所要の措置」が重要な業務であることから、それらの結果及び内容について品質部門へ報告し、その確認を受けることである。	ウ 上記ア、及びイ、の内容について、品質保証に係る業務を担当する組織への文書による報告及び確認を要するものであること。当該文書による報告を踏まえ、品質保証に係る業務を担当する組織においてG C T P省令第6条第1項第3号の業務が行われるものであること。 エ、上記イ、の是正措置及び予防措置をとった上でなおも同様の逸脱が再発する場合には、逸脱を生じた製造手順等の妥当性を再検証することを目的として、G C T P省令第15条第1項第1号の規定による製品品質の照査を行うことが考慮されるものであること。 なお、重大な逸脱と判断しなかった場合にあっても、当該逸脱に起因して最終製品の有効期間中にOOSを生じる可能性が否定できないときは、該当する製品ロットについて、当該逸脱による影響の程度を評価することを目的として、G C T P省令第12条の2の規定による安定性モニタリングを行うこと等が望ましいものであること。	
(新設)	三 前二号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	(新設)	③ 第17条第3号関係上記①及び②の業務に係る記録の作成及び保管を要するものであること。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案
2 製造業者等は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号ハの規定により確認した記録を作成させ、保管されるとともに、同号ロの記録とともに、製造管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。	2 製造業者等は、品質に係る業務を担当する組織に、手順書等に基づき、前項第一号及び第二号に記載された記録を作成させ、保管せしめているものであること。 (7) 重大なものと判断しなかつた逸脱が発生した後に製造又は試験検査を行った最初の連続する複数のロット番号又は製造番号の製品に關しては、原則として、当該逸脱による影響の程度についての評価等、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。を行うこと。	(6) 第2項の規定は、再生医療等製品製造管理者が第6条第1項第2号の業務を適切に遂行することがでるべきであるように、再生医療等製品製造管理者への報告を求めるものであること。 (7) 重大なものと判断しなかつた逸脱が発生した後に製造又は試験検査を行った最初の連続する複数のロット番号又は製造番号の製品に關しては、原則として、当該逸脱による影響の程度についての評価等、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。を行うこと。	(2) 品質保証に係る業務を担当する組織において、上記(1)及び(2)の、確認に関する記録の作成及び保管並びに製造管理者による適切な報告を要するものであること。なお、これら記録の作成及び保管並びに報告は、重大な逸脱が生じた場合に限らないものであること。 ① 品質保証に係る業務を担当する組織からの当該報告書を踏まえ、製造管理者によりGCTP省令第6条第1項第1号、第2号及び第4号の業務が行われるものであること。 ② 当該報告書を作成し、承認を行う業務については、品質保証に係る業務を担当する組織の職員のうち、逸脱の管理に関して熟知している職員を作成及び承認の責任者に選任し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
(品質等に関する情報及び品質不良等の処理) 第十八条 製造業者等は、製品に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得たときは、その品質情報を当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	(品質情報及び品質不良等の処理) 第十八条 製造業者等は、製品に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得たときは、その品質情報を当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	18. 第18条(品質等に関する情報及び品質不良等の処理)関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、その品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する事項が当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	25. 第18条(品質情報及び品質不良等の処理)関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等が製品に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得た場合にあらかじめ指定した者に行わせる業務について規定するものであること。製品に係る品質情報をとして、製品の製造に使用した原料等の品質に関する情報も含まれるものであること。あらかじめ指定した者については、製品に係る品質情報を得たときは、製品を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を探ること。	一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を探ること。	一 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を探ること。	① 第18条第1項第1号関係 当該品質情報に係る事項がその製造所に起因するものであるか否かによらず、得られた品質情報を記載した記録の作成及び保管の事項のうち該当するものについて記載するものであること。 ア. 当該記録を作成した日付、当該記録の管理番号及び製品の責任者の氏名 イ. 製品に係る品質情報を最初に得た日付(第一報の入手日)及び開闢する追加の品質情報を得た日付 ウ. 上記イ. の品質情報を提供した者の名称又は氏名及び所在地又は住所並びに提供した経緯 エ. 上記イ. の品質情報を提出した際の発生又は判明した日付及び場所並びに製品品質に好ましくない影響を及ぼす又はそのおそれのある事項の詳細(関連する場所、物品等の画像を含む。) オ. 上記イ. の品質情報を関連する原料、資材及び製品の名称(又は原料、資材若しくは製品の規格に開闢する参考番号)及びロット番号(ロット番号(開連するロット、製造番号)又は管理単位番号(開連するロット、製

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案 追番号又は管理単位の範囲が特定された時に付記する。) 備考
(回収処理) 第十九条 製造業者等は、製品の品質等に関する理由により回収が行われるときは、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	19. 第19条(回収処理)関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、製品の回収処理に関する業務を行わせなければならぬことを規定したものである。当該業務の実施には、必要に応じて品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (2) 再生医療等製品の回収処理に関する業務は、その製造販売を行う製造販売業者がGQP省令規定に基づき行うものであり、回収処理に関する業務に關しては、製造業者等は製造販売業者の指示に従うこと。 (3) 中間製品に係る製品の回収処理については、当該中間製品に係る製品の製造業者等が、この条の規定に基づき行うものであること。	19. 第19条(回収処理)関係 (1) 第19条第1項第1号関係 ① 第19条第1項第1号に規定する製品を区分して一定期間保管した上で、適切な処理を要するものであること。 ア. 回収製品を保管する期間として、その処理が決定されるまでの期間、その製造所に起因する品質不良について原因が究明されるまでの期間等が考えられるものである。 イ. 市場に出荷された最終製品たる再生医療等製品がGQP省令第12条の規定に従つて行うものであり、市場から回収された最終製品を保管する場合には、当該製造販売業者との連携が求められる。	26. 第19条(回収等の処理)関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等が、あらかじめ指定した者に、製品の回収処理に関する業務を行わせなければならぬよう引き取らざる場合を指し、最終販売等に供されない場合に「回収製品」という。)を保管する場合にあらかじめ指定した者に行わせる業務について規定するものであること。なお、当該回収製品がその製造所に起因するものであるか否かによらず、回収製品を保管する場合に適用されるものであること。あらかじめ指定した者については、回収製品の内容等に応じて、その処理に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。
一 回収した製品を保管する場合においては、その製品を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。	一 回収された製品を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。	一 回収された製品を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。 (4) 第1号の規定は、当該製造所に起因するものであるか否かにかかわらず、製品に係る全ての回収について適用されるものであること。 (5) 第1号の「一定期間」とは、回収した製品の位置を決定するまでの期間をいうものであること。	① 第19条第1項第1号関係 ② 第19条第2号関係 その回収に至った理由によらず、回収製品の内容を記載した保管及び処理の記録を作成し、保管するとともに、品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者への文書による報告を要するものであること。 ア. 回収製品の保管及び処理の記録には、その回収製品の内容等に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。 イ. 製造販売業者からの回収に係る業務の指示内容 ウ. 回収の対象となった製品の名称、構造、特性、包装形態、数量及びロット番号又は製造番号
二 回収の内容を記載した回収処理記録を作成し、保管するとともに、品質部門及び製造管理者に対して文書により報告すること。ただし、当該回収に至つた理由が当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合は、この限りでない。	二 回収された製品の内容を記載した回収の内容を記載し、これを保管するとともに、品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者に對して文書により報告すること。	二 回収された製品の内容を記載した回収の内容を記載し、これを保管するとともに、品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者に對して文書により報告すること。	③ 第19条第2号関係 (6) 第2号の規定は、当該製造所に起因するものでないことが明らかなる場合を除き、製品に係る全ての回収について適切に処理の記録を作成し、これを保管するものであること。 (7) 第2号の「回収処理記録」とは、次の事項を含むものであること。 ア. 回収の対象となった製品に係る再生医療等製品の製造販売業者名 イ. 製造販売業者からの回収に係る業務の指示内容 ウ. 回収の対象となった製品の名称、構造、特性、包装形態、数量及びロット番号又は製造番号
三 回収の結果	三 回収の結果	三 回収の結果 (8) 第2号の規定は、製造管理者が第6条第1項第2号の業務を適切に遂行することができるよう、製造管理者への報告を求めているものであること。	④ 第19条第3号 (イ) 回収製品の内容(名称、性状又は剖形、包装の形態及び単位、数量、ロット番号(ロットを構成しない回収製品については製造番号)等) (ウ) 回収製品に係る製造販売業者の名称、回収製品の保管及び処理に関する指示事項等 (エ) 回収製品を保管した場所及び期間(始期及び終期の日付)、保管に從事した職員の氏名又はイニシャル等 (オ) 回収製品の処理の方法及び結果、処理に從事した職員の氏名又はイニシャル等 (2) 使用又は出荷に不適とされた原料(生物由来原料が微生物等により汚染されている場合を含む。)、資材及び製品(中間製品を含む。)の保管及び処理について、GCCTP省令第19条第1項第1号及び第2号の業務が行われるものであること。
(新設)	2. 用途又は出荷に不適とされた原 料、資材及び製品の保管及び処理につ いては、前項の規定を準用する。	(新設)	(2) 使用又は出荷に不適とされた原料(生物由来原料が微生物等により汚染されている場合を含む。)、資材及び製品(中間製品を含む。)の保管及び処理について、GCCTP省令第19条第1項の規定を準用するものであること。あらかじめ指定した者については、使用又は

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
			<p>出荷に不適とされた原料、資材又は製品の内容等に応じて、その処理に関して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCTP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。</p> <p>① 第19条第2項において準用する同条第1項第1号関係</p> <p>使用又は出荷に不適とされた原料、資材及び製品を区分して一定期間保管した後、適切な処理を要するものであること。</p> <p>ア、GCTP省令第12条第2項第4号に規定する試験検査がOOSとなつたことにより使用又は出荷に不適とされた原料、資材及び製品について、同項第7号の原因究明のため一定期間保管する場合が考えられるものであること。</p> <p>イ、製造手順等からの逸脱に起因して使用又は出荷に不適とされた原料、資材及び製品について、GCTP省令第17条第1項第1号の影響調査及び同項第2号の原因究明のため一定期間保管する場合が考えられるものであること。</p> <p>ウ、法第50条から第52条までの規定による記載事項に変更があつた場合には、変更前の記載がなされている資材及び製品について、それぞれ使用及び出荷に適さないものとして区分して保管し、適切に処理することが求められる。</p> <p>エ、使用又は出荷に不適とされた製品（中間製品を含む。）及び原単について、再加工等の処理により使用又は出荷に供することは、製品品質に好ましくない影響を及ぼすおそれがあるほか、承認再生医療等製品に係る製品（中間製品を含む。）及びその原単にあっては承認事項に附つていなければそれが大きいものであること。</p> <p>② 第19条第2項において準用する同条第1項第2号関係</p> <p>使用又は出荷に不適とされた理由によらず、その原料、資材及び製品の内容を記載した保管及び処理の記録の作成及び保管、並びに品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者への文書による報告を要するものであること。</p> <p>ア、使用又は出荷に不適とされた原料、資材又は製品の保管及び処理の記録には、使用又は出荷に不適とされた原料、資材又は製品の内容等に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。</p> <p>（ア）当該記録を作成した日付、当該記録の管理番号及び作成の責任者の氏名</p> <p>（イ）使用又は出荷に不適とされた原料、資材又は製品の内容（名称、性状又は剤形、包装の形態及び単位、数量、ロット番号（ロットを構成しない製品等については製造番号）等）</p> <p>（ウ）使用に不適とされた原料又は資材について、その供給者の名称</p> <p>（エ）使用又は出荷に不適とされた原料、資材又は製品の保管及び処理に関する注意事項等</p> <p>（オ）使用又は出荷に不適とされた原料、資材又は製品を保管した場所及び期間（始期及び終期の日付）、保管に從事した職員の氏名又はニシヤル等</p>	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(自己点検) 第二十条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	20. 第20条（自己点検）関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、自己点検を行う業務を行わせなければならないことを規定したものである。次に掲げる業務を行わせなければならない。 (2) 第1項の「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責任等については第7条第4項の文書において、完全に規定しておくこと。 (3) 原則として、自己点検を行う職員は、自らが從事している業務に係る自己点検を担当しないこととすることが望ましいこと。ただし、業務を熟知した者が同一部門の者以外にはいない等やむを得ない場合には、一部門の者によって、自己点検を行う職員の適格性等をあらかじめ確認しているときには、この限りでない。	20. 第20条（自己点検）関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる自己点検に係る業務について規定するものとし、上記ア、イの記録に基づく文書による報告を踏まえ、製造管理者によりGMP省令第6条第1項第1号及び第2号の業務が行われるものであること。	26. 第20条（自己点検）関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる自己点検に係る業務について規定するものとし、上記ア、イの記録に基づく文書による報告を踏まえ、製造管理者によりGMP省令第6条第1項第1号及び第2号の業務が行われるものであること。	
一 当該製造所における製品の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。	一 製造・品質関連業務について定期的に自己点検を行うこと。	一 製造・品質関連業務について定期的に自己点検を行うこと。	① 第20条第1項関係 製造・品質関連業務が適切かつ実効性をもつて行われるかどうかを評価するため、その製造工程に応じて、次に掲げる業務のうち該当するものについて定期的に自己点検を要するものであること。 ア. GCIP省令第6条第1項各号の製造管理者の業務 イ. 製品標準書及びGCIP省令第9条第1項の手順書の作成等に係る業務 ウ. GCIP省令第9条の2、第10条第1項第8号に規定する交叉汚染の防止措置に係る業務 エ. GCIP省令第10条、に規定する構造設備の保守、点検等に係る業務 オ. GCIP省令第11条に規定する製造管理に係る業務 カ. GCIP省令第12条第1項に規定する参考品及び保存品の保管に係る業務 キ. GCIP省令第12条第2項及び第3項に規定する品質保証及び試験検査に係る業務 ク. GCIP省令第12条の2第1項に規定する安定性モニタリングに係る業務 ケ. GCIP省令第12条の3第1項に規定する原料等の供給者の管理に係る業務 コ. GCIP省令第12条の4規定する外部委託業者の管理 メ. GCIP省令第13条第1項に規定する製造所からの出荷の管理に係る業務 シ. GCIP省令第14条第1項に規定するバリデーションに係る業務 タ. GCIP省令第15条に規定する製品品質の照査に係る業務 チ. 品質等に関する情報及び品質不良等の処理に関する業務	セ. GCIP省令第16条に規定する変更に関する業務

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
二、従前の自己点検の結果に基づき採られた改善措置 ト、教育訓練に関する業務 ナ、文書及び記録の管理に関する業務 ニ、記録の保管の特例に関する業務 チ、その他自己点検を行うべき製造所における製品の 製造管理及び品質管理に関する事項	ツ、回収処理に関する業務	ノ、GCIP省令第17条に規定する逸脱の管理に係る業務 タ、GCIP省令第18条に規定する品質情報及び品質不良等の処理に係る業務 チ、GCIP省令第19条に規定する回収等の処理に係る業務 シ、GCIP省令第21条に規定する教育訓練に係る業務 ヲ、GCIP省令第22条第1項に規定する文書及び記録の管理並びに同令第23条、に規定する文書及び記録の保管に係る業	ノ、GCIP省令第17条に規定する逸脱の管理に係る業務 タ、GCIP省令第18条に規定する品質情報及び品質不良等の処理に係る業務 チ、GCIP省令第19条に規定する回収等の処理に係る業務 シ、GCIP省令第21条に規定する教育訓練に係る業務 ヲ、GCIP省令第22条第1項に規定する文書及び記録の管理並びに同令第23条、に規定する文書及び記録の保管に係る業	
二、自己点検の結果を製造管理者に対して文書により報告すること。	(5) 第1項第2号に規定する製造管理者に対する自己点検の結果についての文書による報告は、次の事項を含むものとすること。 ア、実施年月日 イ、自己点検の結果に基づく全ての指摘事項及び判定 ウ、改善が必要な場合においては改善の提案	(2) 第20条第1項第2号関係 自己点検の結果について、品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者への文書による報告を要するものであること。 ア、自己点検の結果の文書による報告(以下「自己点検報告書」という。)には、その自己点検の内容等に応じて、次に掲げる事項のうち該当するものについて記載するものであること。 (ア) 自己点検報告書の作成及び承認の日付、自己点検報告書の管理番号並びに作成及び承認の責任者の氏名 (イ) 自己点検の対象となつた業務、当該業務に係る自己点検の対象期間(例えば、前回の自己点検から今回の自己点検までの期間について始期及び終期の日付)、その期間に当該業務に從事した職員の氏名又はニシヤル等 (ウ) 自己点検に係る作業に費やされた時間(自己点検の始期及び終期の日付)、当該作業を担当した職員の氏名又はニシヤル等(エ) 自己点検によって検知された不適合の他の望ましくない状況の有無及び詳細(その原因となるたる又はなり得る状況の特徴を含む。)並びに提案される改善(是正措置及び予防措置) イ、上記ア、の自己点検報告書を踏まえ、製造管理者によりGCIP省令第6条第1項第1号及び第2号の業務が行われるものであること。	(2) 第20条第1項第3号関係 自己点検の結果について、記録の作成及び保管を要するものであること。なお、上記②ア、の自己点検報告書が自分点検の結果を兼ねる場合には、別途作成することを要しないものであること。	
三、自己点検の結果の記録を作成し、これを保管すること。	(6) 第1項第3号の「記録」は、自己点検の結果に基づき採られた措置に関する記述を含むものとすること。	(3) 第20条第1項第3号関係 自己点検の結果について、記録の作成及び保管を要するものであること。	(2) 上記(1)①の自己点検の結果から製造・品質関連業務に關する改善が必要な場合には、製造業者等は、GCIP省令第6条第1項第2号の規定による製造管理者からの報告を踏まえ、所要の措置(GCIP省令第7条第1項に規定する責任者の適切な配置、同条第3項に規定する人員の十分な確保、同条第4項に規定する管理体制の整備、その他必要な資源の配分、同令第21条に規定する教育訓練等)をとることともに、当該措置の記録の作成及び保管をするものであること。	
2、製造業者等は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。	2、製造業者等は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造・品質開連業務に關し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。	(2) 上記(1)①の自己点検の結果から製造・品質関連業務に關する改善が必要な場合には、製造業者等は、GCIP省令第6条第1項第2号の規定による製造管理者からの報告を踏まえ、所要の措置(GCIP省令第7条第1項に規定する責任者の適切な配置、同条第3項に規定する人員の十分な確保、同条第4項に規定する管理体制の整備、その他必要な資源の配分、同令第21条に規定する教育訓練等)をとることともに、当該措置の記録の作成及び保管をするものであること。	27、第21条(教育訓練)関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に、教育訓練に関する業務を、当該業務の実施に応じて必要な措置を行わせなければならないことを規定したものであること。なぜなければならぬことは、教育訓練の実施には、必ず品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (2) 「あらかじめ指定した者」とは、教育訓練に係る業務の内容を熟知した職員のうち、当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の文書において	
(教育訓練) 第二十一条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。 ニ、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。	(教育訓練) 第二十一条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	(教育訓練) 第二十一条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	(教育訓練) 第二十一条 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
一 製造・品質管理業務に從事する職員に対して、製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。	一 製造・品質管理業務に從事する職員に対して、製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。	適切に規定しておくこと。  (3) 第1号の「職員」とは、製造・品質管理業務に從事する職員並びにその他の製品の品質等に影響を及ぼす可能性のある者（保守及び清掃作業員を含む。）をいわるものであること。	(1) 第21条第1号関係  ① 教育訓練を受ける職員は、製造・品質関連業務に従事し、製品品質に影響を及ぼすうる職員（作業所、設備、器具等の清掃、保守、滅菌、点検整備等の業務に従事する職員を含む。）であること。  ② 製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練は、当該職員の從事する業務の種類、内容等に応じて、必要な知識の教育並びに技能及び技術の実技訓練からなるものであります、次に掲げる内容を含むものであること。 ア. GCTP概論（関係法令を含む。） イ. 衛生管理概論 ウ. その製造業者等の品質方針、製造所における品質目標、管理体制等、医薬品品質システムの概要 エ. 各職員の業務に関する教育訓練（技能及び技術の実技訓練を含む。）	
		(4) 第1号の「教育訓練」とは、理論的教育と実地訓練からなるものであること。	(2) 第21条第2号関係  ③ 計画的に実施するとは、教育訓練の責任者が定めた教育訓練プログラムに基づいて実施すること。	
		(5) 第1号の「計画的に実施すること」とは、教育訓練について、その実効性を定期的に評価したこと。	(2) 第21条第3号関係  ④ 製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練とは、教育訓練を受ける職員の作業の種類及び内容に照らして、製品の品質管理及び品質管理に関する必要な教育訓練であつて、次の事項に関する教育訓練を含むもの（第2号及び第3号に掲げる教育訓練を除く。）であること。 ア. GCTP概論（関係法令（GCTP省令及び再生医療等製品に係る薬局等構造設備規則の規定を含む。）の目的、イ. 衛生管理概論（GCTP省令に規定する衛生管理の目的、考え方等の概要を含む。） ウ. 当該製造業者等（又は製造所）におけるGCTPの概要 エ. 実際に実施する作業に関する事項（実地訓練を含む。）	
二 製造又は試験検査に從事する職員に対する教育訓練を実施すること。	二 製造又は試験検査に從事する職員に対する教育訓練を実施すること。	(7) 第2号の「その他必要な教育訓練」とは、化学、無菌性保証に関する事項、分子生物学、免疫学、衛生学、微生物学、医学、歯医学その他の必要な教育訓練を実施すること。	(2) 第21条第2号関係  第2号の「その他必要な教育訓練」とは、化学、無菌性保証に関する事項、分子生物学、免疫学、衛生学、微生物学、医学、歯医学その他の必要な教育訓練を実施すること。	
三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域での作業に從事する職員に対する教育訓練を実施すること。	三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域での作業に從事する職員並びに製品の製造のために必要な衛生管理、微生物学、医学、歯医学その他の必要な教育訓練を実施すること。	(8) 第3号は、清浄度管理区域及び無菌操作等区域、感染性の病原性保証にかかる事項、分子生物学、免疫学、衛生学、微生物学、医学、歯医学その他の必要な教育訓練を実施すること。	(3) 第21条第3号関係  第3号は、清浄度管理区域及び無菌操作等区域、感染性の病原性保証にかかる事項、分子生物学、免疫学、衛生学、微生物学、医学、歯医学その他の必要な教育訓練を実施すること。	
四 教育訓練の実施状況を製造管理者に対して文書により報告すること。	四 教育訓練の実施状況を品質保証に係る組織及び製造管理者に対して文書により報告すること。	(9) 第4号の「教育訓練の実施状況」とは、次の事項を含むものであること。 ア. 實施年月日 イ. 教育訓練の内容	(4) 第21条第4号関係  教育訓練の実施状況について、品質保証に係る業務を担当する組織及び製造管理者への文書による報告を要するものであること。	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
	ウ. 教育訓練を受けた者の氏名 エ. 教育訓練を行った者の氏名	① 教育訓練の実施状況の文書による報告（以下「教育訓練報告書」という。）には、次に掲げる事項について記載するものであること。 ア. 教育訓練報告書の作成及び承認の責任者の氏名、教育訓練報告書の管理番号並びに作成及び承認の責任者の氏名 イ. 教育訓練を実施した日付又は期間（始期及び終期の日付） ウ. 実施した教育訓練の内容 エ. 教育訓練を受けた職員の氏名、所属等 オ. 教育訓練の責任者の氏名、所属等 ② 上記①の教育訓練報告書を踏まえ、製造管理者によりGCTP省令第6条第1号及び第2号の業務が行われるものであること。	(3) 第21条第5号関係 教育訓練の実施の記録の作成及び保管をするものであること。なお、上記(2)①の教育訓練報告書が教育訓練の実施の記録を兼ねる場合には、別途作成することを要しないものであること。	
五 教育訓練の実施の記録を作成し、これを保管すること。	(新設)	六 教育訓練の実効性を定期的に評価し、必要に応じて改善を図ることとともに、その記録を作成し、これを保管すること。	(4) 第21条第6号関係 ① 教育訓練の実効性を定期的に評価し、必要に応じて改善（例えば、教育訓練プログラムの改訂、拡充等）を図ることとともに、その記録の作成及び保管をするものであること。 ② 教育訓練の実効性に関して、その教育訓練を受けた職員、組織、部門等ごとに業務の種類、内容等に応じて、必要な知識並びに技能及び技術の習熟度を踏まえ、その業務を適切に遂行できるかどうか、教育訓練の頻度及び内容が適切であるかどうか等を定期的に評価する仕組みが求められる。	
(新設)	(新設)	22. 第22条（文書及び記録の管理）関係 (1) この条は、製造業者等が、あらかじめ指定した者に行わせるGCTP省令に規定する文書及び記録の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものである。当該業務の実施には、必要に応じてあること。 (2) 「あらかじめ指定した者」とは、当該業務の内容を熟知した職員のうち当該業務の責任者としてあらかじめ指定した者をいうものであり、当該職員の責務等については第7条第4項の規定による文書において適切に規定されていること。	28. 第22条（文書及び記録の管理）関係 (1) 再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせるGCTP省令に規定する文書及び記録の管理に関する業務を行わせなければならないことを規定したものである。当該業務の実施には、必要に応じてあること。 文書及び記録の管理 第二十二条 製造業者等は、この章に規定する文書及び記録について、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる事項を行わせなければならない。 一 文書を作成し、又は改訂する場合においては、手順書等に基づき、承認、配付、保管等を行うこと。 二 手順書等を作成し、又は改訂するときは、当該手順書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。	① 第22条第1項第1号関係 GCTP省令に規定する文書を作成し、又は改訂する場合には、承認、配付、保管等を要するものであること。当該文書は、その内容等に応じて定期的に照査され、更新されるものとすること。文書の正本から常用の写しを複製するに当たっては、手順書等に基づき、誤りが生じないようにすること。 文書を廃止するに当たっては、手順書等に基づき、廃止された文書が意図に反して使用されることを防止すること。 ② 第22条第1項第2号関係 GCTP省令第9条第1項の手順書を作成し、又は改訂するときは、その作成又は改訂の日付を記載するとともに、当該改訂前の改訂に係る履歴を作成及び改訂するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。
			(4) 第2号の規定は、文書の作成又は改訂に当たっては、手順書等に基づき、承認、配付、保管等を行うことを求めいるものであること。 文書は、その内容等に応じて定期的に照査され、更新されるものとすること。文書の正本から常用の写しを複製するに当たっては、手順書等に基づき、誤りが生じないようにすること。 文書を廃止するに当たっては、手順書等に基づき、廃止された文書が意図に反して使用されることを防止すること。	(4) 第2号の規定は、手順書等の作成又は改訂に当たっては、当該手順書等に作成又は改訂の日付のほか、製品標準書及びGCTP省令第9条第1項の手順書を作成し、又は改訂するときは、その作成又は改訂の日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を作成及び改訂する前に改訂に係る履歴を作成及び改訂するときに、その責任者、内容及び理由を記載するとともに、当該改訂前の改訂に係る履歴を保管し、最新の改訂状況を識別することができるようにしておくことが求められる。
			二 手順書等を作成し、又は改訂するときは、当該手順書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。	二 手順書等を作成し、又は改訂するときは、当該手順書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
るものであること。	の保管を要するものであること。当該履歴については、その文書中に作成及び改訂の日付と併せて記載しておくことで差し支えないものであること。	の保管を要するものであること。当該履歴については、その文書中に作成及び改訂の日付と併せて記載しておくことで差し支えないものであること。	の保管を要するものであること。当該履歴については、その文書中に作成及び改訂の日付と併せて記載しておくことで差し支えないものであること。	
手順書等の改訂に係る履歴は、過去の改訂の日付、内容等が少なくとも5年間（当該手順書等に係る製品の有効期間に1年を加算した期間）遡つて分かることは、その有効期間に1年を加算した期間）遡つておくこと。	なお、手順書等の写し（正本との混同等を防止するために識別表示等の措置を講じること。）が存在する場合において、当該手順書等を改訂するときには、正本を改訂すると同時に写しの配付及び差替えを行う等、全ての写しが確実に改訂されるようにしておくこと。	（5）第3号の規定は、製品による感染症が万一発生した場合における調査等を可能とするため、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に30年を加算した期間、その他の再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に10年を加算した期間記録を保管することを求めていたものであること。なお、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に三十年を加算した期間口再生医療等製品に係る製品（いに掲げるものを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	（5）第3号の規定は、製品による感染症が万一発生した場合における調査等を可能とするため、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に30年を加算した期間、その他の再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に10年を加算した期間記録を保管することを求めていたものであること。なお、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に三十年を加算した期間口再生医療等製品に係る製品（いに掲げるものを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	
三 この省令に規定する文書及び記録を、作成の日（手順書等について（は）使	この章に規定する文書及び記録を、作成の日（手順書等について（は）使	（5）第3号の規定は、製品による感染症が万一発生した場合における調査等を可能とするため、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に30年を加算した期間、その他の再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に10年を加算した期間記録を保管することを求めていたものであること。なお、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に三十年を加算した期間口再生医療等製品に係る製品（いに掲げるものを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	（5）第3号の規定は、製品による感染症が万一発生した場合における調査等を可能とするため、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に30年を加算した期間、その他の再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に10年を加算した期間記録を保管することを求めていたものであること。なお、指定再生医療等製品に係る製品にあっては、その有効期間に三十年を加算した期間口再生医療等製品に係る製品（いに掲げるものを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	
用しなくなつた日）から次に掲げる期	用しなくなつた日）から次に掲げる期	（6）なお、試験検査結果に関する記録としては、製品に係る再生医療等製品の使用により患者等の健康被害が発生したときに原因究明を行うために必要な記録を保管すること。	（6）なお、試験検査結果に関する記録としては、製品に係る再生医療等製品の使用により患者等の健康被害が発生したときに原因究明を行うために必要な記録を保管すること。	
間（教育訓練に係る記録にあっては五年間）保管すること。	間（教育訓練に係る記録にあっては五年間）保管すること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	
イ 指定再生医療等製品に係る製品に	イ 指定再生医療等製品に係る製品に	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	
あつては、その有効期間に三十年を加	あつては、その有効期間に三十年を加	算した期間	算した期間	
算した期間	算した期間	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	
口 再生医療等製品に係る製品（いに掲	口 再生医療等製品に係る製品（いに掲	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	
げるものをを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	げるものをを除く。）にあっては、その有効期間に十年を加算した期間	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	（2）再生医療等製品の製造業者等があらかじめ指定した者に行わせる製品標準書及びGCP省令第9条第1項の手順書並びに命令に規定する記録の信頼性（いわゆるデータ・インテグリティ）の確保に係る業務について規定するものであること。あらかじめ指定した者については、当該文書及び記録の種類、内容等に応じて、その信頼性の確保に關して熟知している職員を責任者としてあらかじめ指定し、その職責及び権限を含め、GCP省令第7条第4項の規定による文書に適切に定めておくことが求められる。いわゆる裏マニュアル、二重記録等の不正確な文書及び記録はもとより以外であるが、再生医療等製品の製造関連の文書及び記録の信頼性の確保については、PLIC/Sの関連ガイドンス文書PI-041 “GOOD PRACTICE FOR DATA MANAGEMENT AND INTEGRITY IN REGULATED GMP/SDP ENVIRONMENTS” 等が参考になるものであること。	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	
二 作成及び保管すべき手順書等並びに記録に欠落がないよう、継続的に管理すること。	二 作成された手順書等及び記録が正確な内容であるよう、継続的に管理すること。	（2）第22条第1項の規定について、その作成及び保管における欠落がないよう、作成時から保管期間が満了するまでの期間にわたって継続的な管理を要するものであること。例えば、作成段階において欠落がないよう必要なチェックを行うほか、作成後において消失、読み取り不能等が生じないよう適切なバックアップを行う等が考えられるものであること。	（2）第22条第1項の規定について、その作成及び保管における欠落がないよう、作成時から保管期間が満了するまでの期間にわたって継続的な管理を要するものであること。例えば、作成段階において正確な内容となるよう必要なチェックを行いうまか、作成後において消失、読み取り不能等が生じないよう適切なバックアップを行う等が考えられるものであること。	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	

現行省令	改正省令案	現行課長通知	改正課長通知案	備考
(新設)	三 他の手順書等及び記録の内容との不整合がないよう、継続的に管理すること。	(新設)	いよいよ適切な保全措置をとる等が考えられるものであること。	
(新設)	四 手順書等若しくは記録に欠落があった場合又はその内容に不正確若しくは不整合な点が判明した場合には、その原因を究明し、所要の是正措置及び予防措置をとること。	(新設)	③ 第22条第2項第3号関係 当該文書及び記録について、関連する他の文書及び記録との整合性及び一貫性が保たれる) よう、作成時から保管期間が満了するまでの期間にわたって継続的な管理をするものであること。例えば、他の文書及び記録との整合性及び一貫性について照合を行う、異同、転記ミス、データのコピーエラーその他作業上の過誤を防止する措置をとる等が考えられるものであること。 ④ 第22条第4号関係 当該文書又は記録について、欠落があつた場合には、その原因を究明し、所要の是正措置及び予防措置をとらなければならないものであること。	
(新設)	五 その他手順書等及び記録の信頼性を確保するために必要な業務を確保するために必要な業務	(新設)	⑤ 第22条第5号関係 その他当該文書及び記録の信頼性の確保に必要な業務としては、当該文書及び記録について、作成及び保管に関する業務に從事する職員への必要な教育訓練の実施、作成及び保管に使用する設備、物品等の点検整備等が考えられるものであること。	
(新設)	六 前各号の業務に係る記録を作成し、これを保管すること。	(新設)	⑥ 第22条第6号関係 上記①から⑤までの業務に係る記録の作成及び保管をするものであること。	
(新設)	(記録の保管の特例) 第二十三条 前条の規定にかかるわらず、製造業者等は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品に係る製品の記録に關する特別な要求事項について規定したものであること。 (2) 「厚生労働大臣が指定する再生医療等製品」は、前条に規定する記録を、今後、必要に応じ別途指定されるものであること。	23. 第23条（記録の保管の特例）関係 (1) この条は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品に係る製品の記録に關する特別な要求事項について規定したものであること。 (2) 「厚生労働大臣が指定する再生医療等製品」は、今後、必要に応じ別途指定されるものであること。	41. 第23条（記録の保管の特例）関係 (1) この条は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品に係る製品の記録に關する特別な要求事項について規定したものであること。 (2) 「厚生労働大臣が指定する再生医療等製品」は、今後、必要に応じ別途指定されるものであること。	
(新設)	(記録の保管の特例) 第二十三条 前条の規定にかかるわらず、製造業者等は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品に係る製品に応じて、あらかじめ指定期間に定めた者に、前条に規定する記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保管させなければならない。ただし、原材料採取業者等との間で取決めを締結する場合は、あらかじめ指定期間に定めた者に、当該原材料採取業者等ににおいて当該期間適切に保管することとしており、当該期間において当該期間においてはこの限りでない。	23. 第23条（記録の保管の特例）関係 (1) この条は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品に係る製品の記録に關する特別な要求事項について規定したものであること。 (2) 「厚生労働大臣が指定する再生医療等製品」は、今後、必要に応じ別途指定されるものであること。	42. その他（電磁的記録等について） 「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における申請等による取扱いの取扱い、報告又は指示について、以下の要領により、電磁的記録媒体又は情報通信技術を利用すること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (1) 記録の保管 「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における申請等による取扱いの取扱い、報告又は指示について」（平成17年4月1日薬食発第0401022号）の要件を満たし、かつ、次の措置を講じている場合には、この省令に規定する記録の記録（生データを除く）を画面に代えて電磁的記録媒体により保管しても差し支えない電磁的記録媒体に保管された記録の故意又は過失による書き換え、消去及び混同を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 (ア) 電磁的記録媒体への記録の入力を行う装置は、あらかじめ指定された作業者を認識し、指定された者による記録の入力、変更及び削除を防止できるものである	
(新設)	(記録の保管) 第二十三条 前条の規定にかかるわらず、原材料採取業者等との間で取決めを締結する場合においては、当該原材料採取業者等ににおいて当該期間適切に保管することとしており、当該期間においてはこの限りでない。	24. その他（電磁的記録等について） 「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における申請等による取扱いの取扱い、報告又は指示について、以下の要領により、電磁的記録媒体又は情報通信技術を利用すること。当該業務の実施に当たっては、必要に応じ品質リスクマネジメントの活用を考慮すること。 (1) 記録の保管 「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における申請等による取扱いの取扱い、報告又は指示について」（平成17年4月1日薬食発第0401022号）の要件を満たし、かつ、次の措置を講じている場合には、この省令に規定する記録の記録（生データを除く）を画面に代えて電磁的記録媒体により保管しても差し支えない電磁的記録媒体に保管された記録の故意又は過失による書き換え、消去及び混同を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 (ア) 電磁的記録媒体への記録の入力を行う装置は、あらかじめ指定された作業者を認識し、指定された者による記録の入力、変更及び削除を防止できるものである		



現行省令	現行課長通知	改正省令案	改正課長通知案	備考
	<p>することにより文書を作成することができるものでなければならないこと。</p> <p>(イ) ファイルに記録された内容について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。</p> <p>製造業者等は、情報通信の技術を利用する方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方にに対し、ア.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>工.製造業者等は、相手方から文書又は電磁的方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方に工.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>工.製造業者等は、相手方から文書又は電磁的方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方に工.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>（3）文書による報告又は指示</p> <p>製造業者等が、この省令に規定する文書による報告又は指示がなされるに当たつて情報通信の技術を利用する方法によることとするときには、上記（2）について必要な読み替えを行った上で準用すること。</p> <p>（3）文書による報告又は指示</p> <p>製造業者等が、この省令に規定する文書による報告又は指示がなされるに当たつて情報通信の技術を利用する方法によることとするときには、上記（2）について必要な読み替えを行った上で準用すること。</p>	<p>（イ）ファイルに記録された内容について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。</p> <p>製造業者等は、情報通信の技術を利用する方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方にに対し、ア.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>工.製造業者等は、相手方から文書又は電磁的方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方に工.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>工.製造業者等は、相手方から文書又は電磁的方法により契約を行おうとするときには、あらかじめ、相手方に工.に規定する方法のうち用いようとする方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ること。</p> <p>（3）文書による報告又は指示</p> <p>製造業者等が、この省令に規定する文書による報告又は指示がなされるに当たつて情報通信の技術を利用する方法によることとするときには、上記（2）について必要な読み替えを行った上で準用すること。</p> <p>（3）文書による報告又は指示</p> <p>製造業者等が、この省令に規定する文書による報告又は指示がなされるに当たつて情報通信の技術を利用する方法によることとするときには、上記（2）について必要な読み替えを行った上で準用すること。</p>		以上

